

流山市高齢者支援計画（素案）

（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

— 第8期・令和3年度～令和5年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる

元気で 生き生き 安心 流山

令和2年8月

流山市

目次

第1編：総論.....	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の位置付け	2
2 地域福祉計画とのつながり	3
3 計画の期間.....	4
4 策定方針・策定体制.....	5
第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題.....	6
1 日常生活圏域の設定.....	6
2 高齢者数の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者数の推移	9
(3) 高齢化率の推移	10
(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移.....	11
3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	14
(1) 調査の概要	14
(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域二ーズ調査）結果	15
(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果.....	27
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待.....	34
4 介護保険事業の状況.....	34
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	34
(2) 標準給付費の推移.....	35
5 介護保険制度改正の動向.....	36
6 第7期計画の取組状況の評価.....	37
第3章 第8期計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標と施策目標.....	42
3 施策の体系.....	43
第2編：各論.....	45
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進（地域包括ケアシステムの推進）	46
1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）	48
(1) 生きがい対策の充実	48
(2) 就業の支援	51
(3) 外出の支援	52
(4) 社会参加の推進	53
(5) 健康づくりの推進	57
(6) 介護予防・日常生活支援総合事業との連携（保健事業と介護予防の一体的な実施）	64
2 介護・福祉サービスの充実	77
(1) 地域包括支援センターの機能強化	77
(2) 高齢者福祉サービスの充実.....	81

(3) 介護人材に関する施策（介護支援課）	84
3 在宅での生活の継続を支える地域づくり	86
(1) 地域で安心して暮らすための支援	86
(2) 地域の支え合い活動の推進	87
(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	89
(4) 成年後見制度の普及啓発	90
(5) 介護と医療の連携推進	92
4 認知症に係る総合的な支援	94
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発	95
(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	96
(3) 認知症バリアフリーの推進	99
5 高齢者の住まいに係る施策の推進	100
(1) 高齢者が安心して居住する場の確保	100
(2) 在宅の居住環境の整備	101
第2章 高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）	103
(1) 予防給付サービスの推進（介護支援課）	103
① 介護予防訪問看護	103
② 介護予防訪問リハビリテーション	103
③ 介護予防居宅療養管理指導	104
④ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	104
⑤ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	104
⑥ 介護予防福祉用具貸与	105
⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護	105
⑧ 特定介護予防福祉用具販売	105
⑨ 介護予防住宅改修	106
⑩ 介護予防支援（介護予防ケアプランの作成）	106
(2) 介護給付サービスの推進（介護支援課）	107
① 訪問介護（ホームヘルプサービス）	107
② 訪問入浴介護	107
③ 訪問看護	108
④ 訪問リハビリテーション	108
⑤ 居宅療養管理指導	108
⑥ 通所介護（デイサービス）	109
⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）	109
⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）	109
⑨ 短期入所療養介護（ショートケア）	110
⑩ 福祉用具貸与	110
⑪ 特定施設入居者生活介護	110
⑫ 特定福祉用具販売	111
⑬ 住宅改修	111

⑭ 居宅介護支援（ケアプランの作成）	111
⑮ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	112
⑯ 介護老人保健施設（老人保健施設）	112
⑰ 介護療養型医療施設（療養型病床群）	112
（3）地域密着型サービスの推進（介護支援課）	113
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	113
② 地域密着型通所介護	113
③ 認知症対応型通所介護	114
④ 小規模多機能型居宅介護	114
⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	115
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	115
⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	115
（4）介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）	116
① 訪問型サービス（第一号訪問事業）	116
② 通所型サービス（第一号通所事業）	116
③ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）	116
（5）介護保険サービスの質の充実・適正化の推進（介護支援課）	117
① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援	117
② シルバーサービス事業者連絡会	117
③ 介護相談員派遣	117
④ 介護保険制度モニター	117
⑤ 自立支援型リハビリテーションの推進	118
⑥ 給付適正化	119
（6）介護保険サービスの事業規模及び介護保険料	120
① 要介護・要支援認定者数の見込み	120
② 介護サービスの利用量の見込み	120
③ 介護保険事業にかかる総費用の見込み	120
④ 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定	120
⑤ 第7期と第8期の介護保険料所得段階設定の比較	120
資料編	121
■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿	122
■ 計画の策定過程	122
■ 諮問書	122
■ 答申書	122
■ 第7期（平成30年度～令和2年度）介護保険事業の実績	122
■ 用語集	122

第1編：総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

法的な位置付け

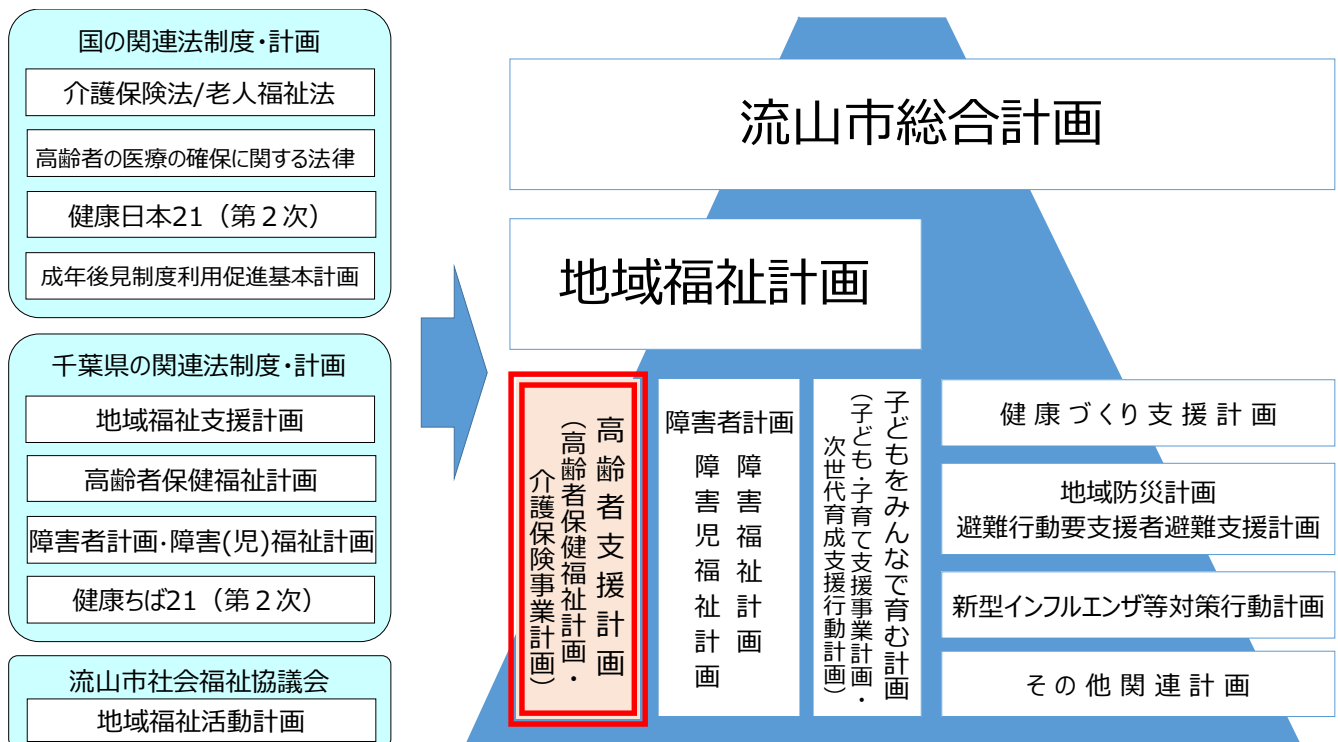
「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

流山市の施策体系での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の個別計画として策定するものです。また、関連する健康づくり支援計画、避難行動要支援者避難支援計画などの個別計画や、教育・住宅・交通などの施策分野とも連携を図っていきます。

関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また、千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下の3|10|11が挙げられます。



2 地域福祉計画とのつながり

流山市では、平成29年3月、地域福祉の基本的方針を示した第3期地域福祉計画を策定しました。第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを通じて、地域のチカラの底上げを目指しています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、地域のチカラを高めていくことを意識していきます。

第3期地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）

身近な地域で解決する福祉のニーズ

地域活動で健康に-人も都市も健康に-

コミュニティの維持
地域活動の担い手

地域活動で
心身ともに健康に

災害時も
地域の活動が大切

多様化する
福祉のニーズ

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

地域福祉を推進する

担い手



自助＝市民

市民一人ひとりができること

- 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。

地域福祉を推進する

つながり



共助＝地域

地域のみんなのできること

自治会・NPO・団体・事業者
民生委員・児童委員・社会福祉協議会等

- 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。
- 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。

地域福祉を推進する

まちづくり



公助＝行政

行政・市が取り組むべきこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ボランティアの養成、権利擁護の取り組みを進める。

3 計画の期間

平成29年3月に策定した計画（第7期計画）を見直し、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第8期計画）を策定します。

なお、介護保険事業計画に関しては、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年（令和22年）の介護需要等を見据えて、中長期的な視野に立った計画として策定します。

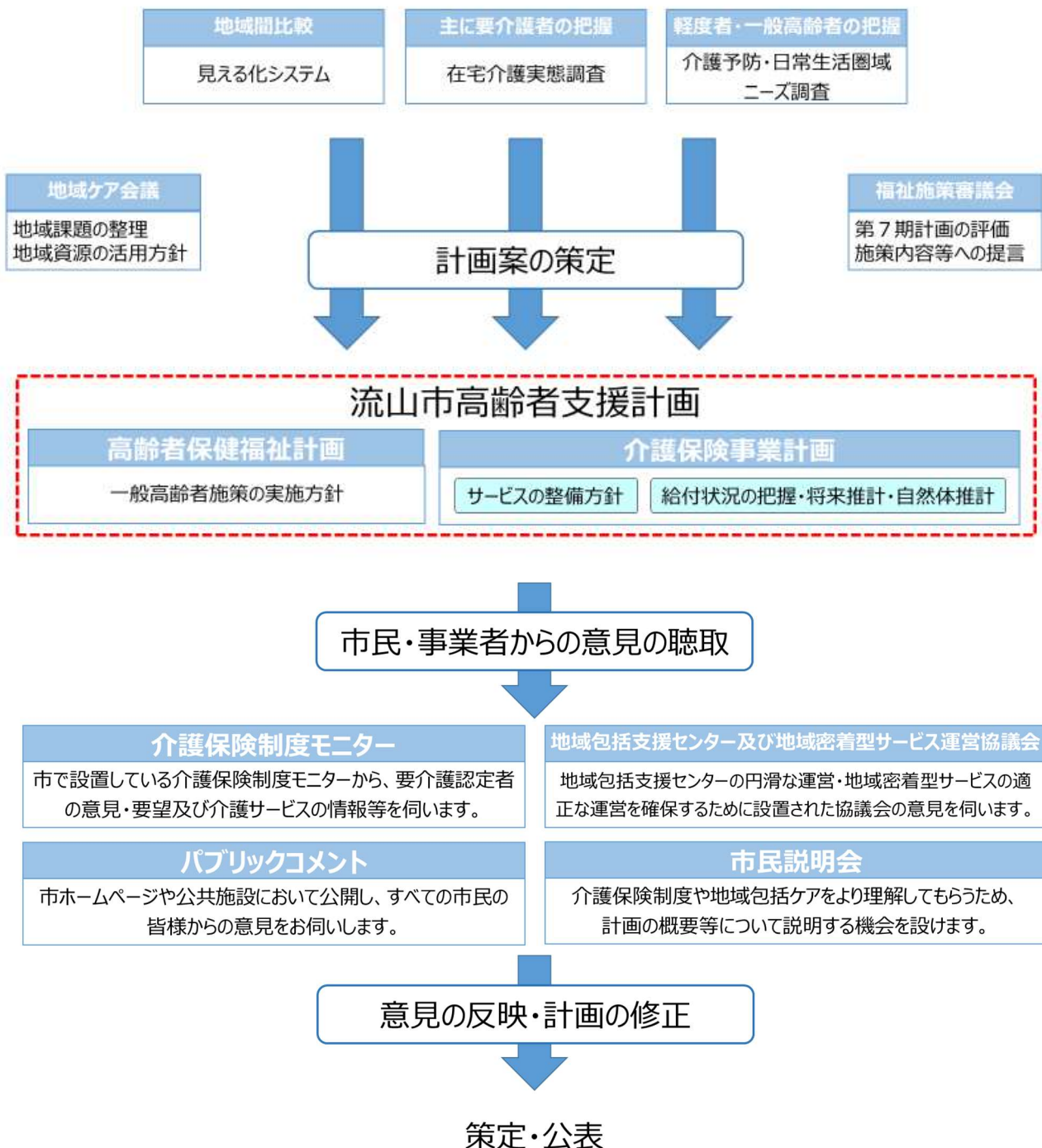
計画名称	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総合計画	基本構想 (令和2年度～)									
	実施計画 (3年間ローリング方式)				基本計画 (令和2～11年度)					
地域福祉計画	第3期 (平成29年度～ 令和3年度)									
高齢者支援計画 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	第7期 見直し 第8期計画 策定	第8期 (令和3～5年度)								
障害者計画	第5次	第6次 (令和3～8年度)								
障害福祉計画	第5期	第6期 (令和3～5年度)								
障害児福祉計画	第1期	第2期 (令和3～5年度)								
子どもをみんなで育む計画 ～子ども・子育て支援総合計画～ (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画)	第2期 (令和2～6年度)									
健康づくり支援計画 (健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり 推進計画・母子保健計画・自殺対策計画)	第2次 (令和2～11年度)									

4 策定方針・策定体制

高齢者数の着実な増加、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

2025年（令和7年）には「団塊の世代」が75歳以上に、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり、介護予防等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するため、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

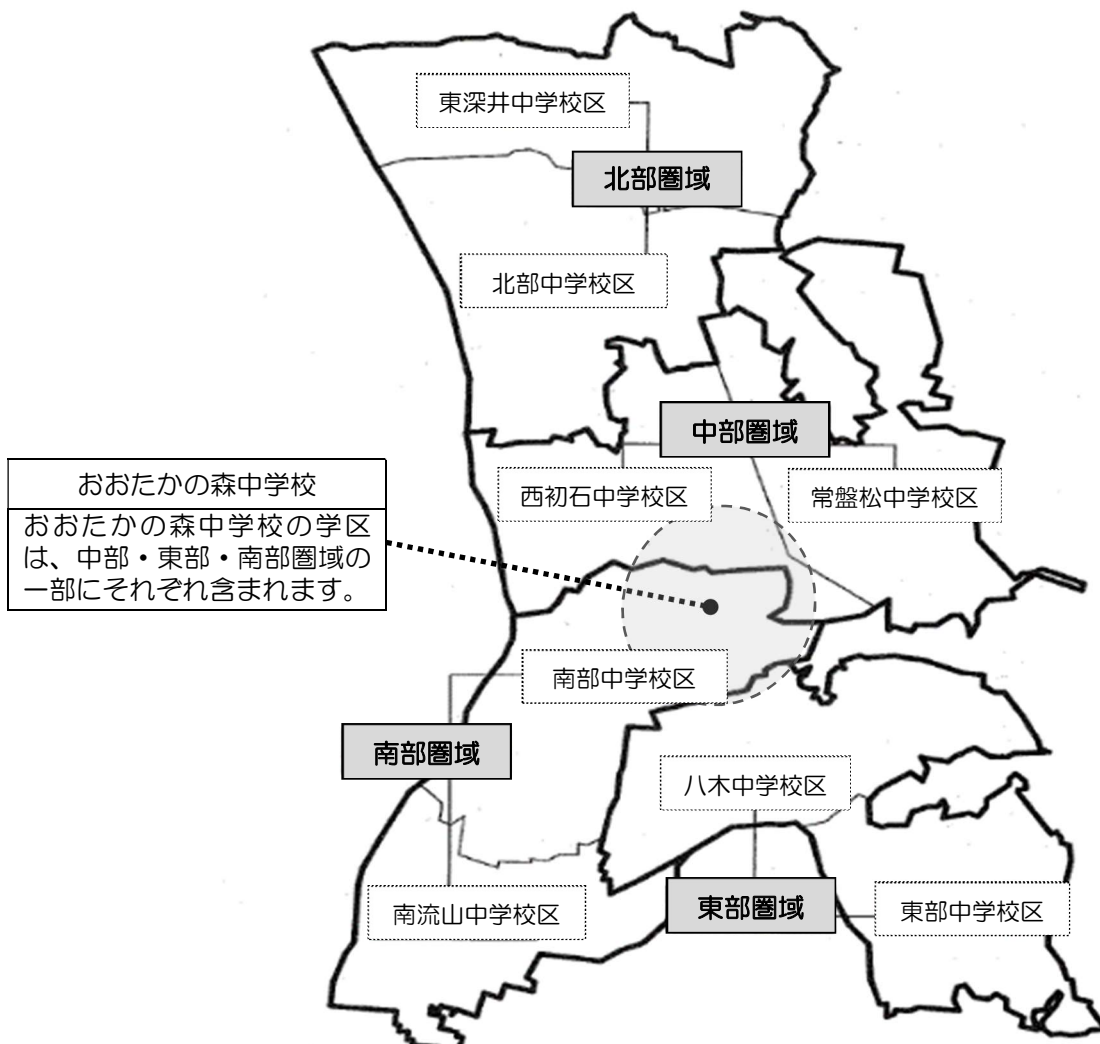
本市では、第3期介護保険事業計画から、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分等を総合的に勘案して、中学校区を基本に、4つの日常生活圏域を定めています。

各圏域においては、高齢者なんでも相談室が中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。

また、高齢化による相談ニーズの増加にも対応するため、人員の増員等による体制の充実に努めています。なお、第7期には、特に高齢者人口が増加している北部圏域について、流山市北部西高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を新設しました。

第8期においても引き続きこれまでの4圏域体制としますが、今後も高齢者人口がさらに増加し各圏域の現況が変化していきます。人員の増員や増設等の体制については、その状況を見極め対応を図ります。

■日常生活圏域図



■日常生活圏域の詳細

(令和2年4月1日現在の字名及び学校区)

圏域	中学校区	該当住所	高齢者なんでも相談室
北部	北部中学校区 東深井中学校区	※東深井小学校区・江戸川台小学校区 東深井の一部/江戸川台東1～4丁目/江戸川台西1～4丁目/こうのす台	北部高齢者なんでも相談室 江戸川台東2丁目 19 番地 旧江戸川台出張所 TEL 04-7155-5366 FAX 04-7154-3207
		※西深井小学校区・新川小学校区 深井新田/平方村新田/西深井/平方/東深井の一部/美原1～4丁目/北/富士見台・富士見台1～2丁目/小屋/中野久木/南/西初石1丁目(73番地を除く)/上新宿新田 35 番地～98 番地	北部西高齢者なんでも相談室 中野久木 421 番地 特別養護老人ホーム花のいろ内 TEL 04-7197-1378 FAX 04-7197-1615
中部	常盤松中学校区 西初石中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	東初石1～4丁目/青田/駒木/駒木台/美田/若葉台/桐ヶ谷/谷/下花輪/上貝塚/大畔/上新宿/上新宿新田 27～34 番地/西初石1丁目 73 番地/西初石2～5丁目/おおたかの森北一～三丁目/おおたかの森南一～三丁目/おおたかの森東一～四丁目/おおたかの森西一～四丁目	中部高齢者なんでも相談室 下花輪 409 番地の6 東葛病院附属診療所内 TEL 04-7150-2953 FAX 04-7158-8419
東部	東部中学校区 八木中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	西松ヶ丘1丁目/松ヶ丘1～6丁目/向小金1～4丁目/前ヶ崎/名都借/宮園1～3丁目/中/芝崎/古間木/前平井/後平井/野々下1～6丁目/長崎1～2丁目/思井の一部/思井一丁目/大字鰯ヶ崎の一部	東部高齢者なんでも相談室 野々下2丁目 488 番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内 TEL 04-7148-5665 FAX 04-7141-2280
南部	南部中学校区 南流山中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	大字三輪野山/三輪野山一～五丁目/大字流山/流山1～9丁目/大字加/加一～六丁目/市野谷/平和台1～5丁目/木/南流山1～8丁目/大字鰯ヶ崎の一部/鰯ヶ崎/鰯ヶ崎二丁目/大字西平井/西平井一～三丁目/思井の一部	南部高齢者なんでも相談室 平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階 TEL 04-7159-9981 FAX 04-7178-8555

■日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・施設等の状況 (令和2年7月現在)

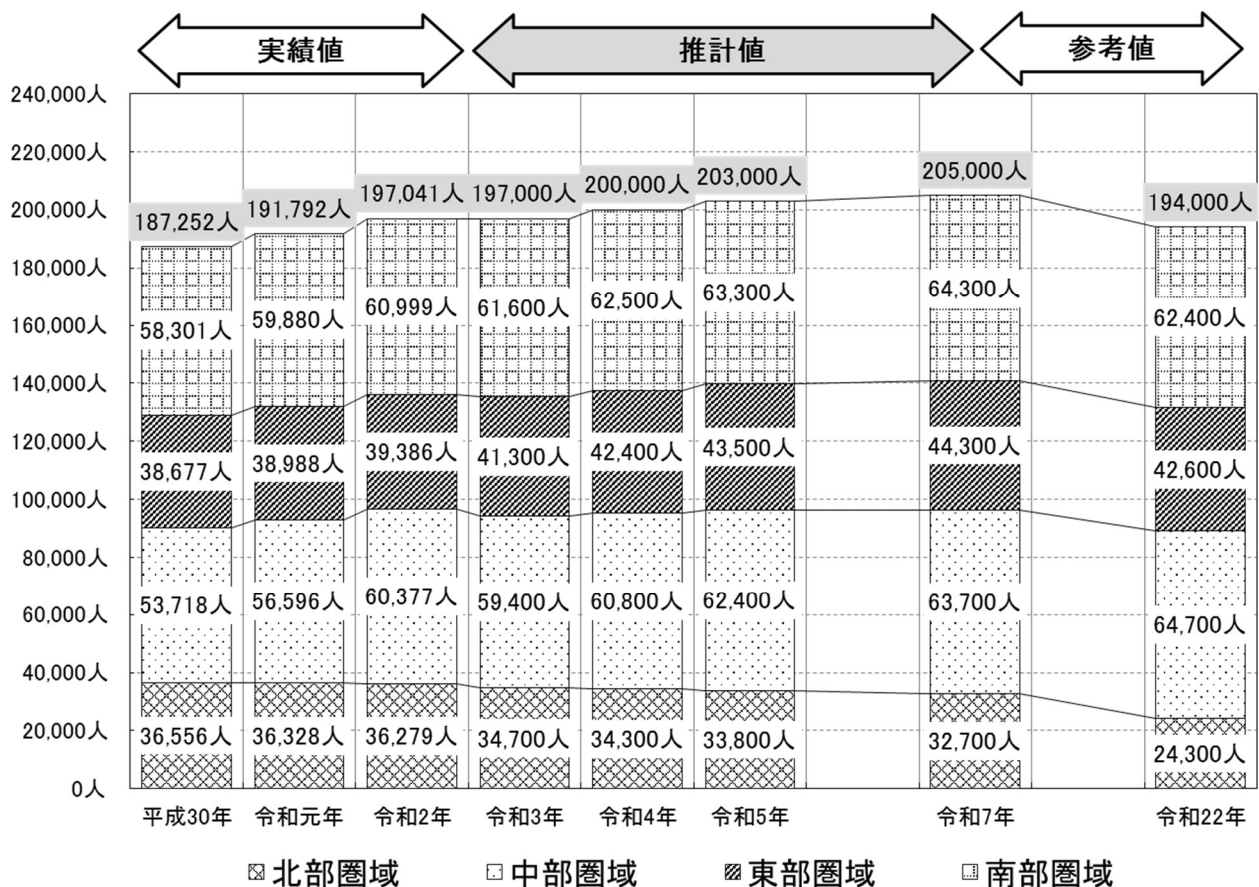
区分	高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	介護保険サービス事業 （在宅・訪問系）										地域密着型サービス							介護保険施設		高齢者福祉施設等											
		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護（デイサービス）	通所リハビリテーション（デイケア）	短期入所生活介護（ショートステイ）	短期入所療養介護（ショートケア）	特定施設入居者生活介護	認知症対応型生活介護（グループホーム）	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時訪問型訪問介護看護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設	ケアハウス	有料老人ホーム（特定施設指定以外）	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター（平日夜間・休日診療所）	ケアセンター	公民館・文化会館	生涯学習センター	高齢者ふれあいの家
北部	2	15	15		2	2	8	2	6	1	2	2	1	1	1	1		1	5	1	1	3	5	1	4	1				1		7
中部	1	14	10		4	0	13	3	6		4	3	1	1	1	2	1	1	2				5		3		1	1		1		6
東部	1	7	9		2	2	4	1	3	1	4	4		1		6		3	1	1	3		4	1					1	1	5	
南部	1	10	12	1	3		9		1		1	2		1		5		1				3	4	4	1			1	3		3	
計	5	46	46	1	11	4	34	6	16	2	11	11	2	4	2	14	1	3	10	2	2	9	14	1	15	3	1	1	1	6	1	21

2 高齢者数の状況

高齢者数の状況等における人口推計の条件

- ※ 令和2年までの実績値は住民基本台帳人口です。（各年4月1日現在）
- ※ 令和3年以降の推計値は、令和2年4月からスタートした流山市総合計画の策定にあたり算定した将来人口推計における中位推計値を使用しています。（各年4月1日現在）そのため、今後の人口動態によっては推計値より変動する可能性があります。
- ※ 実績値は実数です。推計値は、8頁（1）総人口の推移における合計値のみ1,000人単位で、それ以外の推計値は100人単位で調整しています。

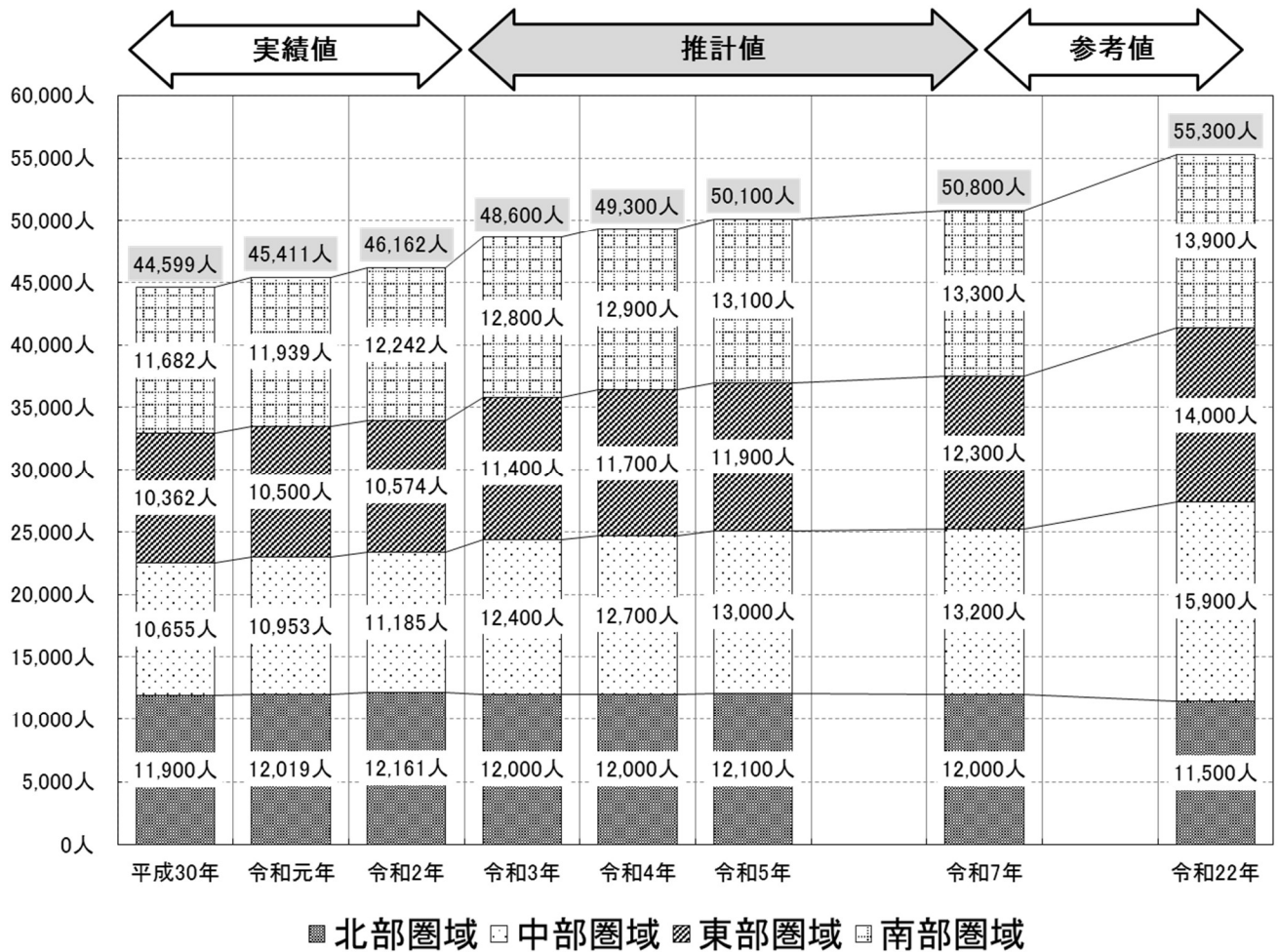
（1）総人口の推移



総人口の推移をみると、年度ごとに増加数のばらつきはあるものの、ゆるやかな上昇傾向にあります。圏域別にみると、開発の影響が大きい中部圏域、南部圏域で増加傾向が顕著となっており、東部圏域、北部圏域ではほぼ横ばい傾向となっています。

なお、長期推計値（参考値）では令和7年の205,000人をピークに、以降減少傾向に転じると予想されますが、令和22年までにかけて緩やかな減少をしていくと見込まれます。

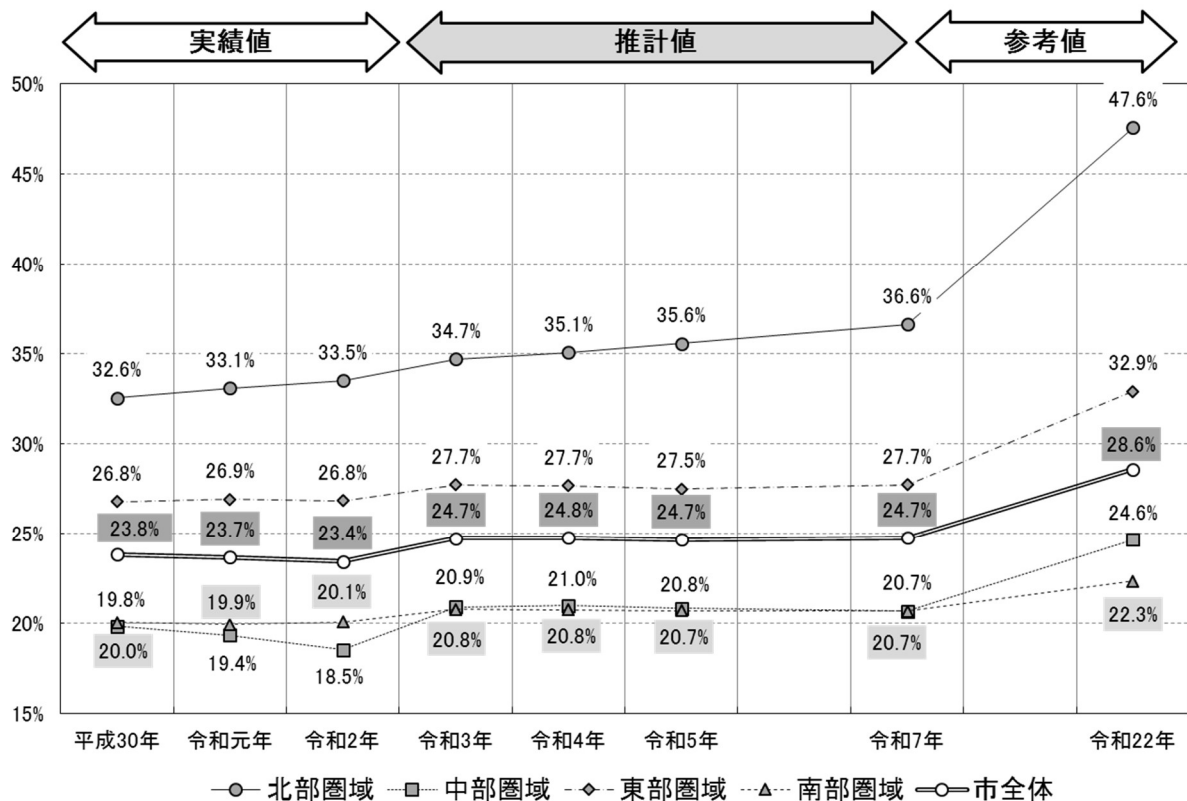
(2) 高齢者数の推移



高齢者数（65歳以上人口）の推移をみると、毎年約1千人の増加となっており、今後も毎年度増加が見込まれます。（平成30年～令和2年で約3.5%増）

圏域別にみても、いずれの圏域でも増加していくと見込まれますが、北部圏域においては令和3年以降ほぼ横ばいに推移していくと予測されます。

(3) 高齢化率の推移



高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、子育て世代の転入が続いているため、平成30年～令和2年度にかけて、市全体としては若干の減少傾向となっています。

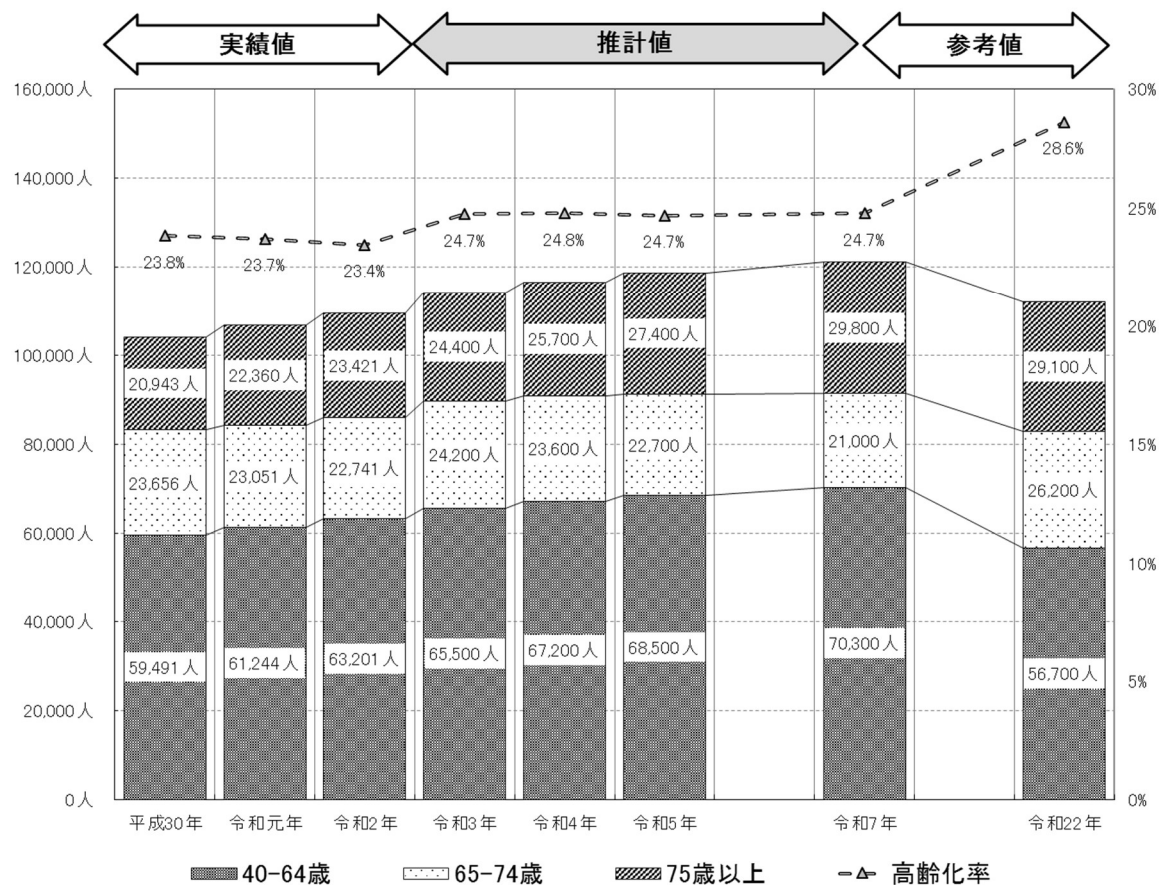
第8期計画期間における市全域の高齢化率については、今後も開発の状況やこれに伴う転入者の年齢層に影響を受ける可能性があり、全体として第8期計画期間中はほぼ横ばいの傾向にあると考えられます。

しかしながら圏域別で見ると、圏域ごとに状況が大きく異なります。北部圏域は第6期・第7期計画期間同様に増加傾向が続き、33%超にまで上昇しています。その一方で、中部圏域は、つくばエクスプレス沿線の開発に伴って子育て世代の転入者が多いこと等が影響し、高齢化率は下がっています。また、これまで増加傾向にあった東部圏域と減少傾向にあった南部圏域においては、ほぼ横ばいの推移となっています。

なお、高齢化率が最も低い南部圏域においても、令和2年には高齢者数は最も高齢化率が高い北部圏域を上回り（両圏域の差は81人）令和3年以降は更なる増加が見込まれることから、高齢化率だけでなく、高齢者の実数にも留意しながら計画を遂行していきます。

(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移

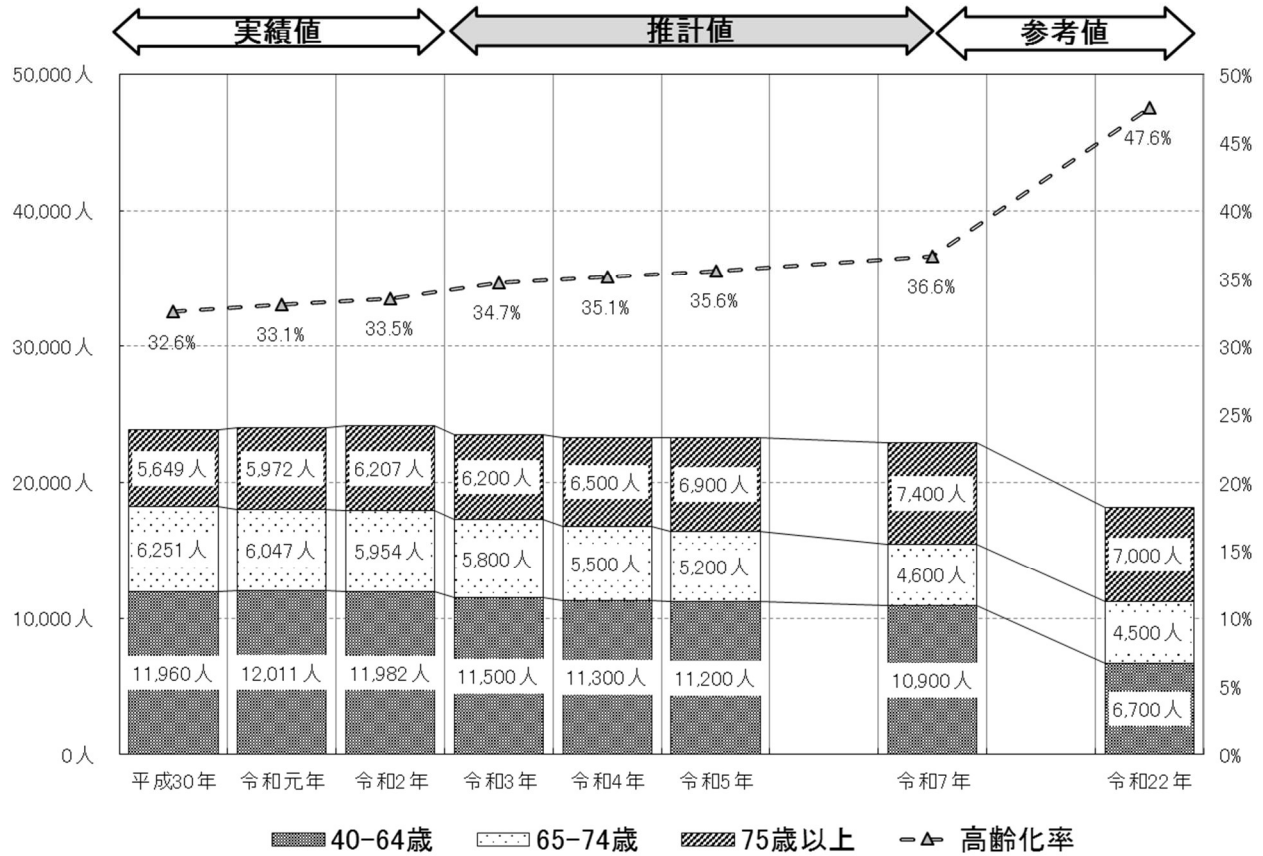
■流山市全域



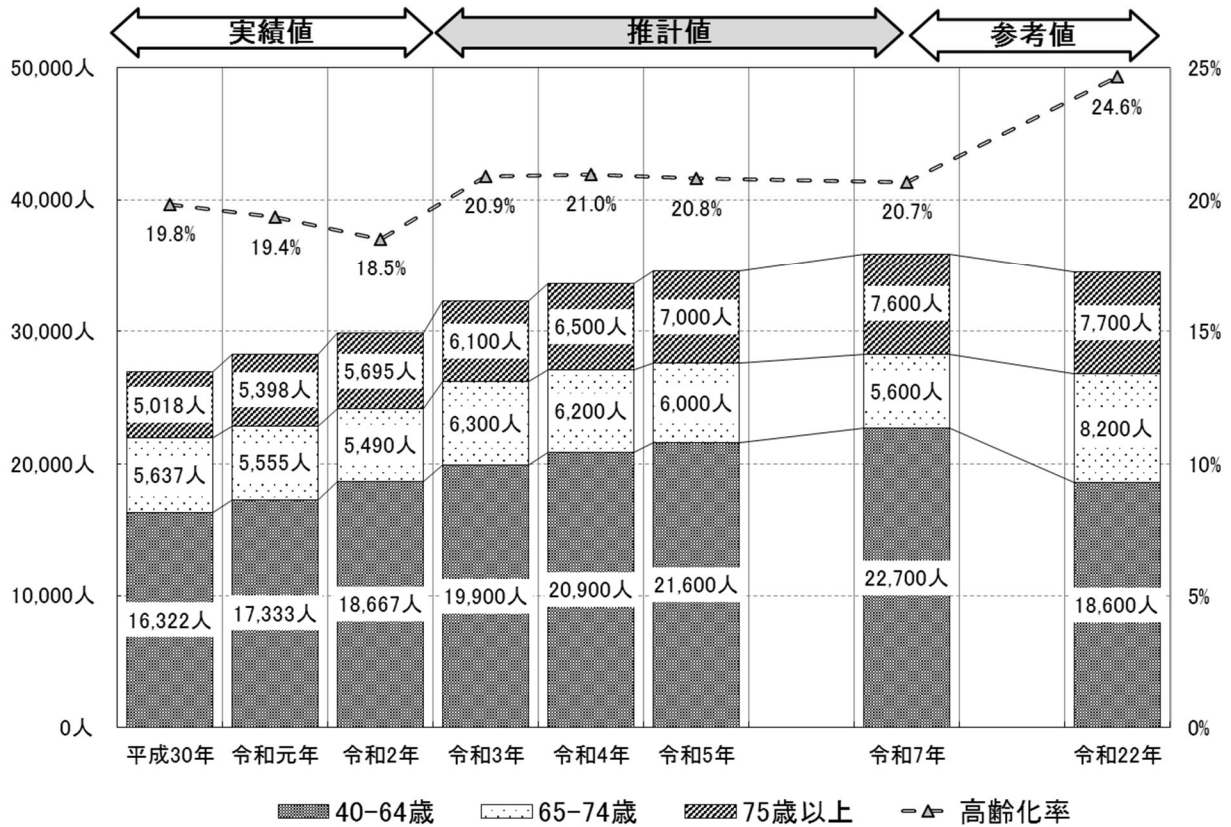
市域全体の40歳以上の人口の推移をみると、これまで各年齢層とも増加傾向にありましたが、平成30年から令和2年にかけて、65～74歳の前期高齢者数は減少しています。また、令和3年以降も減少傾向に向かうと予想されます。

一方、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向で、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）まで増加していくと見込まれます。また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、現役世代である40～64歳の人口は大きく減少します。

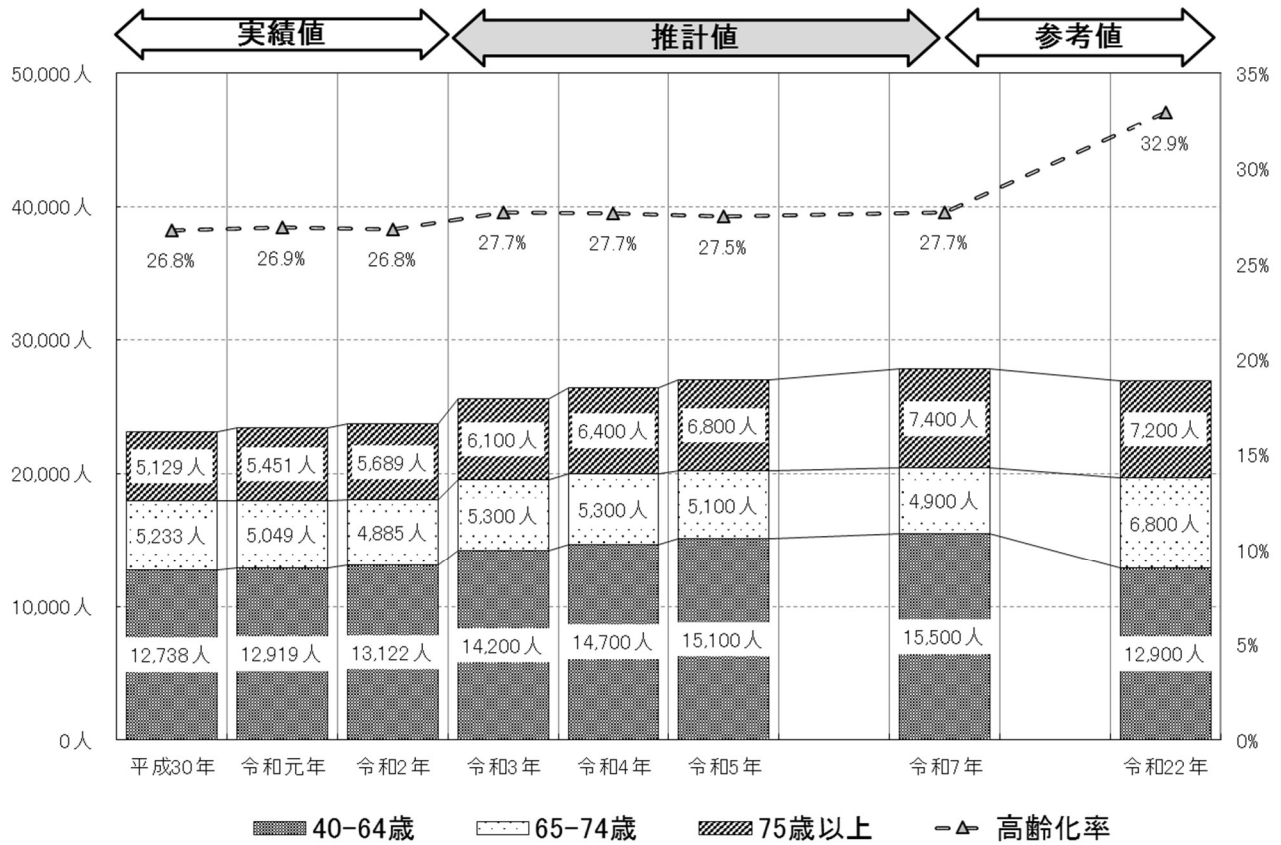
■北部圏域



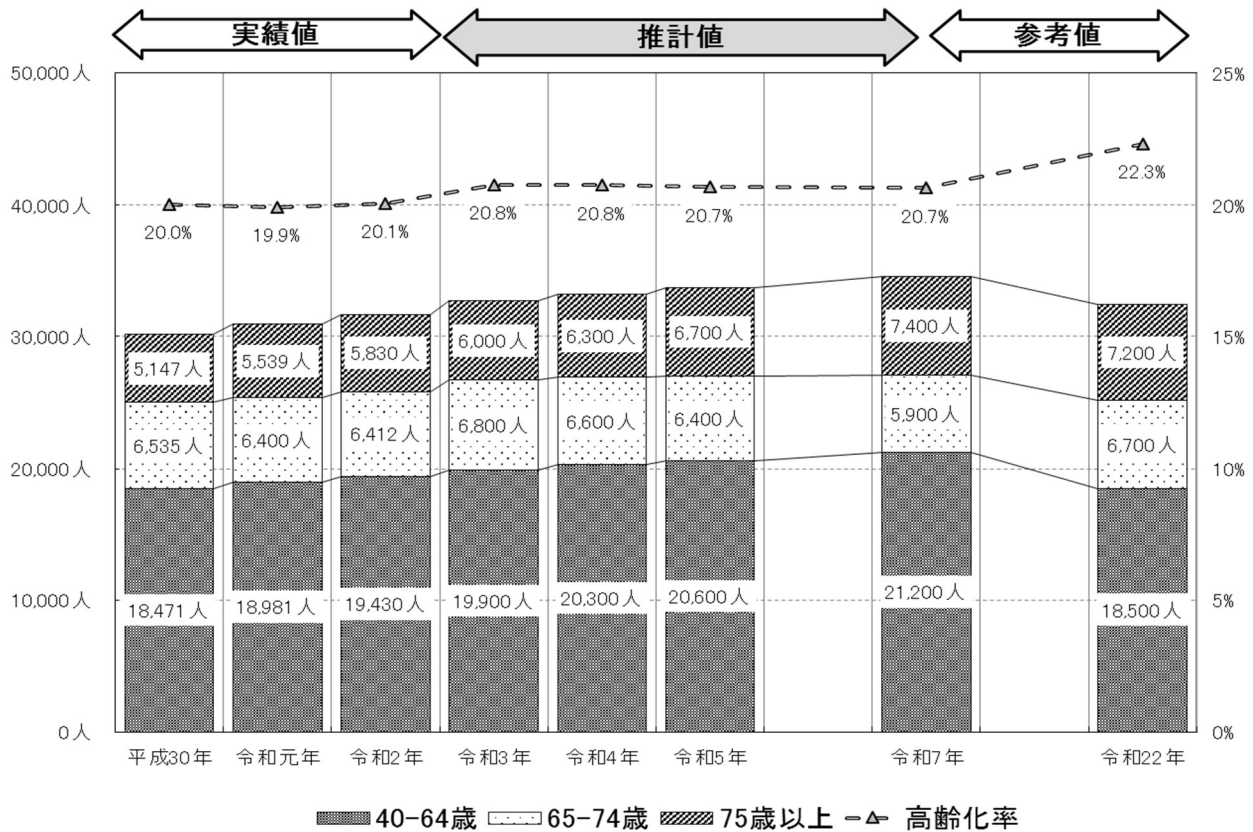
■中部圏域



■東部圏域



■南部圏域



3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況

(1) 調査の概要

① 調査目的

高齢者等の状況や高齢者福祉及び介護サービスに対する意見・意向等の把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査名	調査対象	規模
1 高齢者一般調査 〔介護予防・日常生活 圏域二重調査〕	要介護認定（要介護1～5）を受けていない 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (2,000人)
2 要支援・要介護認定者調査 (在宅介護実態調査)	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活されている 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (1,000人)
3 介護サービス事業所調査	流山市内の介護サービス提供事業所	(173事業所)

※ ここでは、3対象の調査のうち「高齢者一般調査」と「要支援・要介護認定者調査」の結果を中心に掲載しています。

③ 調査方法及び調査期間

調査名	調査方法	調査期間
1 高齢者一般調査	郵送によるアンケート調査 (お礼兼督促ハガキの発送1回)	令和2年1月15日(水)～ 令和2年2月13日(木)
2 要支援・要介護認定者調査		
3 介護サービス事業所調査	メールによるアンケート調査	令和2年6月8日(月)～ 令和2年6月30日(火)

④ 回収状況

調査名	調査 対象数(人)	有効 回収数(人)	有効 回収率(%)
1 高齢者一般調査	2,000	1,612	80.6
2 要支援・要介護認定者調査	1,000	681	68.1
3 介護サービス事業所調査	233	183	78.5

⑤ 調査結果の見方

※ 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

※ 基数となるべき実数は、(n：number of cases の略)として表示しています。

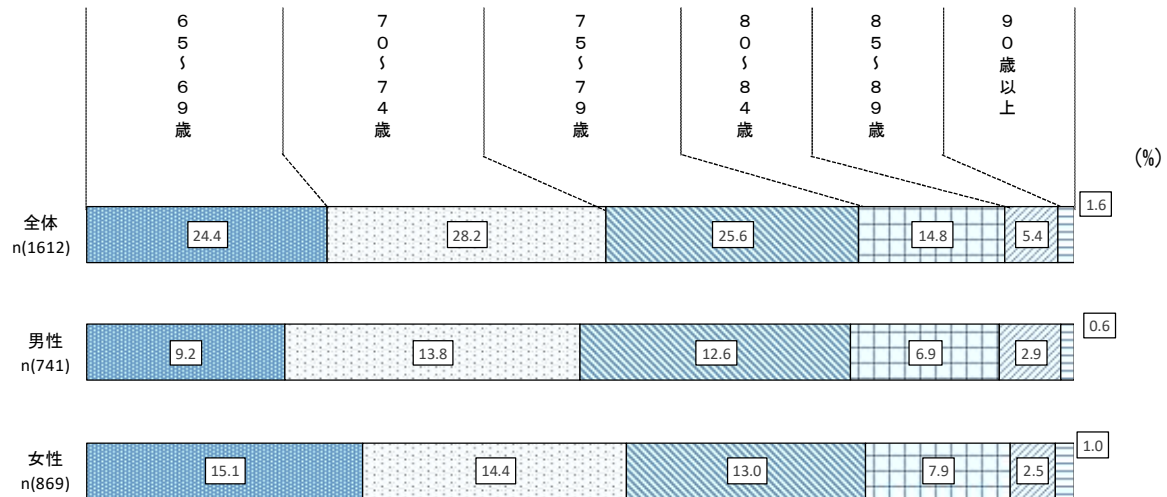
※ 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果

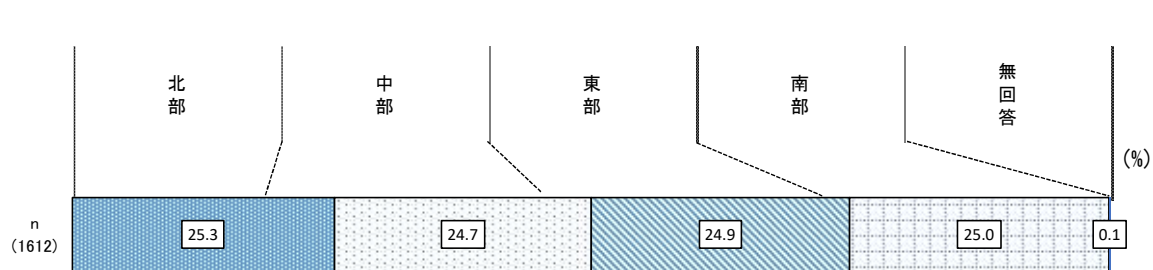
① 回答者の属性

ア) 性・年齢

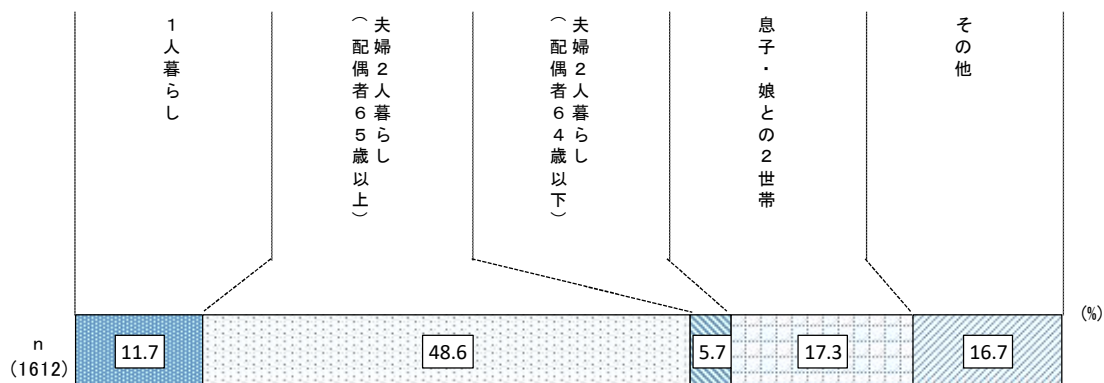
対象者2,000人のうち有効回収数は1,612人で、そのうち男性：741人、女性：869人、性別無回答：2人でした。



ウ) 居住地区



エ) 家族構成



② 一般高齢者調査の状態像

設問ごとの回答の組み合わせによって、健康状態や身体機能に関するリスク該当者（判定基準に該当した方）の割合を算出します。

項目	配点	
階段を、手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ちあがっていますか	0.はい	1.いいえ
15分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
身長 ____cm , 体重 ____kg	※BMI<18.5 なら「1」	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ

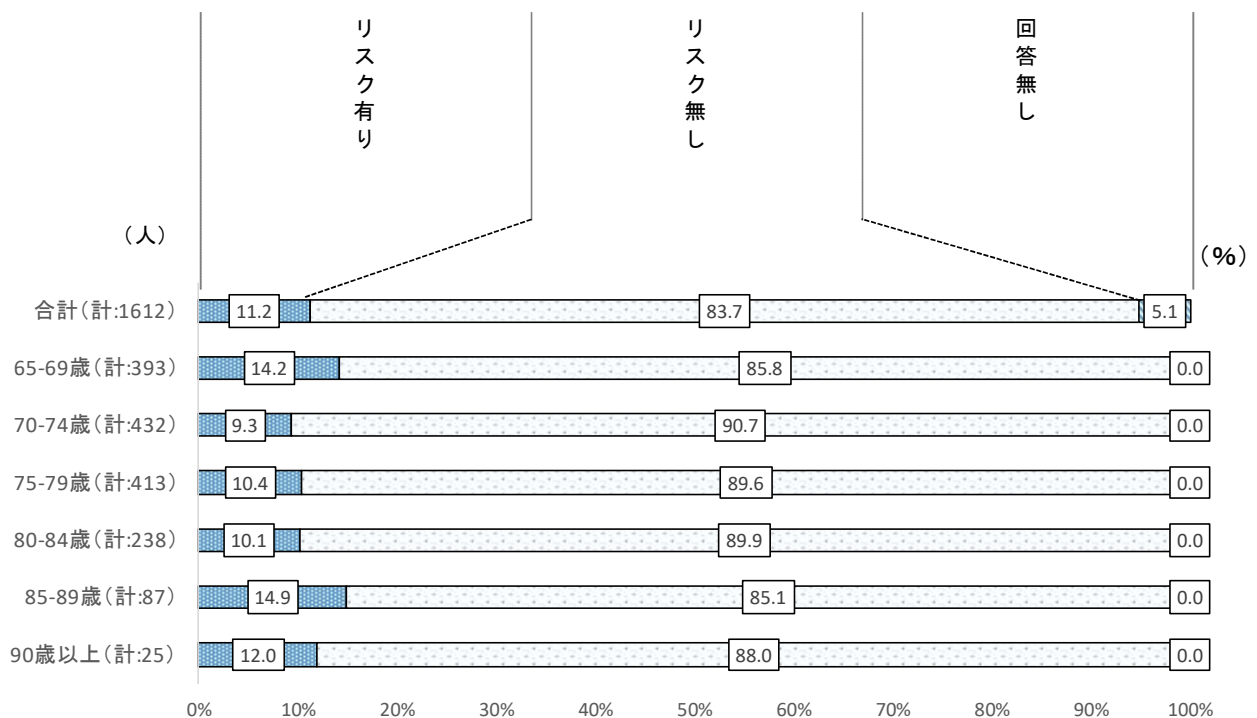
運動器の機能低下
5項目のうち、
点数が3点以上の方

低栄養
2項目のうち、
点数が2点の方

口腔機能の低下
3項目のうち、
点数が2点以上の方

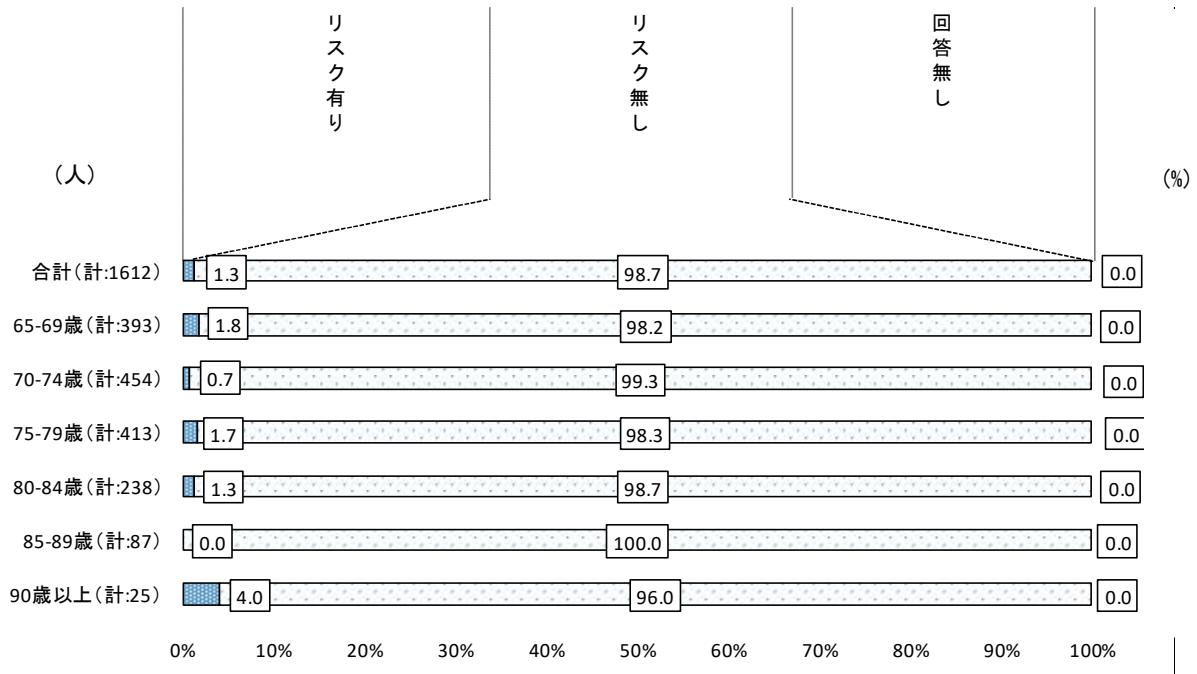
運動器の機能低下

全体では、「リスク有り（3点以上）」は、11.2%となっています。年代別に分類すると、全年代で概ね10.%前後運動器の機能低下がある方がおり、その中でも65-69歳、85-89歳の方が平均値より高くなっています。



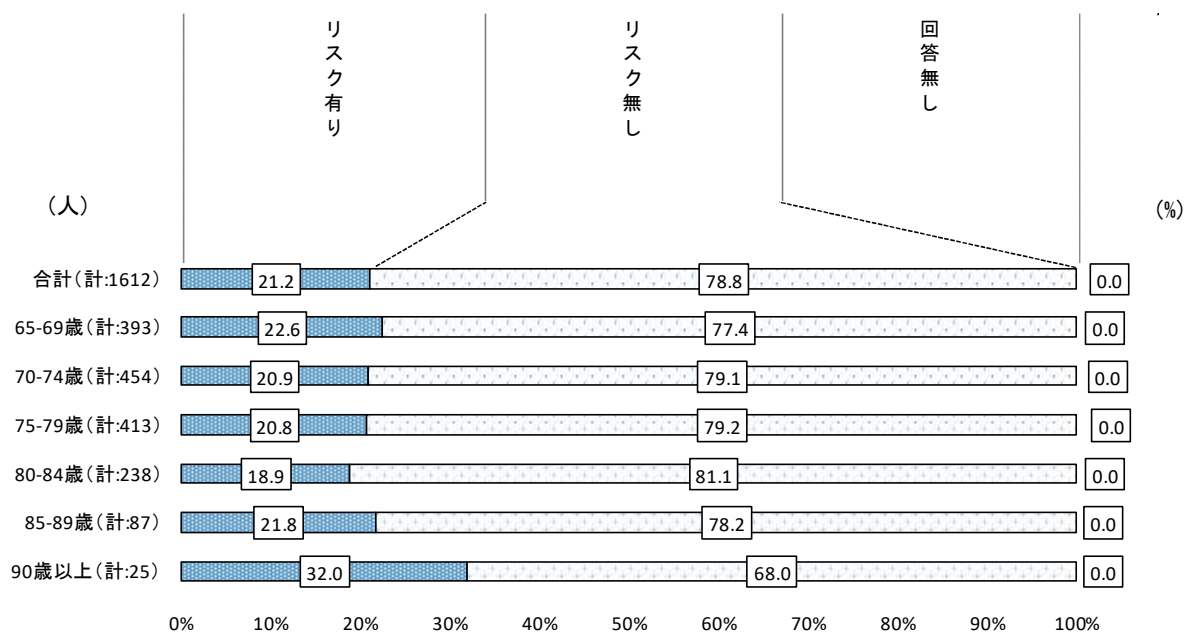
低栄養

全体では、「リスク有り（2点）」は、1.3%となっています。年代別に分類すると、65-69歳、75-79歳、90歳以上の方が平均値より高くなっています。



口腔機能の低下

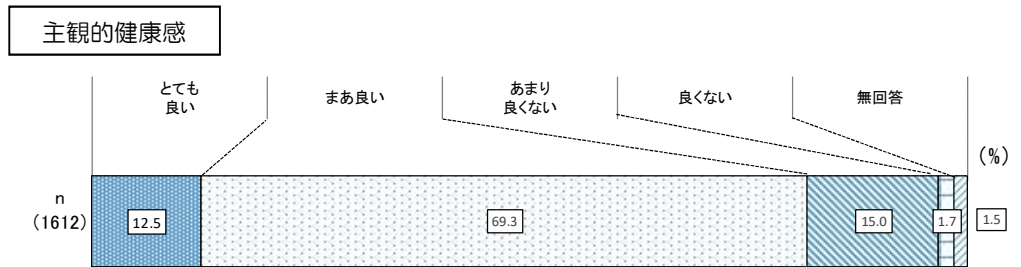
全体では、「リスク有り（2点以上）」は、21.2%となっています。年代別に分類すると、全年代で概ね20%前後口腔機能の低下がある方がおり、その中でも65-69歳、85-89歳、90歳以上の方が平均値より高くなっています。



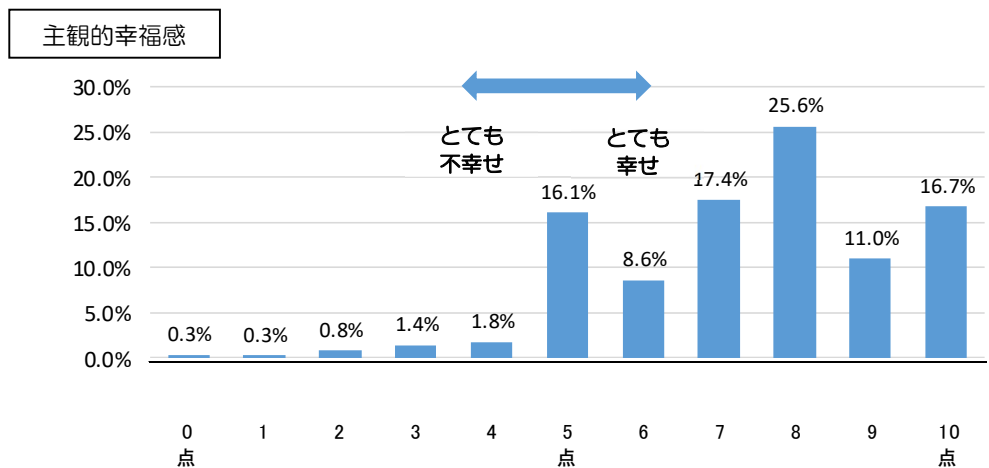
③ 健康・疾病・生活の状況

主観的健康感・主観的幸福感

主観的健康感は、全体では約80%が、良い(とても良い・まあ良い)と回答しています。

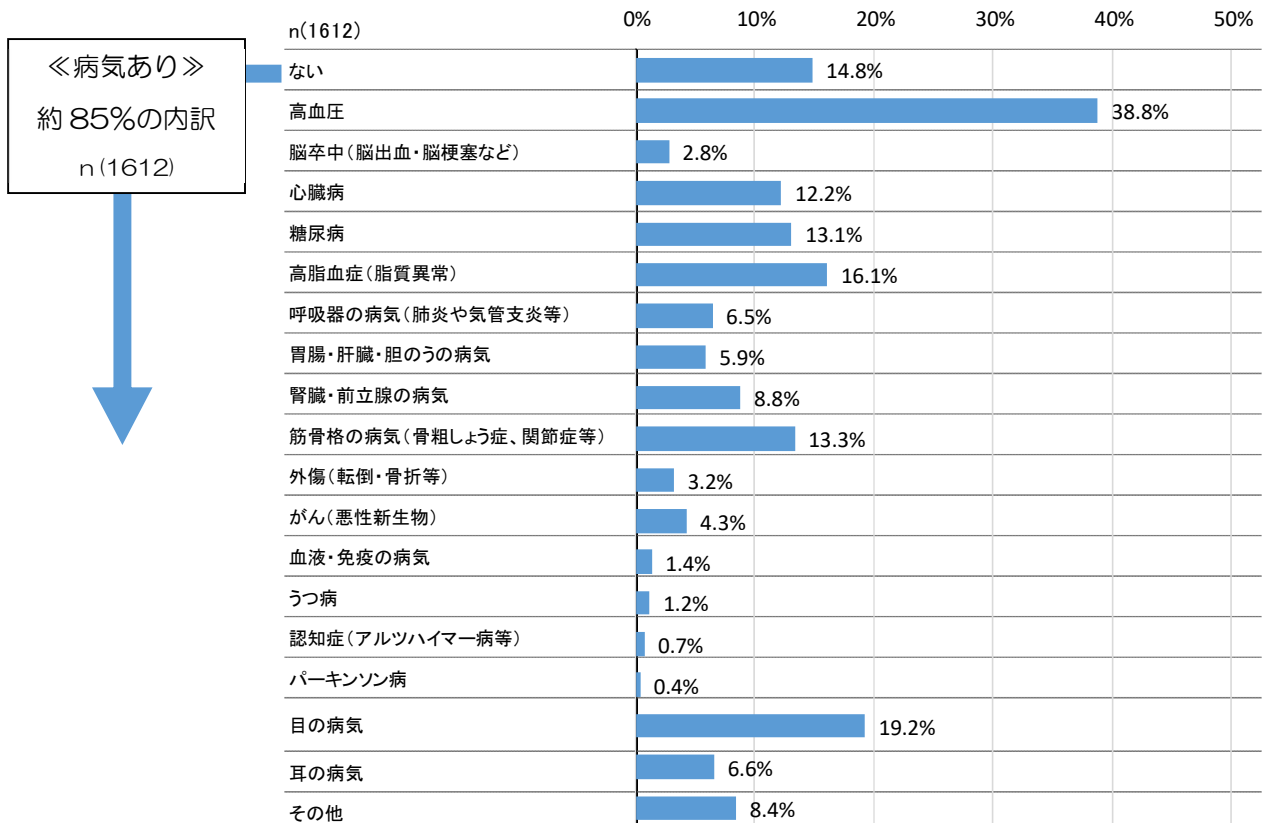


主観的幸福感は、8点以上の幸せが半数超を占めています。一方で、中間値の5点も約16%と多くなっています。



現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気が「ある」は、約85%となっています。病気の内訳では、「高血圧」が38.8%で最も多く、次いで「目の病気」が19.2%、「高脂血症(脂質異常)」が16.1%となっています。

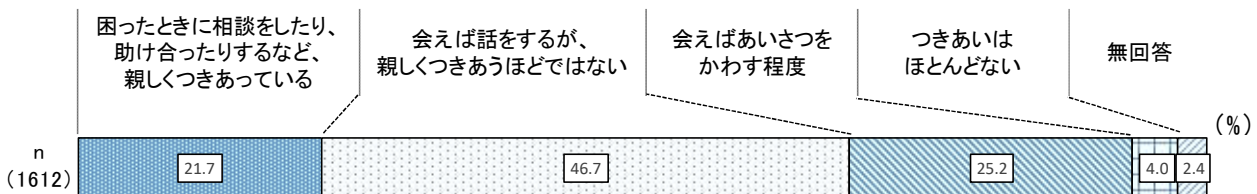


④ 地域・ご近所での活動

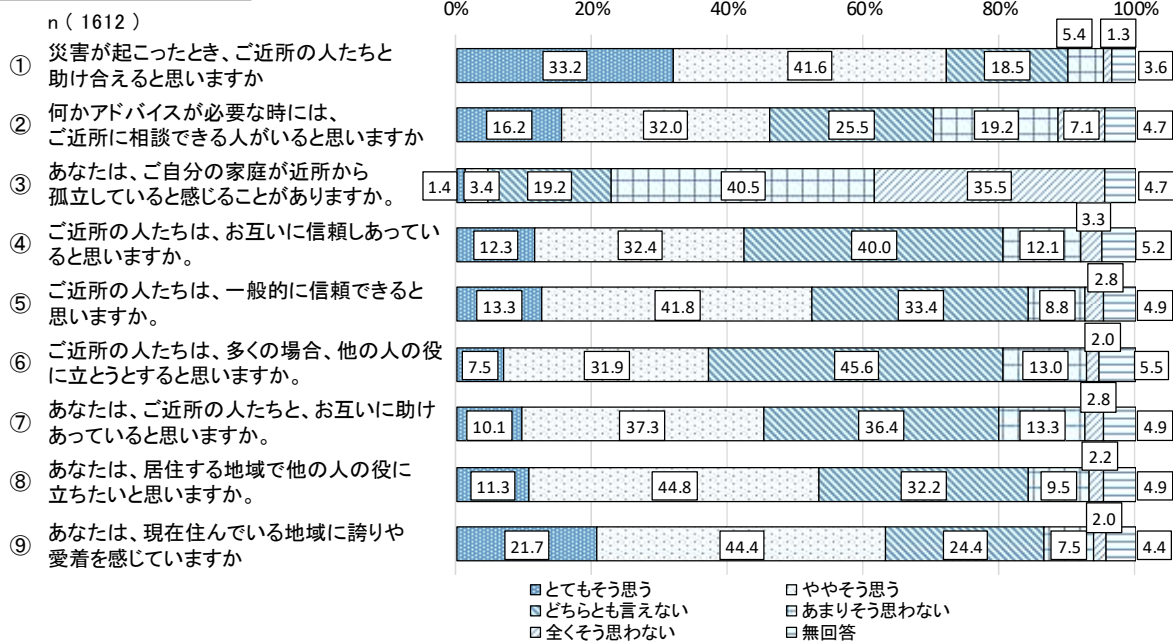
近所づきあい・地域での支え合いの現状

困った時に相談できるなど親しくつきあっているのは21.7%となっています。一方、あいさつをかわす程度やほとんど付き合いが無いとの回答が30%を越えています。地域での支え合いについては、①災害時ご近所の人と助け合える、⑤ご近所の人を信頼できる、⑨地域で人の役に立ちたい、⑩地域に愛着を感じる、といった項目で、とてもそう思う・ややそう思うとの回答が過半数を占めています。

近所づきあいの程度

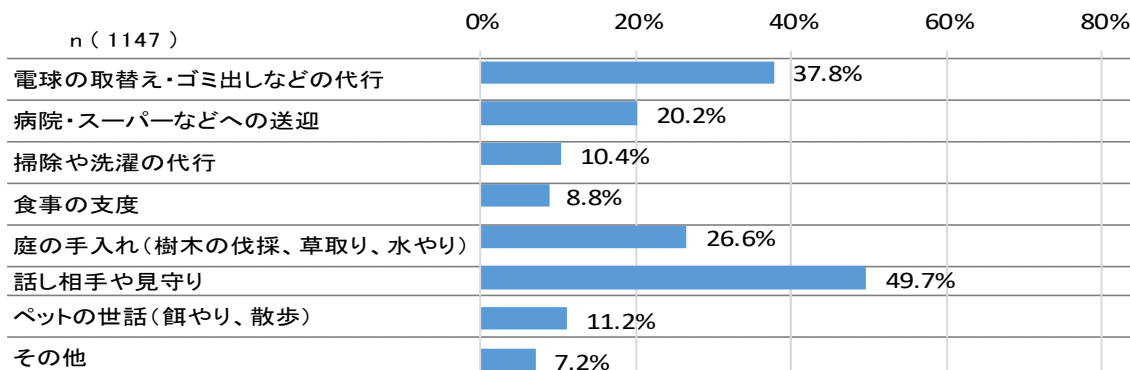


地域での支え合い



近所で困っている人がいたら手伝えそうなこと

「話し相手や見守り」は49.7%と多くの方が回答しています。また、一人暮らし高齢等が自分で行うことが困難な「電球の取替え・ゴミ出しなどの代行」が可能との回答も37.8%と高くなっています。



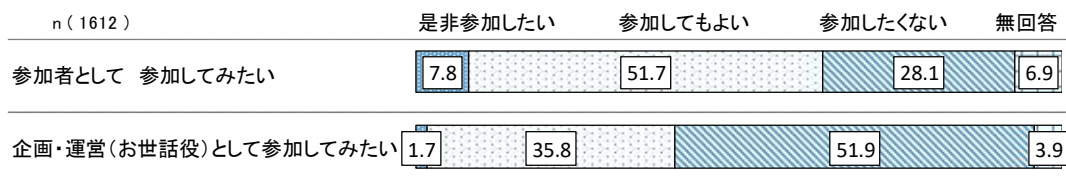
さまざまな活動への参加頻度

スポーツや趣味関係のグループに参加している方、町内会・自治会等の地域活動へ参加している方（いずれも年に数回以上）は合計で30%を超えています。また、高齢期であっても、定期的に収入のある仕事をしている方（月に1回～3回以上）が約20%となっています。

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	0.9%	2.3%	1.4%	5.0%	3.8%	56.0%	30.5%
②スポーツ関係のグループ	5.4%	11.2%	6.9%	5.6%	3.2%	44.3%	23.5%
③趣味関係のグループ	2.6%	6.5%	7.8%	15.0%	6.8%	40.1%	21.2%
④学習・教養サークル	0.6%	1.2%	3.5%	5.8%	3.7%	54.2%	30.8%
⑤高齢者ふれあいの家や体操の集いなど、介護予防のための通いの場	0.7%	1.2%	2.1%	3.2%	2.2%	60.4%	30.1%
⑥老人クラブ	0.2%	0.5%	0.4%	2.4%	2.2%	62.7%	31.7%
⑦町内会・自治会	0.9%	0.8%	1.1%	6.3%	23.8%	40.4%	26.7%
⑧子どもや子どもを育てている親を支援する活動	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	1.2%	64.0%	32.5%
⑨収入のある仕事	9.6%	6.4%	1.9%	1.8%	1.2%	50.7%	28.4%
⑩その他	0.3%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	11.4%	85.9%

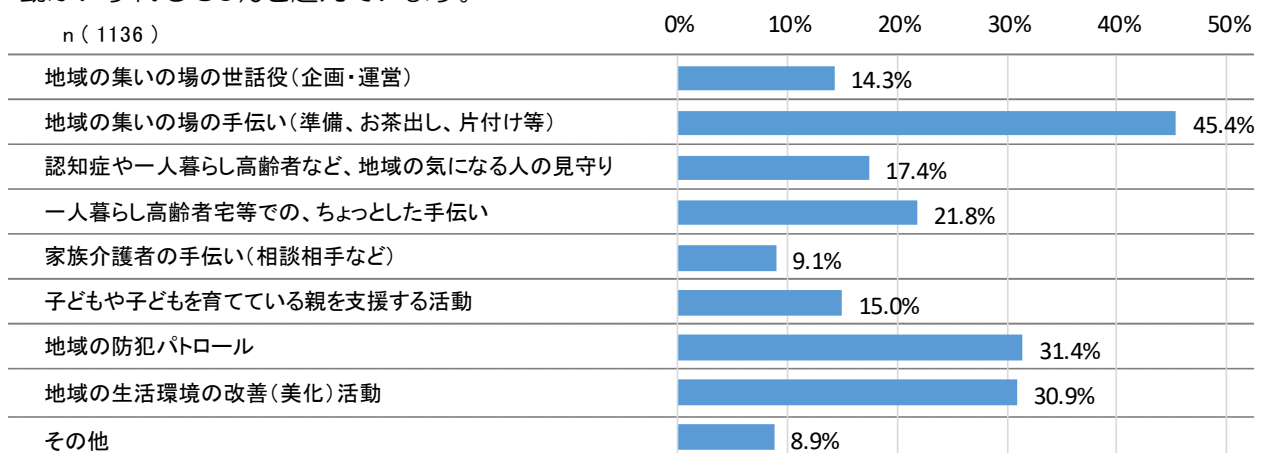
地域住民の有志による、地域づくりの活動への参加意向

地域住民の有志による、地域づくりを進めるとした場合の参加意向を質問したところ、参加者として参加してみたいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、59.5%となっています。一方で参加したくないと回答した方も28.1%となっています。また活動の企画・運営（お世話役）として参加したいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、37.5%となっています。



地域づくりの活動へ参加した場合に、やってもよい・できそうなこと

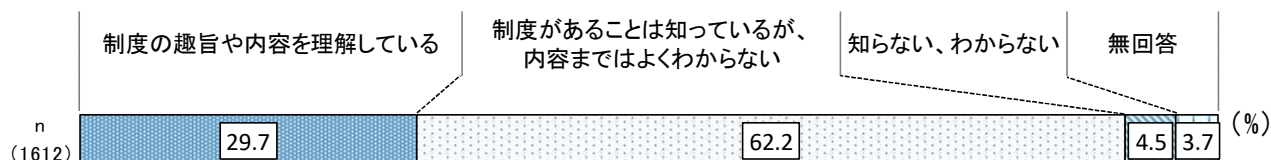
地域づくり活動に参加した場合に、やってもよい・できそうな内容を質問したところ、地域の集いの場の手伝いが45.4%と最も多く、次いで、地域の防犯パトロール・地域の生活環境の改善（美化）活動がいずれも30%を超えています。



⑤ 介護保険・高齢者福祉について

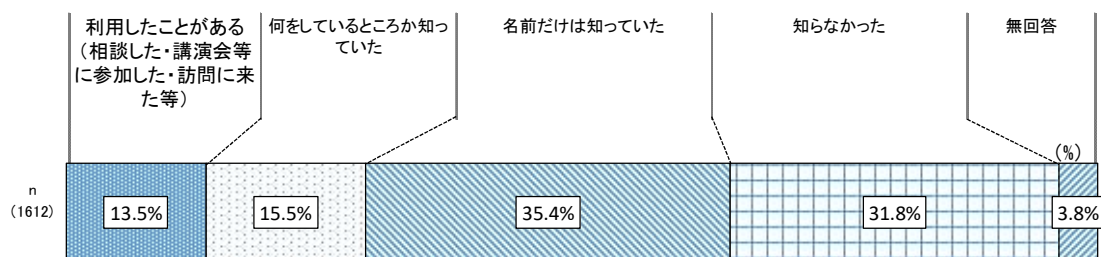
介護保険制度の認知度

介護保険制度の認知度は、「制度があることは知っているが、内容まではよくわからない」が62.2%で最も多く、「制度の趣旨や内容を理解している」が29.7%となっています。



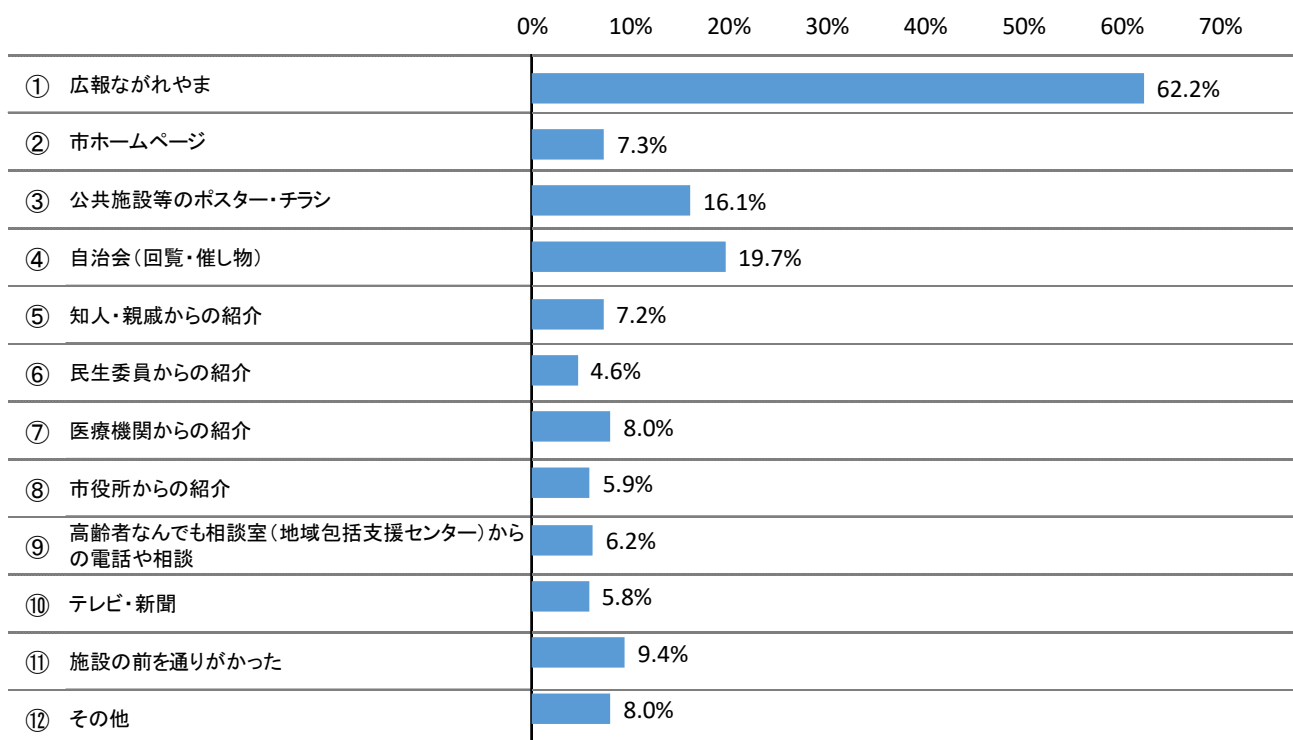
高齢者なんでも相談室の認知度

高齢者なんでも相談窓口を知っていますか。



高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）をどのように知りましたか。

n(1038) ※複数回答可

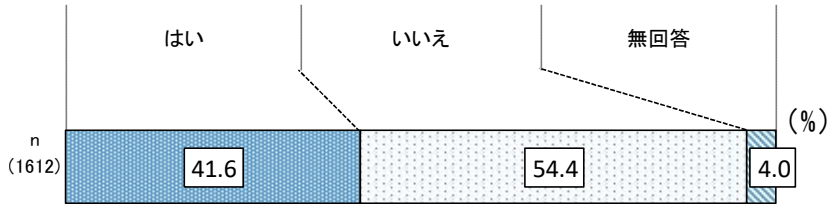


⑥ 認知症・成年後見

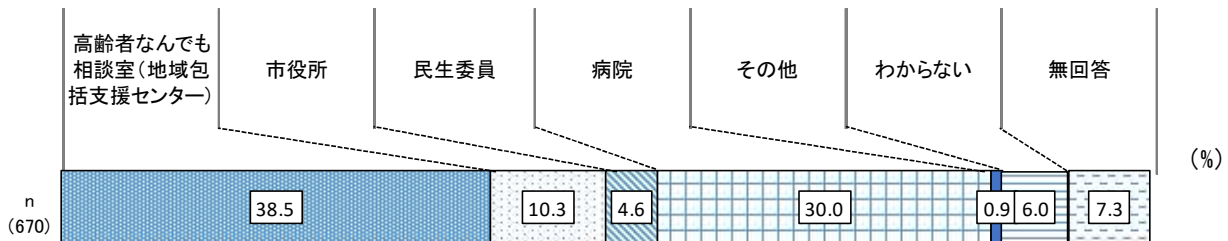
認知症に関する理解・考え

認知症に関する相談窓口については、41.6%の方が知っていると考えている一方、知らないという方も54.4%います。最初に相談するところでは、高齢者なんでも相談室、病院、市役所など具体的な相談先を挙げる方が多く、どのような認知症施策に重点を置くべきかということについては、相談窓口の充実と答えた方が50.1%、身近なかかりつけ医でも認知症の相談ができる体制づくりと答えた方が40.2%となっています。

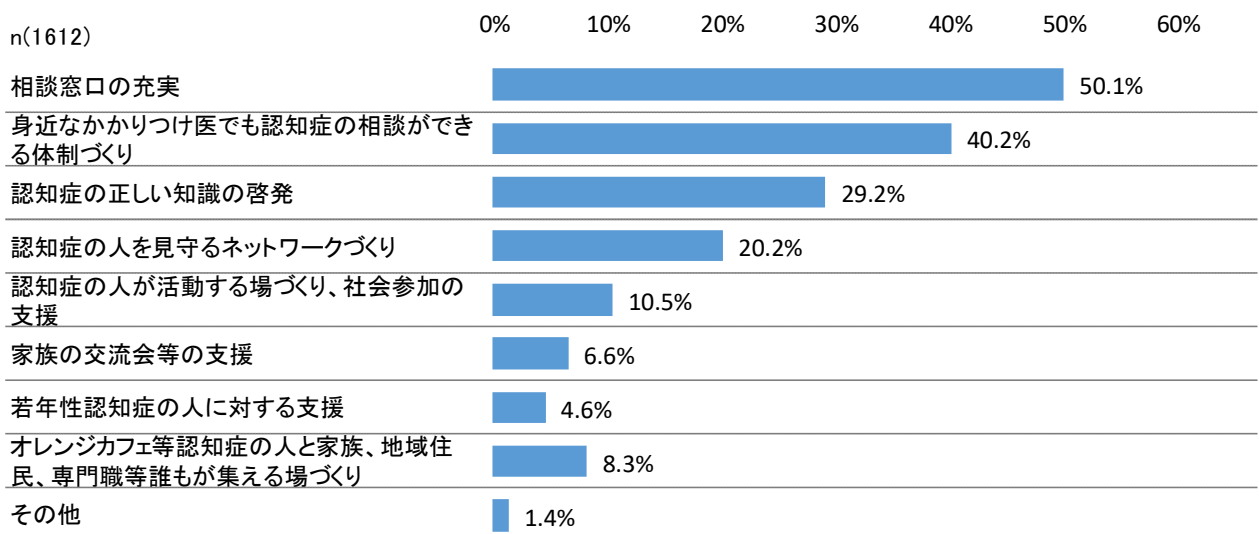
認知症に関する相談窓口を知っていますか。



家族や近所の方に認知症が疑われる場合、最初にどこに相談に行きますか。

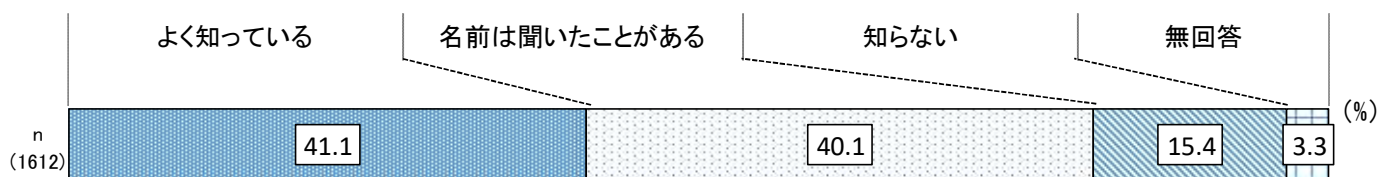


どのような認知症施策に重点を置くべきだと思いますか。



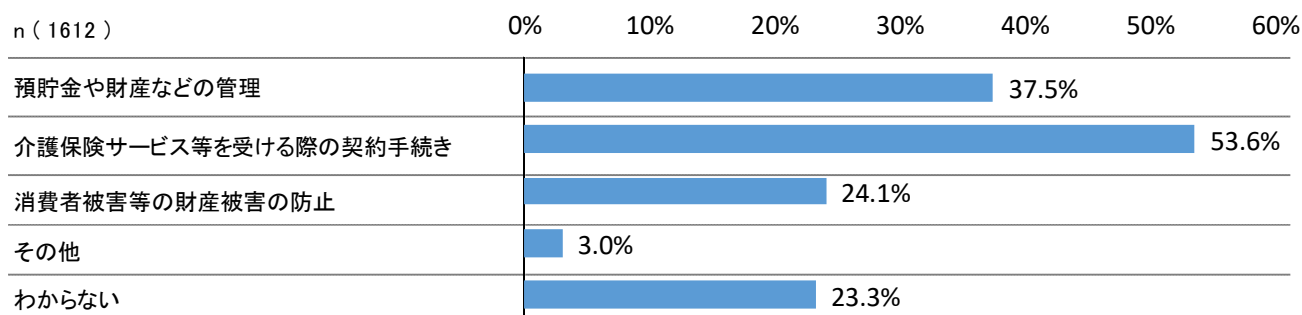
成年後見制度¹の認知度

成年後見制度について、よく知っているとは回答した方は41.1%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないとは回答した方が約55%となっています。



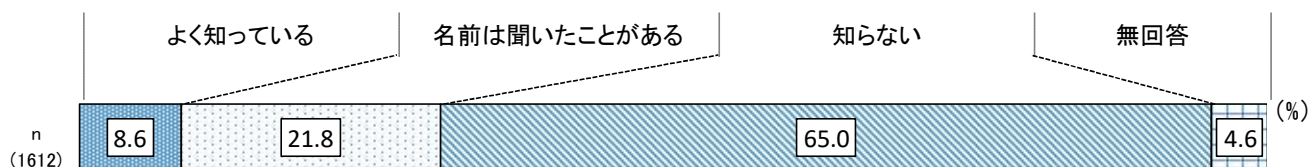
成年後見制度の活用意向

成年後見制度を利用するとした場合にどんな利用を考えるかを質問したところ、介護保険サービス等を受ける際の契約手続きが最も多くなっていますが、23.3%の方がわからないと回答しています。



成年後見制度を担う市民後見人の認知度

成年後見制度の機能を担う市民後見人²について質問したところ、よく知っているとは回答した方は8.6%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないとは回答した方が86.8%となっており、活動内容等はほとんど知られていないといった課題があります。

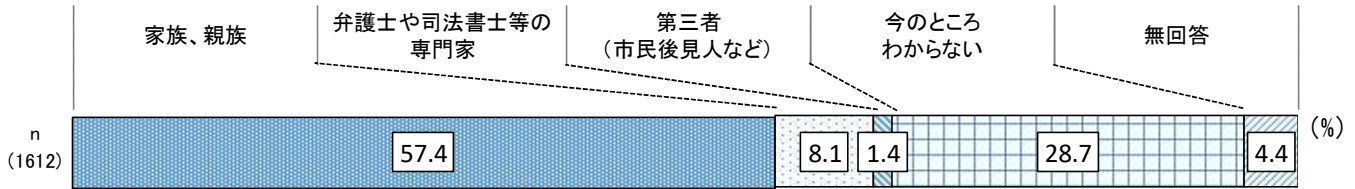


¹成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度は、具体的な支援を行う法定後見制度（後見・保佐・補助）と、本人の判断能力が十分なうちに将来に備えておく為の任意後見制度に分かれています。

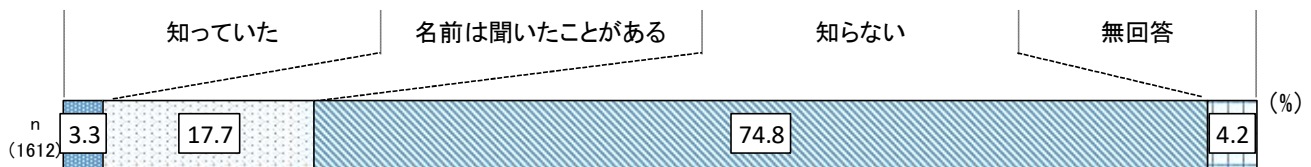
²市民後見人…高齢化の進展により成年後見制度のニーズが高まる一方で、弁護士や司法書士といった専門家だけでは対応できなくなっています。そこで、後見の内容や範囲が簡易な方を中心に、仕組みやマナーを習得した市民が成年後見人となって対応していくことを目指すものです。

成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいですか。

成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいかを質問したところ、家族・親族が最も多く 57.4% となっており、次いで弁護士や司法書士等の専門家が 8.1% となっています。また、第三者（市民後見人など）と回答した方は 1.4% と少なくなっています。一方で、今のところわからないと回答した方が 28.7% となっています。

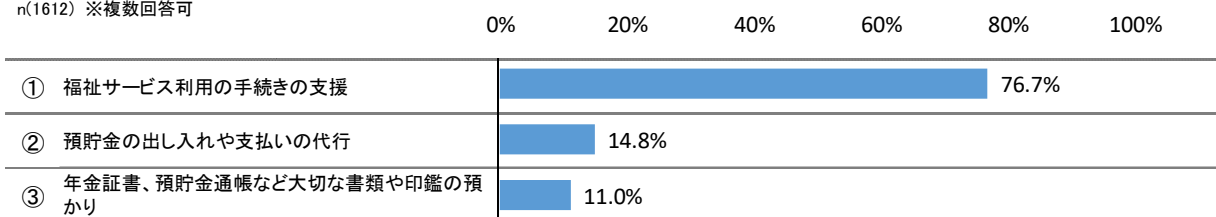


日常生活自立支援事業（すまいる）の認知度



日常生活自立支援事業（すまいる）を利用するとしたら、どのように利用したいですか。

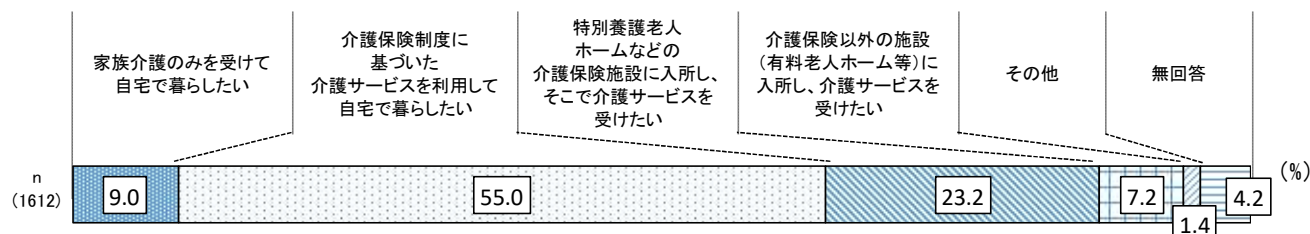
n(1612) ※複数回答可



⑦ 今後の暮らし（地域包括ケア）

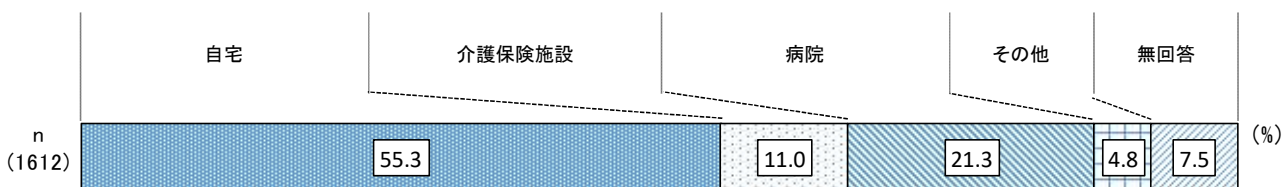
介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が55.0%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が23.2%となっています。



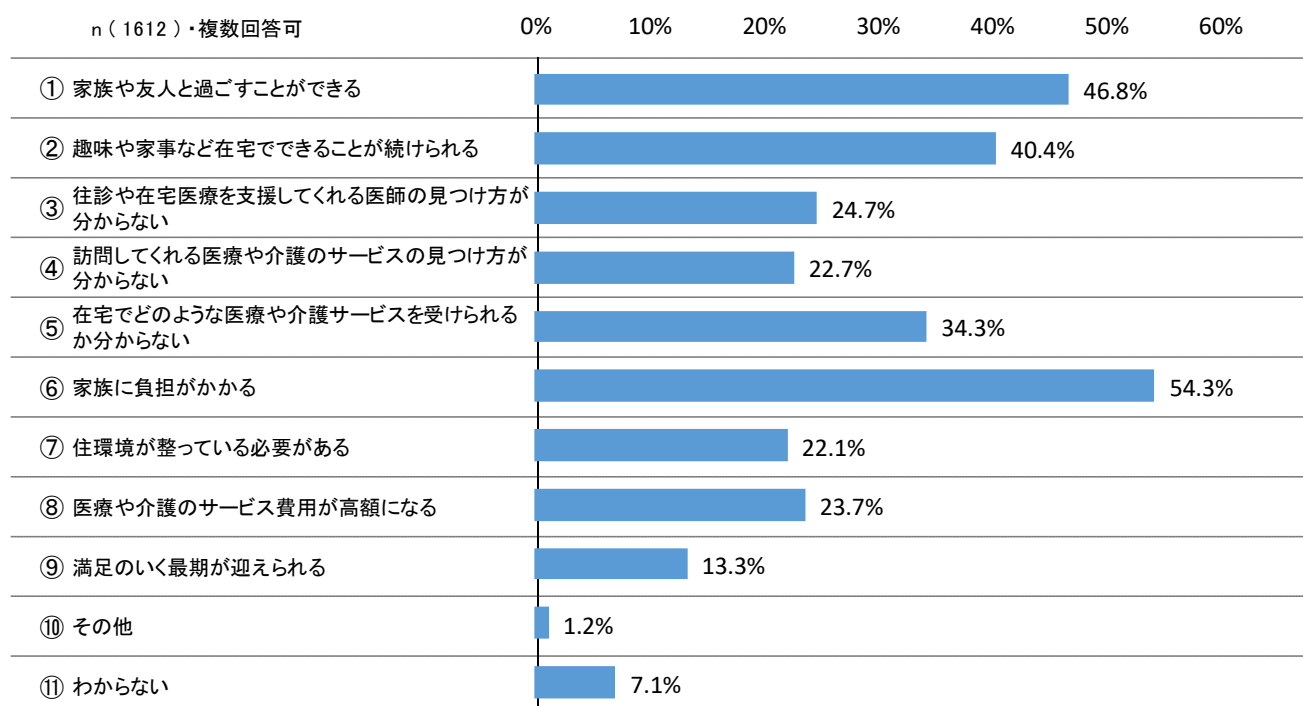
ご自身の人生の最期はどこで迎えたいか

人生の最期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が55.3%で最も多く、次いで、「病院」が21.3%となっています。「介護保険施設」は、11.0%となっています。



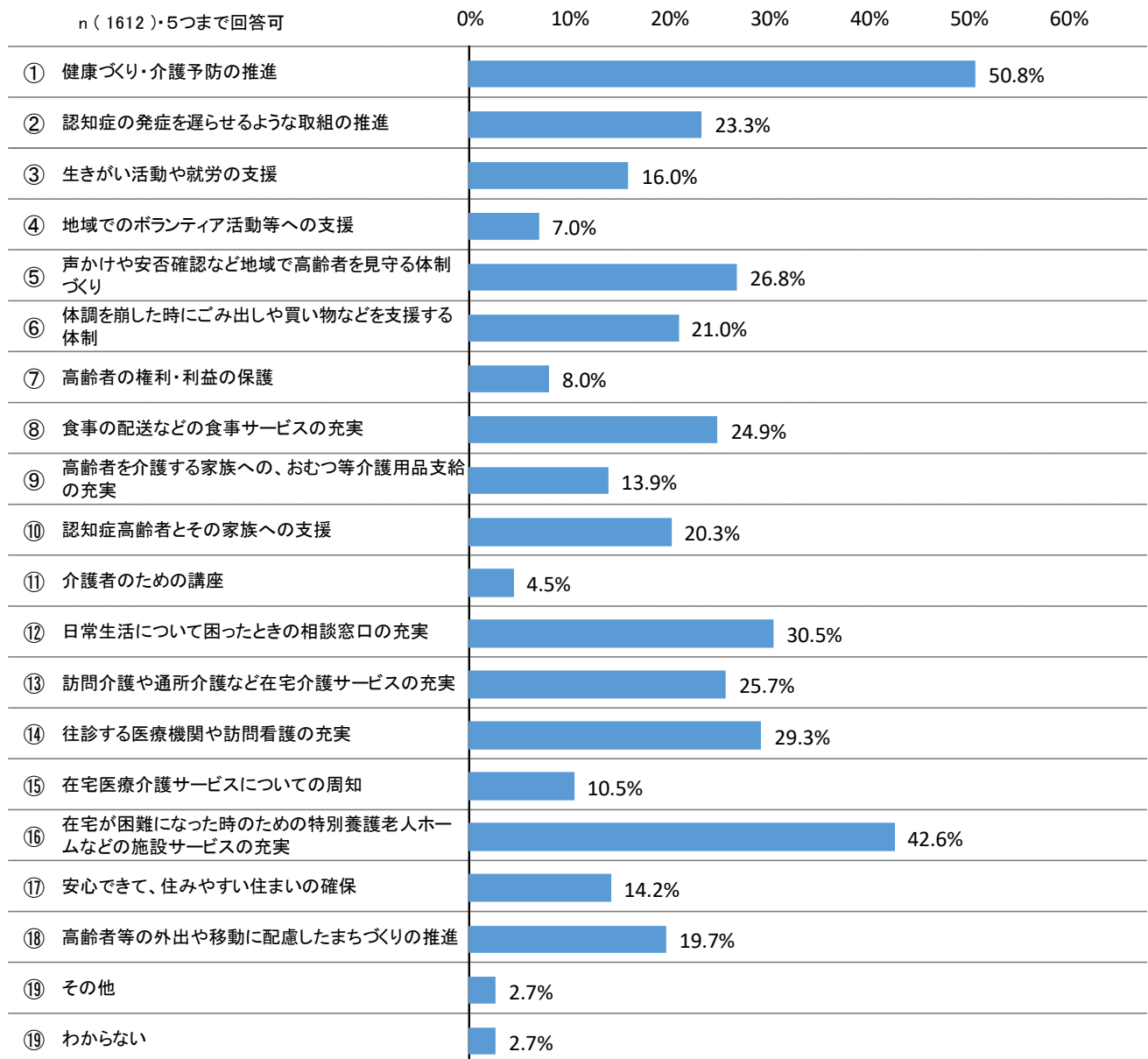
在宅で医療や介護を受けることについてのイメージ

在宅で医療や介護を受けることについてのイメージでは、「⑥家族に負担がかかる」が54.3%で最も多くなっている一方で、「①家族や友人と過ごすことができる」が46.8%、「②趣味や家事など在宅でできることが続けられる」が40.4%となっています。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「①健康づくり・介護予防の推進」が50.8%で最も多く、次いで、「⑩在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が42.6%、「⑫日常生活について困ったときの相談窓口の充実」が30.5%、「⑭往診する医療機関や訪問介護の充実」が29.3%、「④声かけや安否確認など地域で高齢者を見守る体制づくり」が26.8%、「⑬訪問介護や通所介護など在宅介護サービスの充実」が25.7%となっています。

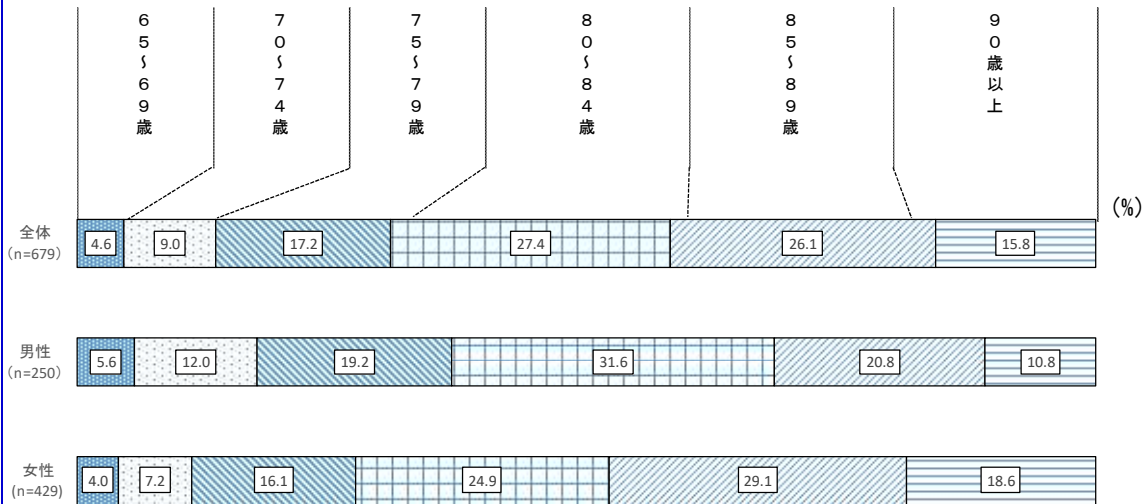


(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果

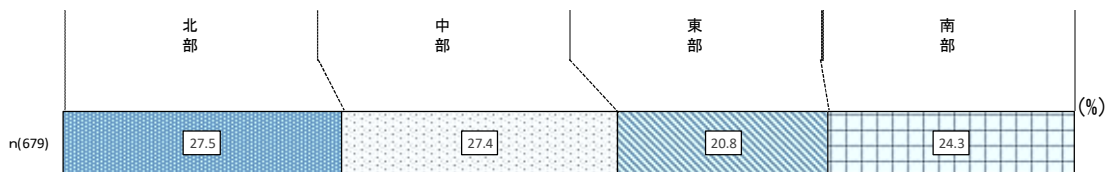
① 回答者の属性

ア) 年齢・性別

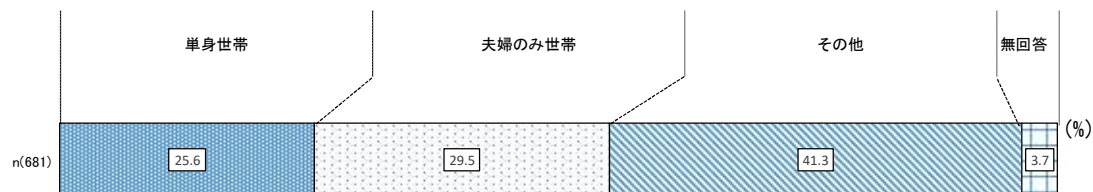
対象者1,000人のうち有効回収数は681人（うち、年齢・性別および居住地区不明が2人）で、そのうち男性：250人、女性：429人でした。



イ) 居住地区

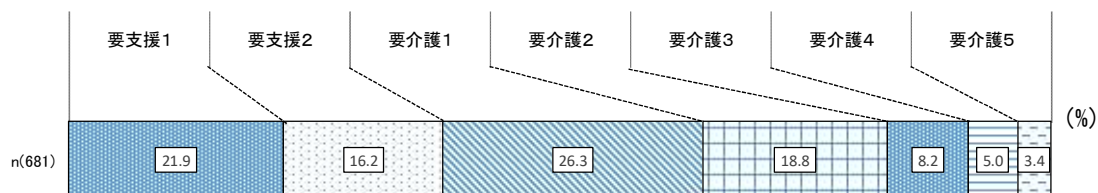


ウ) 家族構成



エ) 要介護度

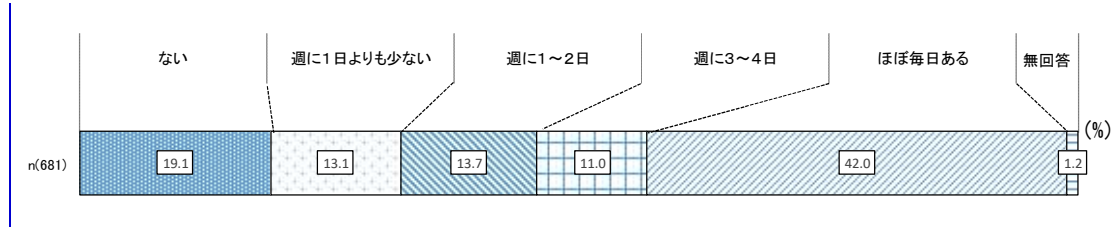
「要介護1」が26.3%で最も多くなっており、次いで「要支援1」が21.9%となっています。



② 在宅介護の状況

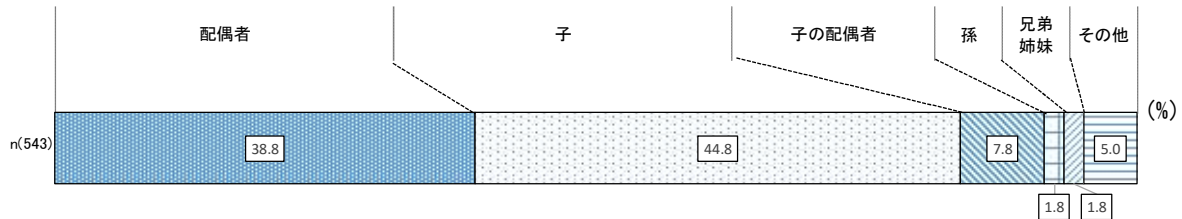
ご家族やご親族の方からの介護の回数

要介護認定を受けていても、介護を受けていない方が19.1%、「週に1日よりも少ない」が15.1%となっています。その一方で、「ほぼ毎日ある」が42.0%となっています。



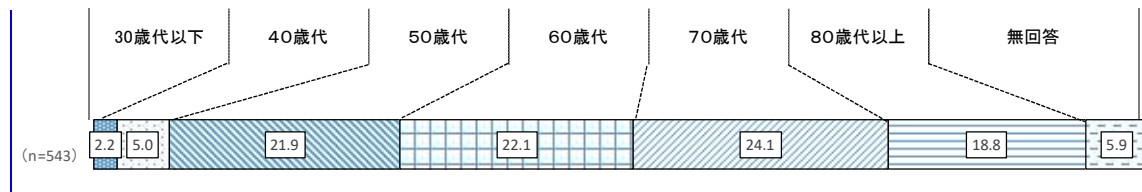
主な介護者の方の続柄

「子」が44.8%で最も多くなっており、次いで「配偶者」が38.8%となっています。



主な介護者の方の性別・年齢

主な介護者として回答された方は483人で、そのうち男性は161人、女性は322人でした。「50歳代」、「60歳代」、「70歳代」が多くなっていますが、「80歳代」も18.8%を占めています。



介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。

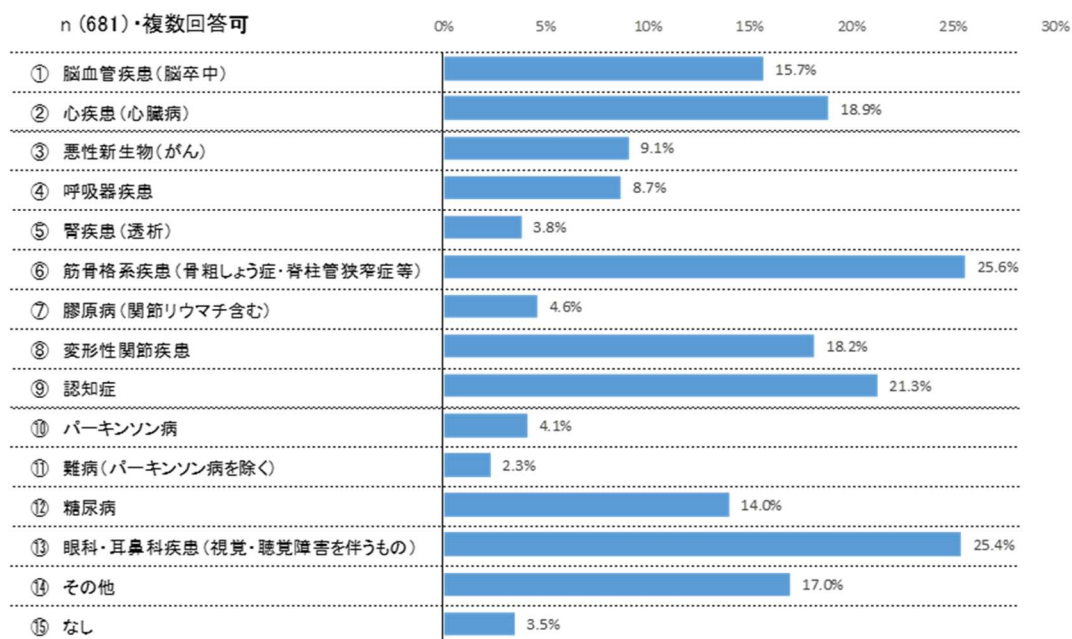
勤務形態等を問わずに、介護を理由に退職した方は、57人となっています。

(n=57 / 人)

①	主な介護者が仕事を辞めた (転職除く)	36
②	主な介護者以外の家族・親族が 仕事を辞めた(転職除く)	5
③	主な介護者が転職した	8
④	主な介護者以外の家族・親族が 転職した	8

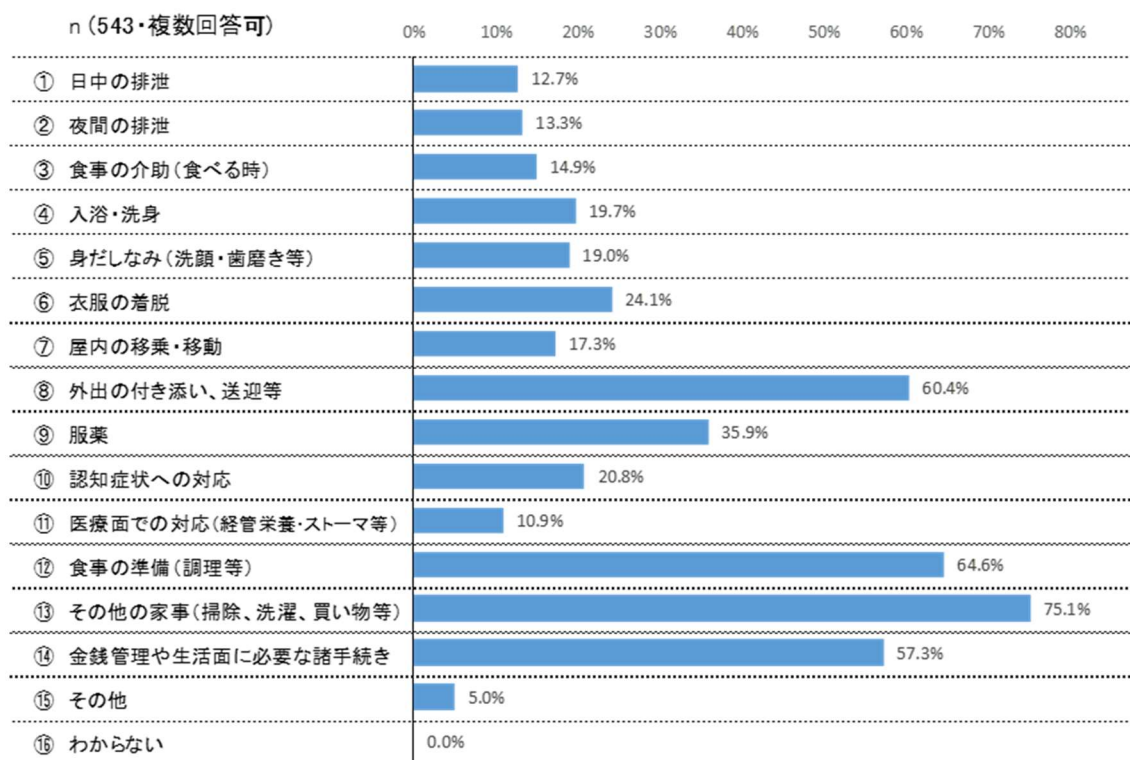
現在、（要介護認定を受けている本人が）抱えている傷病

要介護認定を受けている本人が抱えている傷病は、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症・脊柱管狭窄症等）」が25.6%、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が25.4%となっています。



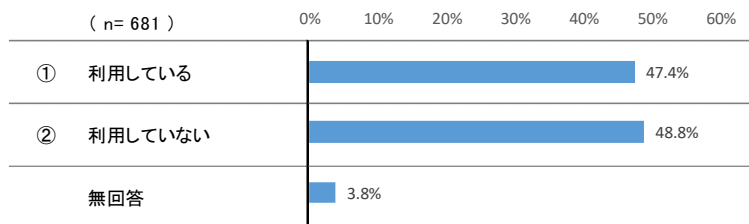
現在、主な介護者の方が行っている介護等

主な介護者の方が行っている在宅での介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が75.1%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が64.6%となっています。

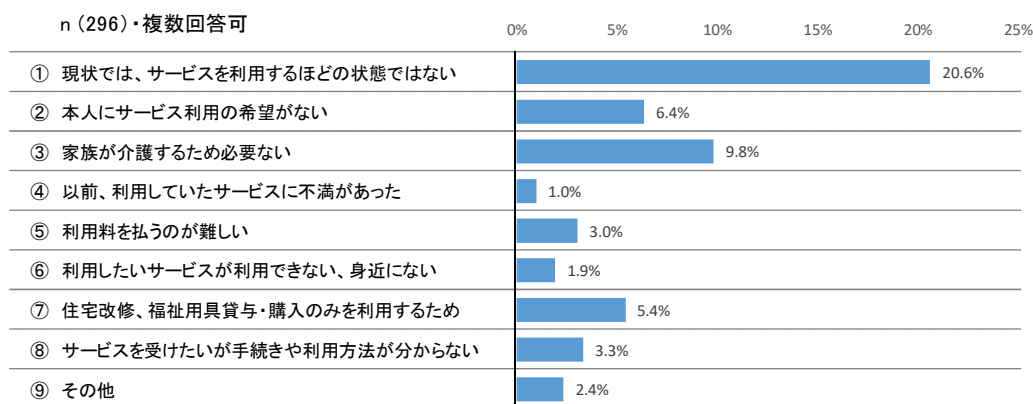


現在、介護サービスを利用しているか・利用していなければその理由

調査回答者 681 人のうち、「①介護サービスを利用している」は 47.4%、323 人となっています。

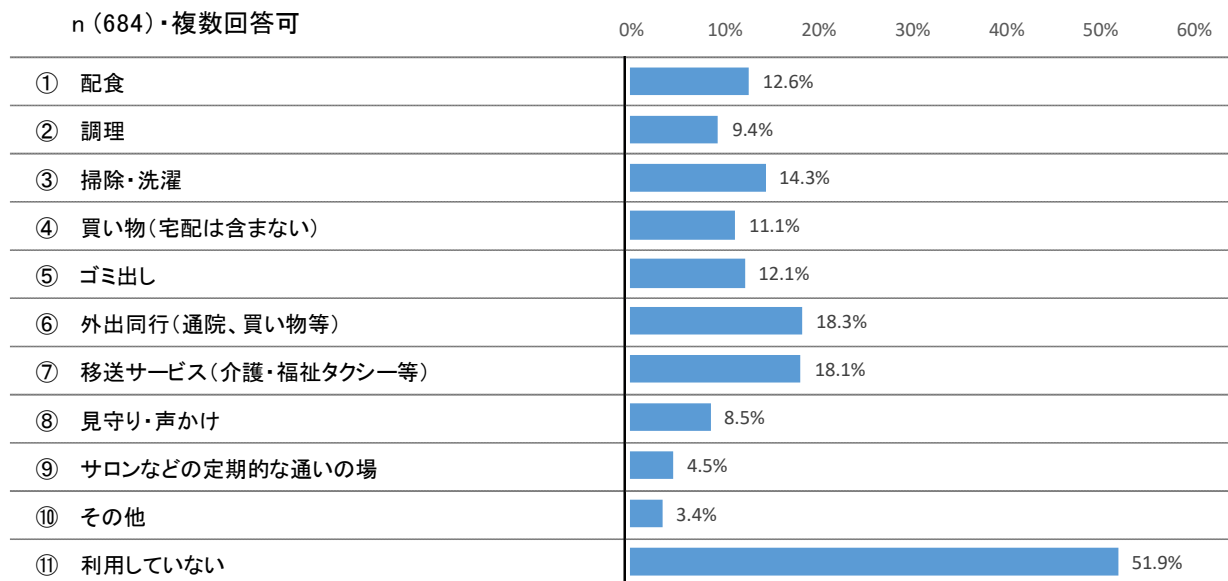


介護サービスを利用していない理由では、「①現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 20.6%と最も多くなっています。



現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて

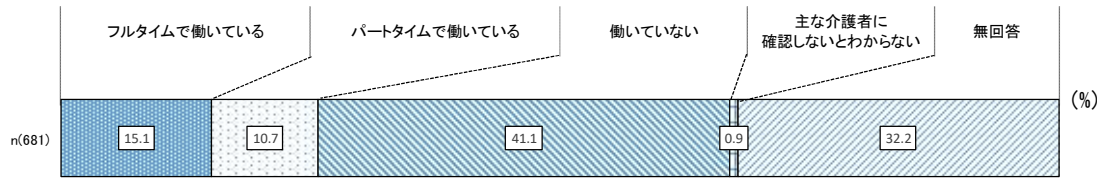
介護保険以外のサービスについては、「⑪利用していない」が最も多くなっています。利用されているサービスの中では、「⑥外出同行（通院、買い物等）」、「⑦移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が多くなっています。



③ 主な介護者の状況

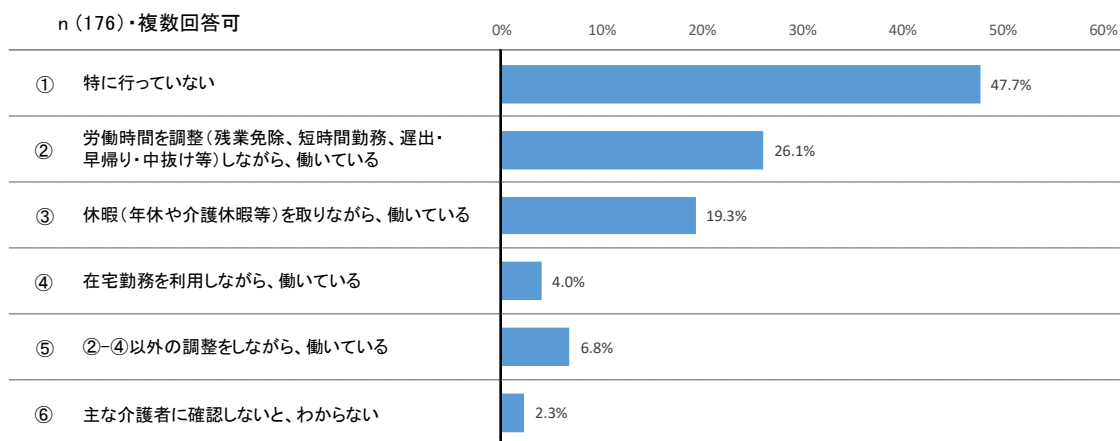
ア) 主な介護者の方の勤務形態について

主な介護者の方の勤務形態では、「フルタイム」が15.1%、「パートタイム」が10.7%となっています。「働いていない」との回答は、41.1%となっています。



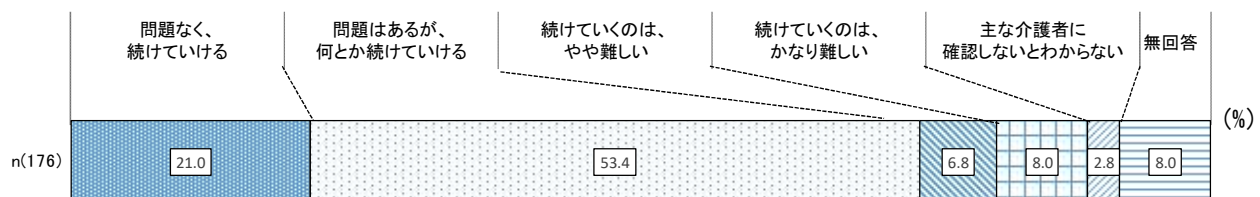
イ) 主な介護者の方が働き方の調整を行っているか

主な介護者の方が行っている働き方の調整では、「①特に行っていない」が47.7%となっています。実際に行っている調整方法では、「②労働時間の調整」、「③休暇」が多くなっています。



ウ) 今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

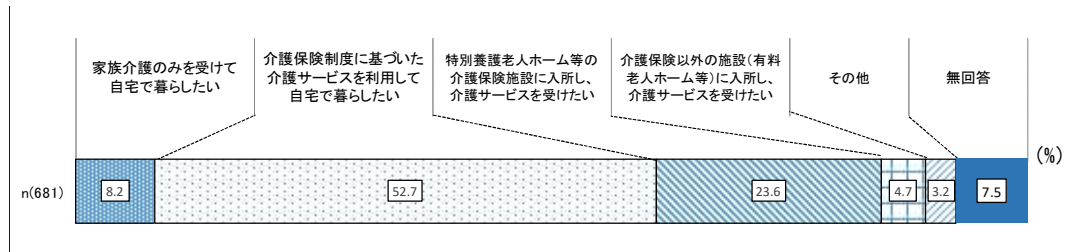
「フルタイム」「パートタイム」で働いている176人を対象としたところ、「問題はあるが何とか続けていける」との回答が53.4%で最も多く、次いで、「問題なく続けていける」が21.0%となっています。一方で、「続けていくのはやや難しい」「続けていくのはかなり難しい」との回答も合計で14.8%となっています。



④ 今後の暮らし（地域包括ケア）

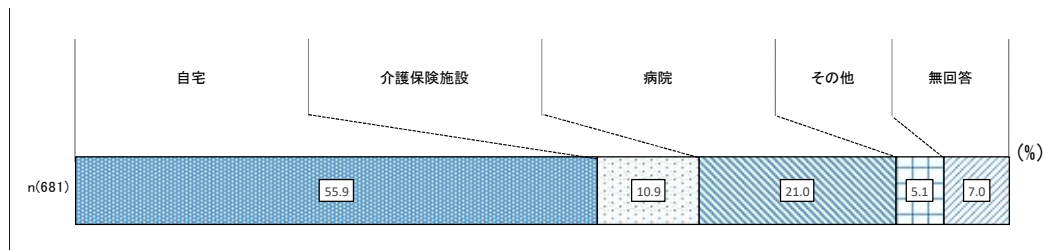
より介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が52.7%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が23.6%となっています。



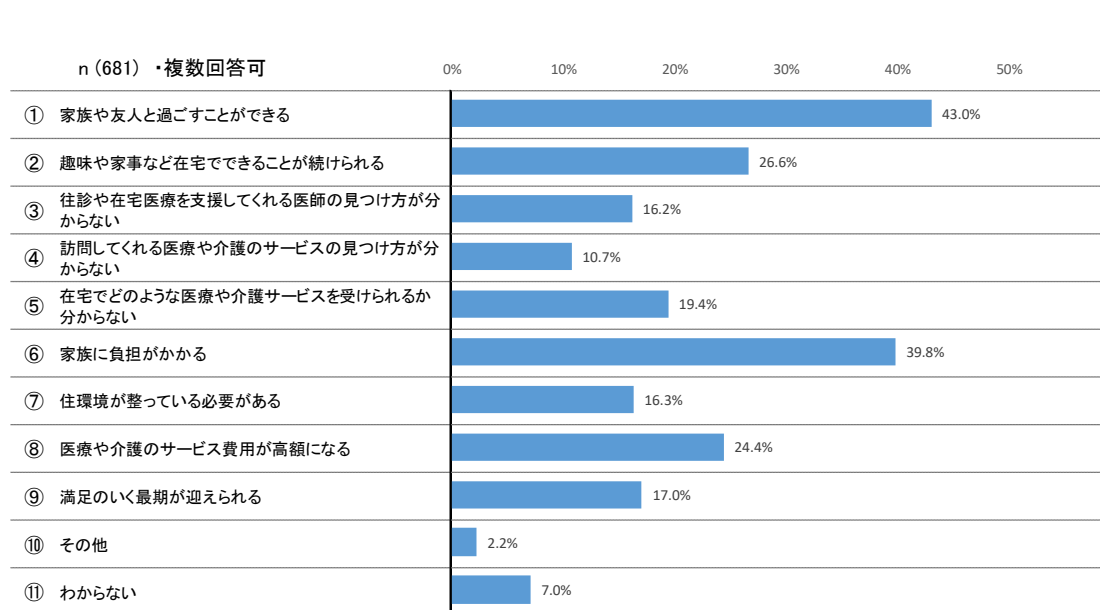
ご自身の人生の最期はどこで迎えたいか

人生の最期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が55.9%で最も多く、次いで、「病院」が21.0%となっています。「介護保険施設」は、10.9%となっています。



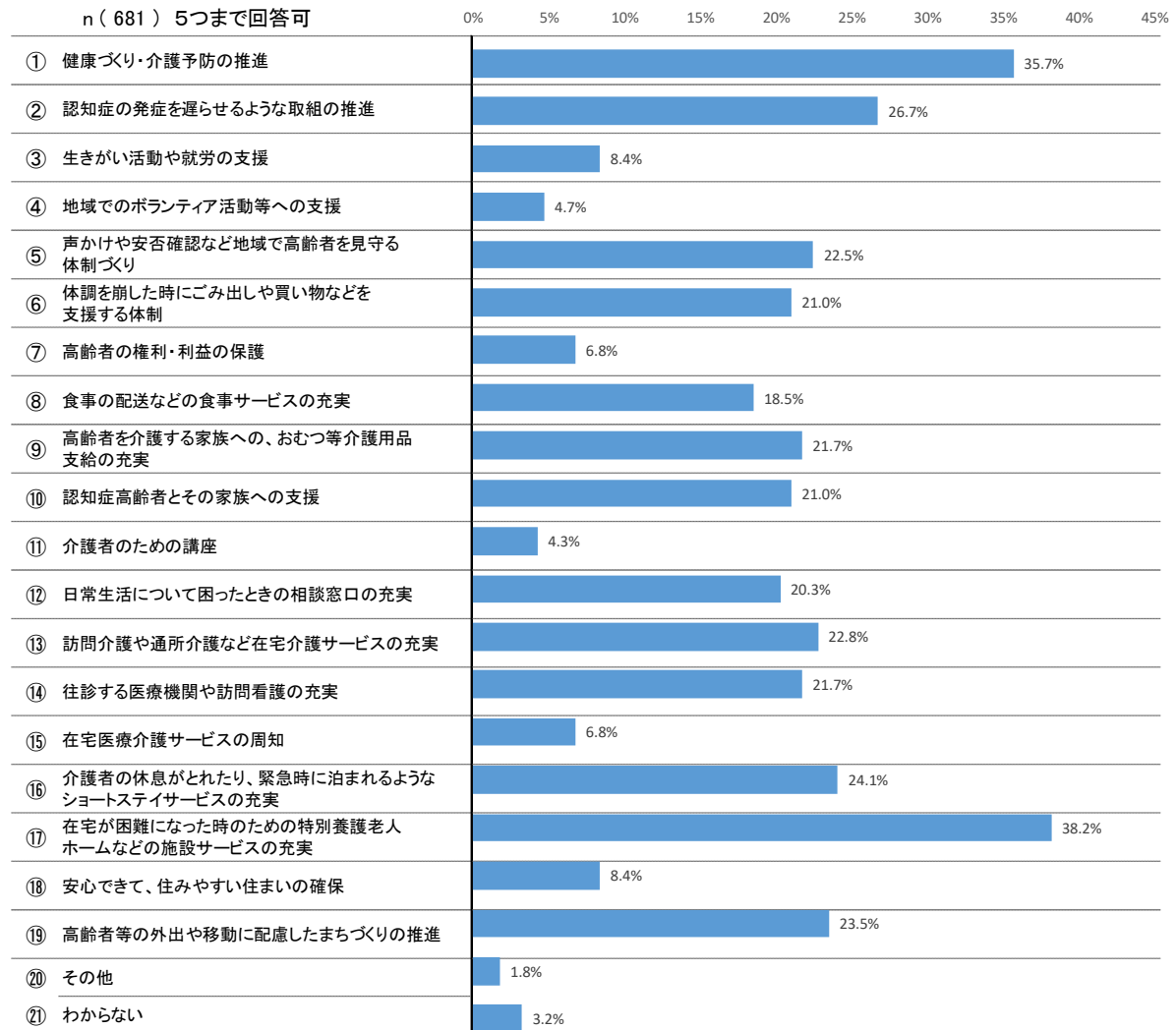
在宅で医療や介護を受けることについてのイメージ

在宅で医療や介護を受けることについてのイメージでは、「①家族や友人と過ごすことができる」が43.0%で最も多くなっている一方で、「⑥家族に負担がかかる」が39.8%となっています。また、「⑤どのような医療や介護サービスの受けられるかわからない」「⑧医療や介護のサービス費用が高額になる」といった回答も多くなっています。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「⑰在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が38.2%で最も多く、次いで、「①健康づくり・介護予防の推進」が35.7%となっています。



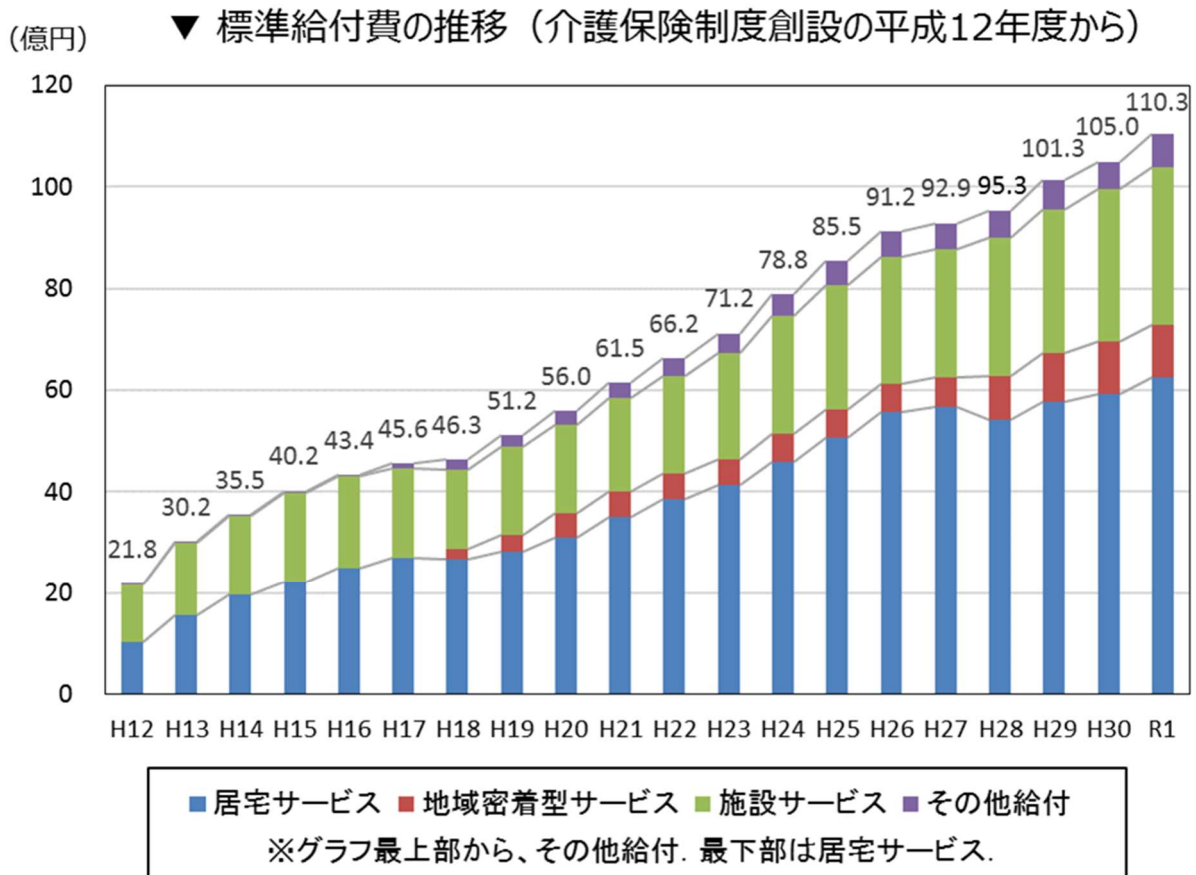
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待

4 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

- 被保険者の区分別にみた認定者数の推移
- 介護度別にみた認定者数の推移

(2) 標準給付費の推移



給付費は、要支援・要介護認定者数・介護保険サービスの利用者数の増加に伴って、増加傾向が続いています。増加するサービス給付費への対応が今後の課題となっています。

5 介護保険制度改正の動向

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（「基本指針」）を定めることとされています。都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第6期（平成27～29年度）以降の基本指針では、市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、令和7年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

現在、次期介護保険制度改正に向けて国で検討されている基本方針（案）では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を念頭に、地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現などに向けて、中長期的な介護需要等を踏まえ、以下の内容等を第8期計画に位置付けることが求められています。

◎2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

◎地域共生社会の実現

◎介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

◎有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

◎認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

◎地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

◎災害や感染症対策に係る体制整備

6 第7期計画の取組状況の評価

第7期計画における高齢者施策の展開として、8つの施策目標ごとに取組を進めてきました。ここでは、第7期計画の取組状況を評価し、第8期計画の策定に向けた方向性を整理します。

■基本目標1/施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

【第7期計画の取組状況】

- ★健康づくりの重要性をより多くの方に知ってもらうため、健康まつりや健康づくり推進員による啓発活動、広報・ホームページ等による情報提供により健康づくりの普及啓発に努めました。
- ★健康保持・増進（一次予防）については、各種健（検）診時における健康手帳の配付や健康教育・健康相談の実施、各種予防接種や訪問指導を行いました。
- ★疾病の早期発見・早期治療（二次予防）については、各種健（検）診における受診勧奨通知の送付により受診者が増加しました。また、歯科の通院困難者を相談及び訪問歯科に繋ぐことができました。更に、はり・きゅう・マッサージの利用助成を行い健康づくりへの意識を高めました。

■基本目標1/施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★スポーツ・学習・趣味活動など多様な事業の実施、敬老行事やイベントの開催やホームページ・広報等ながれやまへの情報の掲載により、活動機会の充実や情報提供に努めました。
- ★敬老バスの利用時間拡大や高齢者等市内移動支援バスの運行により、外出の支援に努めました。
- ★福祉会館や高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家の運営を通じて各種講座の開講・健康相談・娯楽や趣味活動等の地域活動実施の場の確保を図りました。
- ★流山市シルバー人材センターへの支援や就労相談の実施、更に側面的支援として事業者への雇用促進奨励金の交付や市内企業へ的高齢者雇用の周知を通じて高齢者の就業の支援を推進しました。

■基本目標1/施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態から、それ以上悪化しないよう、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図ります。また、地域活動等への積極的な参加を促進して、生きがいつくりと介護予防の推進を図ります。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★高齢者ふれあいの家の開設・活動支援を通じて、高齢者のみならず多様な人材が交流する場を提供しました。
- ★介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、主に要支援認定者等の軽度者向け事業「介護予防・生活支援サービス事業」、要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者向け事業「一般介護予防事業」を実施しました。
- ★介護予防・生活支援サービス事業については、「ちょい困」・「ちょい通」サービスを始めとした、地域での支え合いによるサービス提供を推進しています。一般介護予防事業については、「ながいき100歳体操」による住民主体の介護予防の推進、介護支援サポーター事業による積極的な社会参加の推進を図ってきました。

■基本目標1/施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、高齢者なんでも相談室を中心とした、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携により、地域包括ケアシステムを構築します。

■基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについて、高齢者人口の増加による相談内容の複雑化・困難化やセンターに求められる役割が増加していることを受け、特に高齢者人口が増加している北部圏域についてセンターを新設し、市内5か所の体制としました。
- ★在宅介護の支援については、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般について毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることができる定期巡回・随時訪問型介護について、新たに2事業所を整備し計3事業所となり、全地域を対象にサービスが提供できるような体制としました。また、介護度が高く医療ニーズのある人にも対応可能な複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を整備し、そのサービスを利用することによって在宅での看取りができるようになり、最後まで地域で暮らせる体制ができました。
- ★高齢者福祉サービスの充実については、住み慣れた地域での生活を支えるための支援として、高齢者外出支援サービスや高齢者訪問理美容サービス、高齢者等ゴミ出し支援事業や緊急通報装置の給付等を継続して実施することで、在宅生活の質の維持・向上や健康の保持を図りました。
- ★認知症に係る総合的支援については、これまでの取り組みに加え、高校生への認知症VR体験会を実施し、幅広い世代に認知症の普及啓発を推進しました。また、認知症の相談窓口の周知が課題となっていたことから、認知症パンフレットを全戸配布し、認知症の早期発見・早期相談に繋がるように努めました。
- ★介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修、介護福祉士資格取得に係る実務者研修の費用一部助成や介護技術の講座を実施し人材確保を推進しました。

■基本目標 1/施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★流山市在宅医療介護連携拠点事業を実施し、GISを活用した介護施設情報の提供や「看取り」をテーマとした出前講座の開催等、市民への情報提供・啓発を図ってきました。また、「流山市介護と医療をつむぐ会」においては、介護職であっても、医療依存度の高い方へのケアや看取りのケアができるようになるよう、研修を実施しました。
- ★在宅や地域での医療を実現するためには、本人の希望する最期を迎えるための看取りも重要になります。本人や家族の意志を尊重できるよう、看取りを行っている市内高齢者施設の施設長レベルでの意見交換会を行いました。その他、在宅医療及び看取りを支える専門職の提供体制について、現状を把握し、課題の抽出、対応策について各職能団体とともに検討を始めました。
- ★ICT（Information and Communication Technology）を活用した情報共有システムの運用により、多職種連携システムの効率的・効果的な推進に努めました。また、効率的に情報共有システムを活用できるよう、市内の医療・介護・障害者福祉に関わる事業所職員等を対象とした研修を年1回開催し、システム登録者を増加させました。

■基本目標 1/施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続できるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進していきます。また、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★一人暮らし高齢者や要介護認定や障害者等級をお持ちの方など、災害時に特に支援が必要な方を中心に、地域ぐるみで見守りを行う地域支え合い活動を推進しており、広報やホームページ、出前講座、民生委員等の会議、講演会等において地域支え合い活動の説明を行っています。また、地域支え合い活動の手引き（概要・進め方）を作成し、適宜配布し周知に努めました。令和2年3月末現在、117自治会と協定を締結し、日常での孤独死防止にもつながる取組を実施しています。
- ★生活支援コーディネーターと協働し、高齢者ふれあいの家の見学による地域課題の発見や、ふれあいの家の周知や開設案内、生活支援サービス従事者研修を通じた有償ボランティアや住民主体型サービス、ふれあいの家のスタッフ等、地域の担い手の募集に努めました。
- ★高齢者虐待対策に関しては、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、会議を行うことで高齢者虐待防止に係る関係機関との連携強化につなげています。また、市内の専門職に向け高齢者虐待防止の研修会を実施し、高齢者虐待の知識・理解の普及啓発に努めました。
- ★成年後見制度については、制度の普及・啓発促進のため、市民向け講演会や弁護士・社会福祉士による無料相談会を実施するとともに、専門職に対する研修会を実施し、制度の活用促進を図りました。障害者についても市内事業者を対象に権利擁護研修会を開催し、利用している障害者の成年後見制度利用について周知啓発を行いました。また、支援対象者がいた場合、関係機関から情報を聞き取ったうえ、制度の必要がある方に対して市長申立てを行いました。その際、資力のない方には報酬助成として経済的な支援を行いました。

■基本目標1/施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

【第7期計画の取組状況の評価】

- ★高齢者の住み替え支援として、住み替え相談会や講演会を開催しました。その際、ケアハウスをはじめとした市内高齢者向け施設の情報提供を行い、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援を行ないました。併せて、施設整備に当たってはサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム整備の際の事前協議等において、市の意見・要望を事業者に伝えるとともに、施設に係る問題や苦情が生じた場合には関係部署及び県と連携しながら対応に努めました。
- ★在宅生活を希望される高齢者については、自宅に手すり等のバリアフリー設備の設置を必要とする高齢者に対し当該費用の一部を助成することで、自宅での生活を安心して継続できるよう支援するとともに、自宅での転倒を始めとした重傷事故の抑制を図りました。

第8期計画策定に向けた方向性

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

- ◇ 流山市には元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康でいるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動などの社会参加、健康づくり、介護予防を積極的に呼びかけていく必要があります。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

- ◇ 市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの支え合いの取組みを進めていく必要があります。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

- ◇ 人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

第3章 第8期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において、「生きがいを持って健康長寿に暮らせるまち」「誰もが自分らしく暮らせるまち」をまちづくりの基本方針として掲げ、市民福祉の充実を図っています。

また、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進するとともに、令和元年度に「第2次健康づくり支援計画」を策定し、乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とする健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指しています。

また、平成29年度には、新たな第3期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高めよう地域のチカラ みんながずっと住みたいまち ながれやま」を策定し、「自助・共助・公助」の考え方のもと、健康づくりや介護予防、地域ぐるみの支え合い活動などの積極的な地域参加を呼びかけています。

第7期高齢者支援計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）を視野に入れ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期から引き続き取り組んできました。

第8期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年も見据えて、第7期計画における地域包括ケアシステムの構築を深化・推進するとともに、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化し、地域のチカラを生かした地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第8期計画においても、第7期の基本理念を継続することとします。

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山

2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第8期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040も見据えた本格的な地域包括ケアシステムの構築・深化を着実に推進していきます。保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

◎施策目標1：介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や介護予防と健康づくりの一体的な実施の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

◎施策目標2：介護・福祉サービスの充実

高齢者なんでも相談室を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、課題となっている介護人材不足と今後の現役世代の担い手減少を見据えて、介護人材の確保に取り組みます。

◎施策目標3：在宅での生活の継続を支える地域づくり

災害や感染症等の発生に備えるとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いの活動を促進し、医療と介護の連携の仕組みを構築して、高齢者が人生の最後まで自分らしく安心して地域・在宅等で暮らせる支え合いの地域社会の構築を目指します。

◎施策目標4：認知症に係る総合的な支援

認知症の発症・進行を遅らせるとともに、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症患者や高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、高齢者なんでも相談室を中心とした、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携により、地域包括ケアシステムを構築します。

◎施策目標5：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

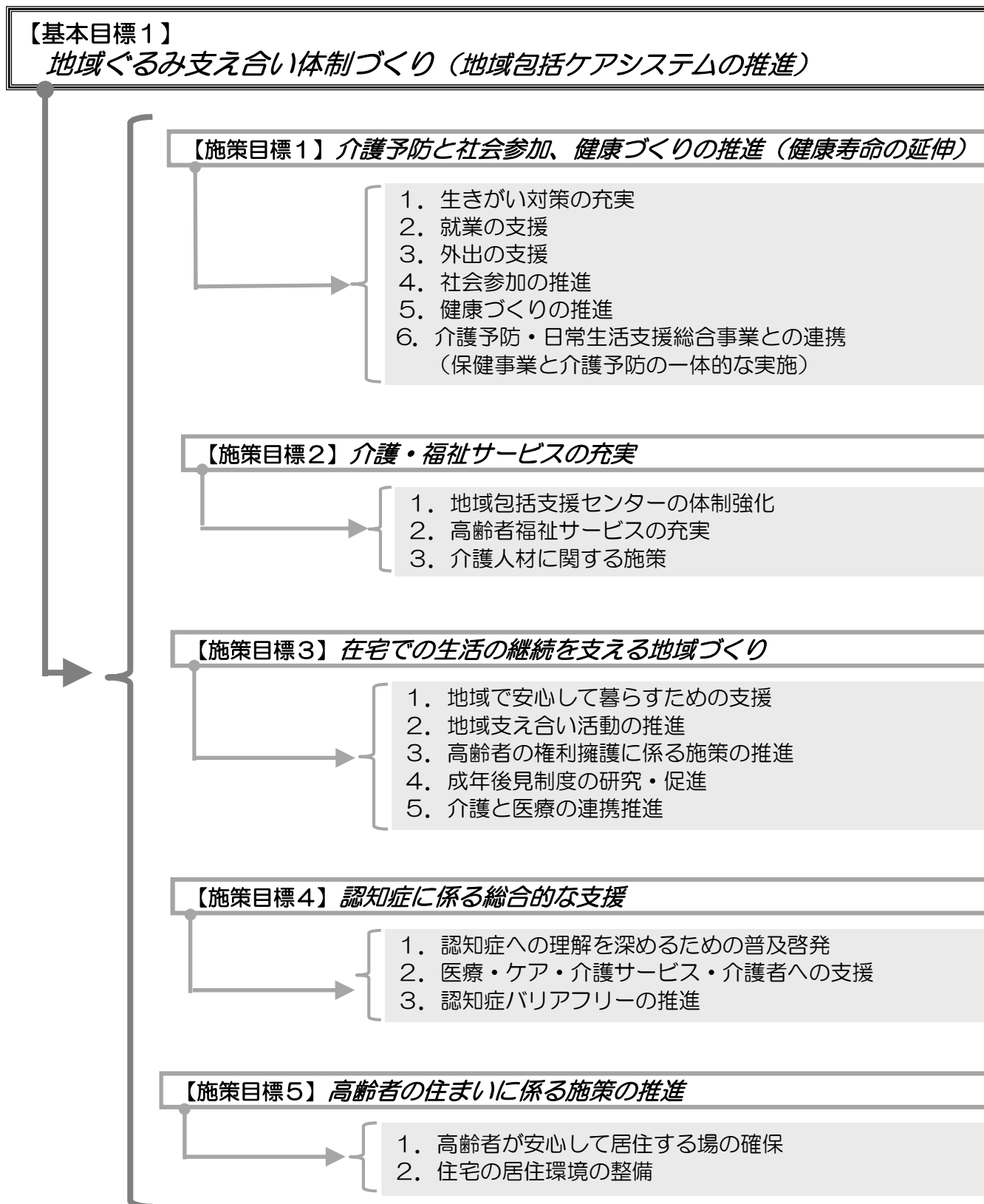
基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

3 施策の体系

前述の基本目標及び施策目標に基づき、第8期計画における高齢者施策の展開を次の体系のとおりに整理して位置付けます。

後述の第2編各論では、この施策体系に基づき第8期計画における具体的な取組を位置付けるとともに、第8期計画における介護保険事業のサービス量の見込みと保険料の設定を示します。



【基本目標2】

高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

- 
1. 予防給付サービスの推進
 2. 介護給付サービスの推進
 3. 地域密着型サービスの推進
 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 5. 介護保険サービスの質の充実・適正化の推進
 6. 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

第2編：各論

【令和3～5年度における取組】

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進（地域包括ケアシステムの推進）

地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれ、更にその先を展望するといわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、現役世代が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。こうした状況においても、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することが必要となっています。

図1）地域包括ケアシステムの構成要素

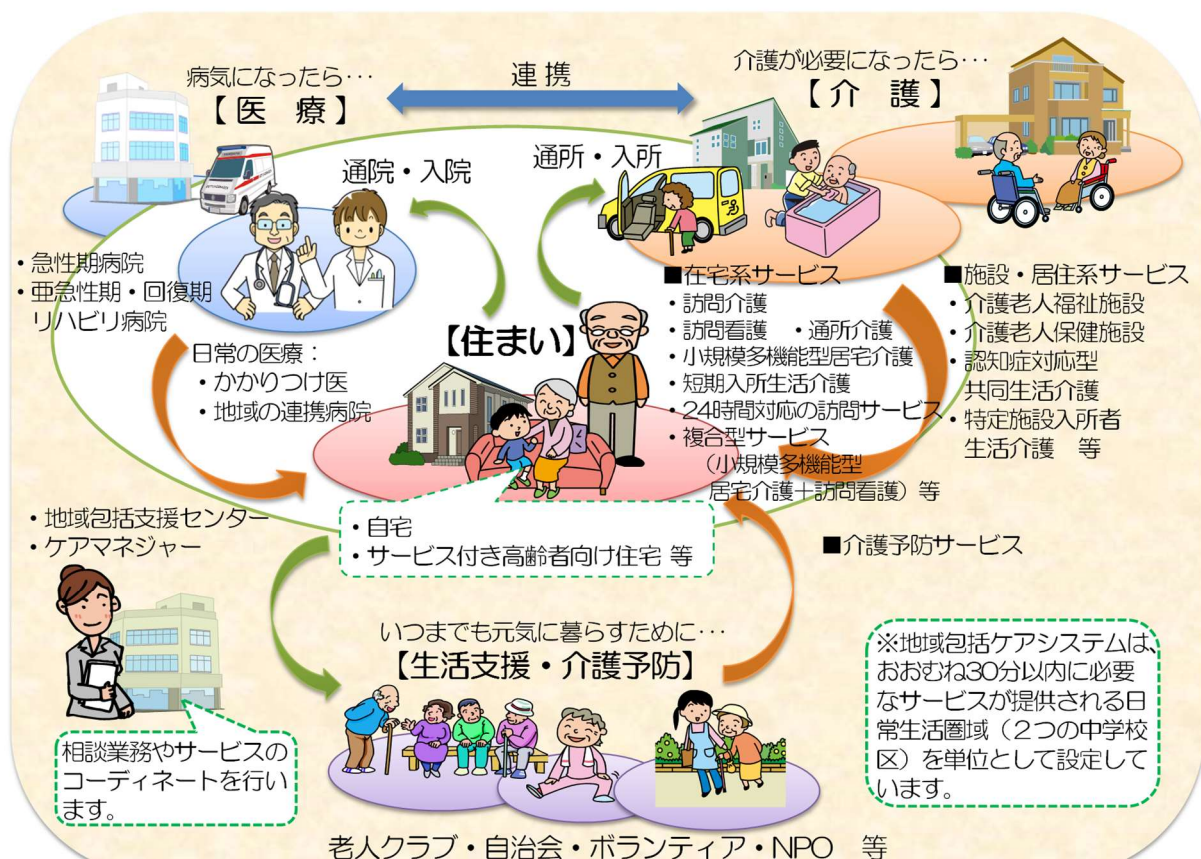


地域ぐるみの連携・協働

本人や家族の「在宅・地域で生活したいとの希望」を実現するためには、「住まい」・「介護予防・生活支援サービス」を基本として、そこに「介護」・「医療」・「保健・福祉」という専門的なサービス・施策が相互に連携していく必要があります。

そしてサービス・施策の連携を進めていくためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の協働により、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要です。

図2）地域包括ケアシステムの姿



（国の社会保障制度審議会資料に基づいて作成）

地域包括ケアシステムと「地域共生社会」

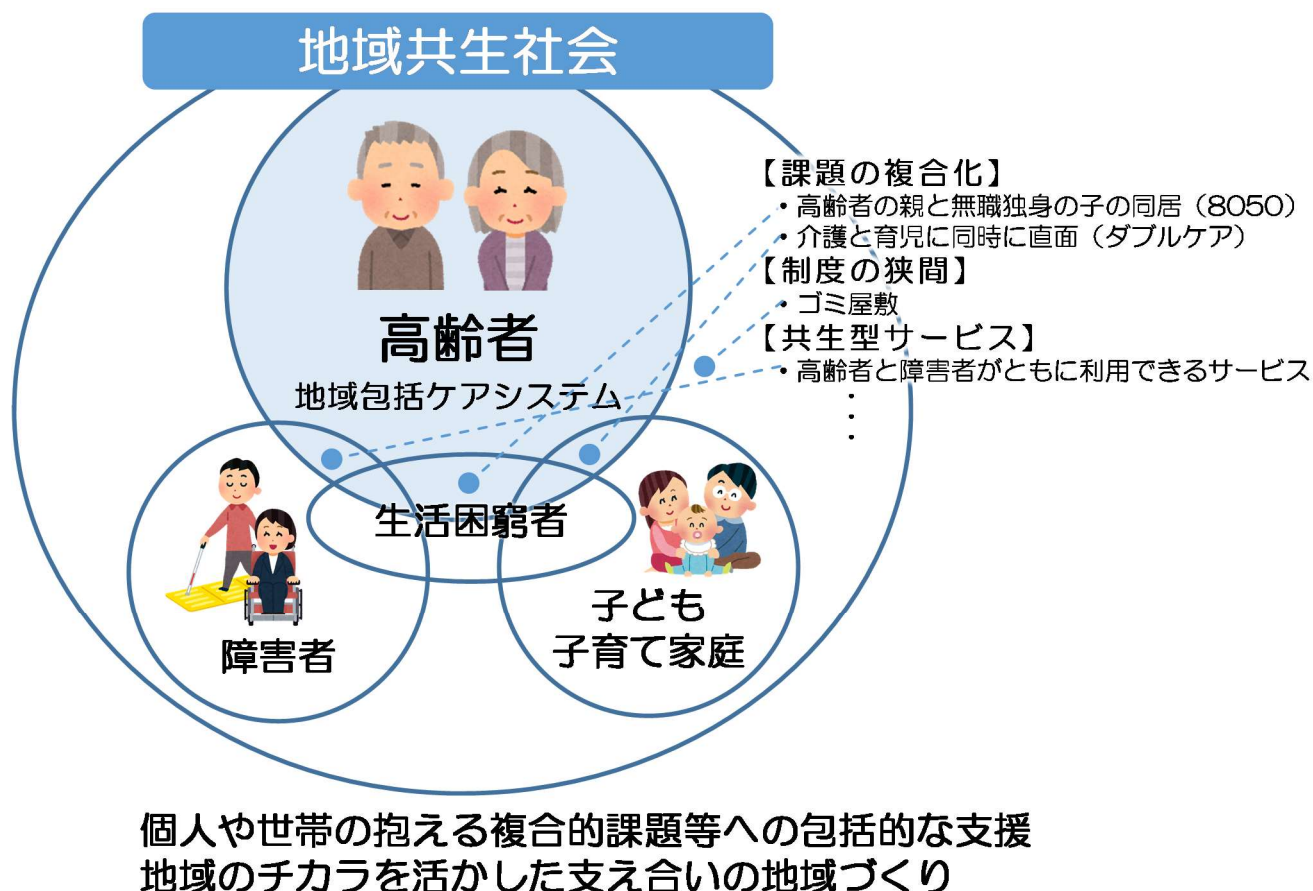
令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。今後、日本社会全体で実現を目指すビジョンである「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

この地域共生社会の考え方は、これまで主に高齢期の支援を地域ぐるみで確保する体制として実践されてきた地域包括ケアシステムの理念を普遍化するもので、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どものほか、生活困窮等の複合的な課題を抱える人などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築を目指すものです。

地域包括ケアシステムを推進し、さらに進化・発展させることは、地域共生社会の実現に寄与することにつながります。本市では、高齢者を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組をさらに着実に推進するとともに、その専門性や取組を生かしつつ、他の福祉分野との連携を強化することで、多様で複合的な地域生活課題に柔軟に対応できる包括的な支援体制・地域づくりに努めていきます。

また、障害者福祉や子ども・子育て支援など、各福祉分野における共通事項を定める次期の第4期地域福祉計画の策定において、地域共生社会の実現に向けた分野横断的な方向性を検討していきます。

図3) 地域包括ケアシステムと地域共生社会のイメージ



1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

（1）生きがい対策の充実

① ホームページ・広報等を活用した生涯学習情報の提供（生涯学習課）

【事業概要】

高齢化社会が進行する中、人生を豊かにできる生涯学習の推進を図るため、市ホームページや広報紙の掲載などによる生涯学習情報の提供を行います。

【取組の方向性】

市ホームページに掲載している文化芸術団体情報の充実を図ります。また、生涯学習センター及びおおたかの森ホールの指定管理者が実施する講座やイベントの開催情報を広報紙に掲載するとともに、国・県などが行う生涯学習事業についてもチラシを設置するなど、積極的な情報提供に努めます。

② スポーツ、レクリエーション活動（スポーツ振興課）

【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。また、楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

【取組の方向性】

毎週日曜日の健康ジョギング講習会及び夏季のウォータービクス講習会など、高齢者も参加できるプログラムを提供し、健康保持・増進と体力向上を図っていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	健康ジョギング講習会開催回数	170回	200回	200回
	健康ジョギング講習会参加者数	8,840人	10,400人	10,400人
	ウォータービクス講習会開催回数	8回	8回	8回
	ウォータービクス講習会参加者数	300人	320人	340人

③ 福社会館の運営（社会福祉課）

【事業概要】

福社会館（地域ふれあいセンター）では、高齢者から子育て世代まで幅広く、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、研修、講座、会議や相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養、レクリエーション等の利用に供しています。

【取組の方向性】

市内の15福社会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、老朽化が課題となっているほか、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化や畳から椅子が使用できる洋間への改修などの要望があり、計画的に施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めており、現在12か所に指定管理者を指定して、施設管理の効率化を進めています。直営の福社会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

④ 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、60歳以上の方が利用できる施設です。

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、趣味のサークルや集会場などに利用できる大広間及び多目的室、囲碁や将棋を楽しめる娯楽談話室、利用者が食事や喫茶を楽しめるレストランを備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。このほかに東部高齢者趣味の家、南部高齢者趣味の家があります。

【取組の方向性】

高齢者福祉センター森の倶楽部や各施設では各種講座を開講するとともに、健康の維持や増進を図る健康相談、娯楽や趣味活動等の利用に供していきます。

施設の管理運営は、指定管理者が行っています。指定管理者の管理運営状況を把握及び評価し、適正かつ効果的な指導を行うことで、利用者へのサービス向上に努めます。

⑤ 市民教養講座（公民館）

【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

【取組の方向性】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会においては、学習ニーズも多岐に亘っていますが、市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。また、中高年の生活面での自立を支援する講座や団塊世代の問題に関する事業を展開するなど、地域での課題に対応していきます。

⑥ 流山市ゆうゆう大学（公民館）

【事業概要】

60歳以上の市民を対象に、継続的な集団学習の機会と仲間づくりの場として、地域にある公民館に2年制のゆうゆう大学を6学園開設しています。

【取組の方向性】

60歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムである選択科目を実施し、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

個人での学びに終わらせることなく、学びの成果を社会や地域に活かして、ボランティアや活動に参加してもらえるようなカリキュラムを行っています。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	入学人数 ※隔年募集	360人	—	360人

⑦ 地区敬老行事の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老意識の普及を図るため、各地区社会福祉協議会と敬老行事を共催する。

【取組の方向性】

少子・高齢社会を迎え、地域でも高齢化が進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強くなり、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立する高齢者も少なくありません。

本市では自主性、独自性を持って活動している各地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援していきます。

⑧ 敬老祝金（高齢者支援課）

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老意識の普及を図るため、88歳、100歳の方にお祝い金を贈呈します。

【取組の方向性】

敬老祝金を支給することで、長寿の方を敬い、お祝いする敬老意識の高揚を図ります。

⑨ 敬老バスの運行（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

【取組の方向性】

利用者の声に耳を傾けながら利用しやすい環境整備に努め、より多くの高齢者に利用頂けるよう努めていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	稼働日数	220日	220日	220日

(2) 就業の支援

① 就業相談（商工振興課）

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。

また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高齢者の雇用を支援します。また、市内企業等との連携を図り、高齢者の就業支援の取組を進めます。

【取組の方向性】

国は、少子・高齢化時代への対応として、「高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現」を目指しており、市では各種セミナーや仕事説明会を開催し、高齢者の就業を継続的に支援していきます。

民間企業との連携についても、様々な企業・団体での就労につながるよう取組を検討していきます。

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	就職率 (市内)	60～64 歳	17.0%	18.0%	19.0%
		65 歳以上	24.0%	24.5%	24.6%

② 公益社団法人流山市シルバー人材センターの支援（高齢者支援課）

【事業概要】

シルバー人材センターでは、植木の剪定や除草、駐輪場の管理、屋内外清掃など、技能や知識・経験を活用できる様々な就業の機会・場所を紹介しています。引き続き運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進を図っています。

【取組の方向性】

高齢者の就業の機会・場所を幅広く確保していくため引き続き必要な支援を行うとともに、広報等を活用した会員募集のPR、促進等を図っていきます。

③ 雇用促進奨励金（商工振興課）

【事業概要】

国の高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部見直しが予定されることから変更内容の情報提供に努めるほか、引き続き、市内企業において、市内に住む障害者・高齢者の雇用数が増加するよう積極的な対応に努めます。

【取組の方向性】

国は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に高齢者雇用確保措置の実施を義務付けています。今後も、市内企業において、流山市に住む障害者・高齢者の雇用数が増加するよう積極的に周知していきます。

(3) 外出の支援

① バリアフリーのまちづくり（道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課・みどりの課）

【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心なまちづくりを進めるため、まちぐるみのバリアフリー化を推進しています。土地区画整理事業による整備をはじめ、道路の新設・改良、公園緑地等の施設整備など、まちづくりの多様な観点から取組を進め、利便性の向上にも努めます。

【取組の方向性】

市による整備だけでなく、土地区画整理事業の施行者や民間事業者とも連携を図り、まち全体での取組が進むよう配慮していきます。

② 福祉有償運送（社会福祉課）

【事業概要】

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する協議会での協議を経て、国の登録を受けたNPO法人等が自家用自動車を使用して行っています。利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者に会員として登録することで、本人及びその付添人が低額で利用することができます。

【取組の方向性】

令和2年3月末現在、福祉有償運送を行うNPO法人等は6事業者で、利用車両は福祉車両5台、セダン等車両95台となっています。

高齢化の進展により、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者等が増加し、今後の需要も高まることが見込まれます。事業者の適正なサービス提供や安全運行管理の徹底に取り組むほか、利用者の拡大に対応した支援を図っていきます。

③ 高齢者等市内移動支援バス（高齢者支援課）

【事業概要】

市内で送迎バスを運行している病院等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。令和2年2月10日現在、5病院の協力を得て送迎バス6ルートで実施しています。

【取組の方向性】

路線バス等の無い、交通不便地域の高齢者の移動手段を確保する必要があります。

市内を運行する事業所に積極的に協力の依頼を働きかけます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	延利用者数	4,500人	4,600人	4,700人

(4) 社会参加の推進

① 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進

高齢者が地域活動等に積極的に参加することは、本人自身の介護予防にもつながり、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることが期待できます。

したがって、介護支援サポーター事業のほか、さまざまな地域活動が活発に展開されるように支援を行っていきます。

ア) 老人クラブ活動の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

地域を豊かにするためのボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブに対して運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

【取組の方向性】

高齢者人口が増加する中で、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと過ごせるよう、引き続き老人クラブへの補助金の支援を継続し、クラブ数及び会員数の維持又は増加できるよう積極的に普及、啓発等を支援していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	クラブ数	63 クラブ	63 クラブ	63 クラブ
	会員数	2,550 人	2,550 人	2,550 人

イ) シルバーコミュニティ 銭湯（高齢者支援課）

【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70 歳以上の高齢者を対象に毎月 12 日と 22 日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

【取組の方向性】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。

また、今後も広報紙、ホームページ等で制度の周知を図ります。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	延利用回数	3,000 人	3,000 人	3,000 人

ウ) ひとり暮らし高齢者の招待（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者を高齢者福祉センター森の倶楽部へ招待して、演芸観賞や教養講座の受講、日帰り旅行などを通じて憩いの場と親睦・交流機会の機会を提供することで、生きがいのづくり、引きこもりの防止及び介護予防を図ります。

【取組の方向性】

平成26年度から高齢者福祉センター森の倶楽部の管理運営に指定管理者を導入しています。本事業は指定管理者の指定管理事業として行っており、今後もより多くのひとり暮らし高齢者が満足できるよう指定管理者と協議しながら取り組んでいきます。また、参加者の募集については、民生委員・児童委員を通じた案内など、より多くの方が参加できるよう周知に努めていきます。

エ) 協働による市民福祉活動の推進（社会福祉課・コミュニティ課）

【事業概要】

「自分たち地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という自治の姿の実現を目指して、協働のまちづくりに向けたNPOと行政のパートナーシップを強化していく必要があります。地域での公益的な市民活動（福祉・環境・まちづくり等）を行う団体等を市民活動推進センターと連携して支援することで、協働による市民福祉の促進を図ります。

【取組の方向性】

自由な社会貢献活動を行う特定非営利活動団体が新たな市民福祉活動事業を始めるにあたり、「市民福祉活動事業運営資金貸付」の周知を市ホームページで行います。また市民活動推進センターと連携して、市民活動の活性化を図っていきます。

オ) 地域住民によるボランティア活動の促進（社会福祉課・高齢者支援課）

【事業概要】

ボランティアセンターを運営する流山市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図っています。

【取組の方向性】

各地域に根差したボランティア活動を行っている団体に地区社会福祉協議会等がありますが、地域によって活動の頻度等に差があることから、活動に応じた支援をしていくことで、活動の更なる促進を図ります。なお、令和3年度の新設小学校開校に伴い、地区社会福祉協議会が1団体増える予定です。

力) 高齢者ふれあいの家開設・活動支援（高齢者支援課）

【事業概要】

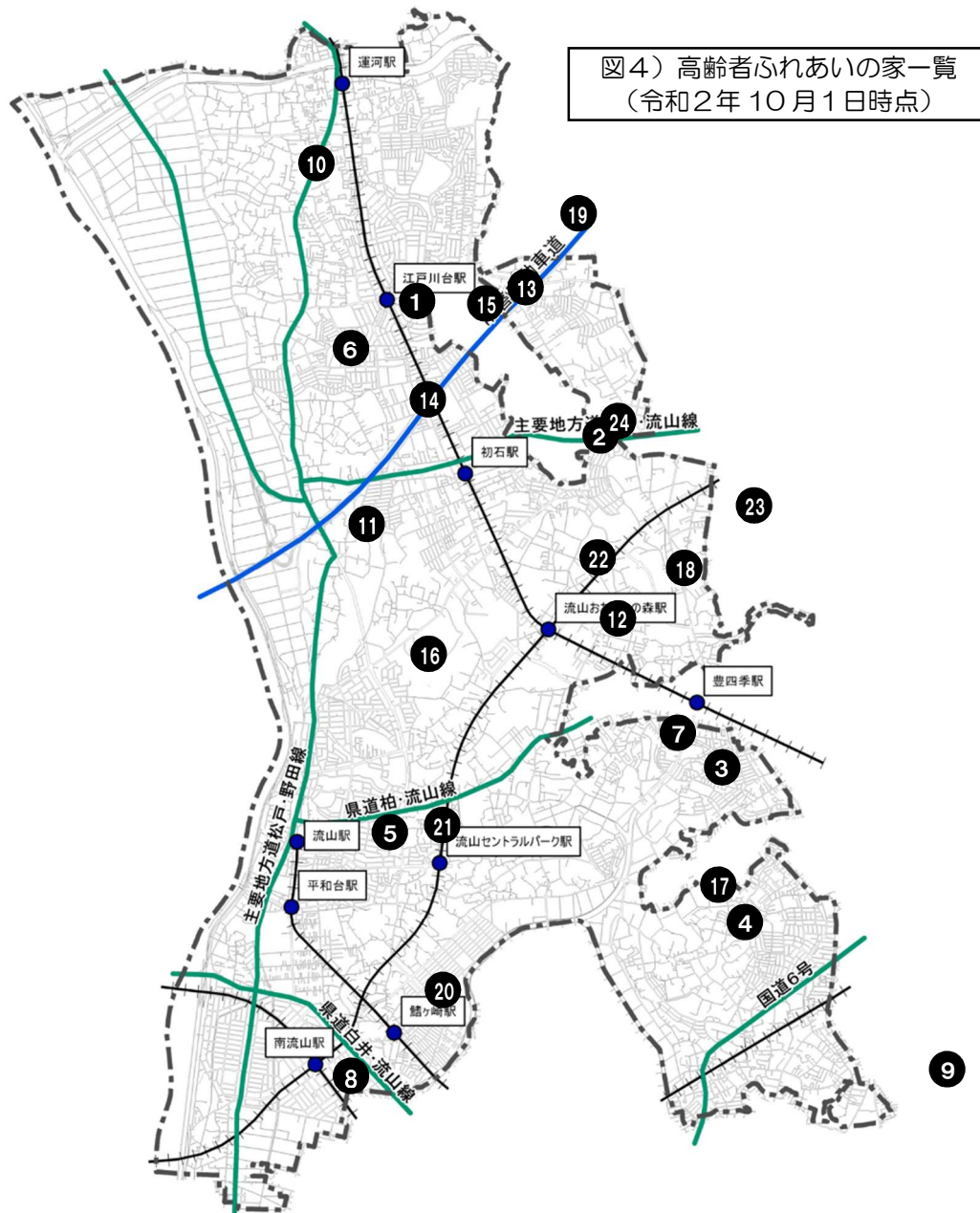
65歳以上の高齢者が地域で自由に集える場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。

高齢者ふれあいの家は、令和2年10月現在で24か所が開設されており、高齢者の外出を促すことで、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながっています。また、ボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実、地域の子どもとの多世代間の交流など多様な機能を担っています。

【取組の方向性】

高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO、個人に働きかけを行い、毎年新規開設2件の設置を目指します。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	開設箇所数	28箇所	30箇所	32箇所



【第2編：各論】

施設名・場所	開設日時	実施内容
①茶話やか広間（江戸川台東）	月～金 10時～16時	サロン・教養講座・囲碁将棋・書道
②気晴らし喫茶室（美田）	月～金 15時～17時	サロン・中国語講座
③なづのふれあいの家（野々下）	月～木・土 10時～17時	フラワーアレンジメント・健康体操 茶話会・囲碁・健康麻雀等
④野馬土手（松ヶ丘）	月～金 10時～16時	サロン・ミニ教室・茶話会・ミニサークル 映画上映会
⑤花みずき（平和台）	月～金 10時～16時	サロン・茶話会・教養講座 ながいき100歳体操
⑥コロ一会（富士見台）	水・金 10時～16時	健康麻雀・囲碁将棋・サロン・折り紙・手芸
⑦悠々サロン（野々下）	火～土 10時～16時	囲碁将棋・コーラス・カラオケ・3B体操 手芸・編み物・折り紙
⑧かえるクラブ（南流山）	火～金 13時～16時	グランドゴルフ・健康麻雀・絵手紙・手芸 卓球・囲碁将棋・健康体操
⑨月見台（向小金）	月～金 10時～16時	サロン・茶話会・ミニサークル・ミニ教室 ながいき100歳体操
⑩いそいそ（東深井）	月～金 10時～16時	介護予防運動・ながいき100歳体操 健康麻雀・カラオケ・茶話会・笑いヨガ
⑪えがお（若葉台）	月～金 10時～16時	催し物・介護予防体操・ヨガ・囲碁将棋 健康麻雀・高齢者福祉講座・茶話会
⑫つどい（おおたかの森西）	月・水・木 10時～16時	健康体操・物作り・コーラス・切手収集 折鶴・いきいき体操
⑬いきいきクラブ（青田）	月・火・水・土 10時～16時30分	健康麻雀・健康体操
⑭きた（中野久木）	月・水 10時～14時	茶話会・囲碁将棋・卓球・健康麻雀 カラオケ・ミニミニ講座
⑮こもれび（美原）	月・火・金 10時～15時	茶話会・運動療法・音楽療法
⑯ぴーすふる（下花輪）	月～金 10時～16時	囲碁・将棋・健康麻雀・手芸 ながいき100歳体操等
⑰ふたば（古間木）	月・木 10時～16時	手芸・茶話会・囲碁将棋・健康麻雀 ながいき100歳体操等
⑱おおたかの森（おおたかの森北）	月・火・木・日 13時～21時	囲碁・将棋・昔あそび・踊り等
⑲雪割草（江戸川台東）	月～木・土 10時～16時30分	茶話会・囲碁・将棋 脳トレ・ながいき100歳体操
⑳ふれあい倶楽部（流山）	月・金 12時～17時	健康麻雀・茶話会
㉑machimin1（流山）	水・金 10時～12時	コミュニティスペース兼観光案内所。多世代交流拠点として、まち歩き企画や運営を共に行う。
㉒パルス会（西初石）	火 13時～15時	茶話会・ながいき100歳体操・映画会 脳トレゲーム・オセロ
㉓さくら（美田）	週により異なる	囲碁・将棋・グランドゴルフ・吹き矢 3B体操
㉔machimin2（東初石）	水 10時～12時	コミュニティスペース兼駆け込み寺。多世代交流拠点として、親子の遊び場・食堂の企画や運営を共に行う。

(5) 健康づくりの推進

① 健康づくりの啓発・推進

ア) 保健だより（健康増進課）

【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布する事業です。

【取組の方向性】

従来通り各種検診や催し物に関する内容を掲載することとし、配布方法についてもこれまで通り新聞折込みによる方法を実施していきます。

イ) 健康まつり（健康増進課）

【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図るイベントです。

【取組の方向性】

社会情勢や市民のニーズに合ったテーマや内容を検討し、より市民が身近に感じ参加しやすい健康まつりを目指し、健康に関する意識啓発を図っていきます。

ウ) ホームページ・広報等を活用した健康増進（健康増進課）

【事業概要】

ホームページや広報等を活用し、わかりやすく健康増進に関わる情報を提供します。見やすいサイトを意識して、市民が必要とする保健事業や健康情報を手軽に確認できるようにします。

【取組の方向性】

市民に分かりやすいホームページの作成につとめます。掲載情報は、市事業のみならず国・県の健康事業の最新情報のほか感染症や制度改正など、新たな情報を幅広く掲載していきます。

エ) 健康づくり推進員（健康増進課）

【事業概要】

健康づくり推進員は、健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、3年間の任期で活動しています。栄養講座や運動講座の開催の他、研修会への参加や健康まつりでの啓発活動、広報紙の発行などを行っています。

【取組の方向性】

令和3年度は新たな推進員の委嘱の年です。推進員の増員を図り、地域住民に身近で取り組みやすい健康づくりに関する講座の開催や、情報提供を行い、さらに活発に活動していきます。

② 健康保持・増進（一次予防）

ア）健康手帳（健康増進課）

【事業概要】

市民が自分自身の健康保持、増進のために健康診査等の記録を記載することによって、自分の健康に対する意識を高め、健康管理に役立ててを図ります。

【取組の方向性】

健康診査等の記録のみではなく、健康意識を高めるための内容を継続して検討します。

イ）健康教育（健康増進課）

【事業概要】

令和2年度から子宮がん集団検診および乳がん集団検診が委託になり、がん検診時に健康教育は実施していません。また胃がん健診も委託になる可能性があるため、健康教育の計画には含めていません。

【取組の方向性】

健康増進及び健康寿命の延伸を目指し、講座や地域の自治会や老人会等からの依頼、集団検診時の健康教育を実施します。また、健康づくりに対する個人の自主性を尊重しつつ地域全体の健康意識の向上を図ることができるように柔軟な事業運営に取り組めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	回数	50回	55回	60回
	延参加者数	3,365人	3,398人	3,431人

ウ）健康相談（健康増進課）

【事業概要】

令和元年度から特定保健指導の実施率向上を目的として、市直営による特定保健指導を実施しており、保健師・栄養士が対象者へ面談等を実施しています。

また、令和2年9月から糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を防止することを目的として、流山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しており、対象者への面接等を実施しています。

【取組の方向性】

市直営による特定保健指導や流山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施により、相談件数の増加が見込まれます。

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	一般健康相談	実施回数	1,204回	1,224回	1,244回
		相談者数	1,354人	1,374人	1,394人
	重点健康相談	実施回数	440回	460回	480回
		相談者数	843人	863人	883人

※高齢者を含む幅広い世代を対象に実施している事業です。

エ) インフルエンザ予防接種（健康増進課）**【事業概要】**

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。

【取組の方向性】

引き続き、高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、さらに実施体制を整えていきます。また、多くの方に接種してもらえるように広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知してきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	65歳以上の被接種者数	21,414人	21,762人	22,012人

オ) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（健康増進課）**【事業概要】**

平成26年10月に、高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種になりました。予防接種を行うことにより、個人の肺炎球菌の発症や重篤化を未然に防止します。経過措置として行われていた70歳以上の方の定期接種が令和5年度まで5年間の再延長となっているため、65歳以上100歳までの定期接種対象者に対して定期予防接種を実施します。

【取組の方向性】

高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、実施体制を整えていきます。さらにより多くの方に接種してもらえるように、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	被接種者数（定期）	1,482人	1,507人	1,524人

カ) 訪問指導（健康増進課）**【事業概要】**

令和元年度から特定保健指導の実施率向上を目的として、市直営による特定保健指導を実施しており、保健師・栄養士が対象者への訪問を実施しています。

また、令和2年度9月から糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行を防止することを目的として、流山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しており、対象者への訪問・面接等を実施しています。

【取組の方向性】

市直営による特定保健指導や流山市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施により、訪問件数の増加が見込まれます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	訪問指導者数	235人	285人	335人

③ 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

ア）健康診査・特定健康診査（保険年金課・健康増進課）

【事業概要】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

【取組の方向性】

今後も受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。また、健診の結果を効果的に生活習慣の改善に繋がる事後指導を検討していきます。

イ）がん検診（健康増進課）

【事業概要】

20歳以上の市民（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診についてそれぞれ対象年齢を設定）を対象にがん検診を実施しています。また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がん検診の受診率向上に努め、がんに関する正しい知識を身につけて、がんの早期発見・早期治療を図ります。

【取組の方向性】

検診の受診率向上を図るため、ホームページや広報、各種検診の際に他の検診の啓発を行うなど、初回受診者を増やす取組を積極的に行います。また、精密検査の受診率向上の取組を検討していきます。

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	胃がん検診	受診者数	5,006人	5,056人	5,106人
		受診率	7.8%	7.9%	8.0%
	肺がん検診	受診者数	8,277人	8,339人	8,401人
		受診率	13.7%	13.8%	13.9%
	子宮がん検診	受診者数	7,596人	7,672人	7,748人
		受診率	15.1%	15.2%	15.3%
	乳がん検診（MMG）	受診者数	6,137人	6,198人	6,260人
		受診率	16.8%	16.9%	17.0%
	乳がん検診（超音波）	受診者数	2,207人	2,230人	2,252人
		受診率	14.0%	14.1%	14.2%
	大腸がん検診	受診者数	11,105人	11,186人	11,267人
		受診率	13.7%	13.8%	13.9%

ウ) 骨粗しょう症検診（健康増進課）

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談を行うことにより、早期発見・早期治療を図ります。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症の予防を推進します。

【取組の方向性】

受診率向上に向けて、ホームページ、広報、健康教育等で啓発を行っていきます。また、啓発方法をより工夫することで効果的な啓発活動に努めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	受診者数	730人	797人	862人
	受診率	8.5%	9.0%	9.5%

エ) 結核検診（健康増進課）

【事業概要】

結核は過去の病気と思われがちですが、全国で毎年2万人以上の患者が発生し、世界的に見ても先進国の中では未だ高い状況にあり、我が国の主要な感染症になっています。

一般住民に対する結核検診は感染症法により市町村長に義務付けられており、事業所や各種施設等で結核検診を受診する機会のない40歳以上の市民に対して検診を行い、結核の早期発見・早期治療、予防に努めます。

【取組の方向性】

新規の結核罹患者は70歳以上の高齢者に多いという結果が出ていることから、今後も高齢者がより受診しやすい検診体制づくりや受診率の維持に努めます。また、結核予防のため、新規受診者の受診率向上にも努めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	受診者数	8,277人	8,339人	8,401人
	受診率	13.7%	13.8%	13.9%

才) 歯周病検診（健康増進課）

【事業概要】

高齢期に健康な生活を送るためには、自分の歯を十分に保有し食べる楽しみを感じることが重要です。「8020運動」（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）に基づき、歯の疾病を早期発見し、早期の保健指導により歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

【取組の方向性】

平成26年7月1日に「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。早い年齢から歯と口腔の健康づくりのために定期的に健診を受ける習慣をつけられるよう、他課や歯科医師会等が実施する事業においても、歯周病検診の周知に協力してもらい、受診率の向上を目指します。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	受診者数	590人	610人	680人
	受診率	0.5%	0.50%	0.55%

※対象者が20歳、30歳、40歳以上の市民であり対象人数が多い事業です。今後さらに、広報、ホームページ等を活用し積極的に周知に努め、受診者の拡大を図っていきます。

力) 訪問歯科の推進（健康増進課）

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談や治療が安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、80歳で20本の歯を残すこと（「8020運動」）を目指した健康づくりを推進します。

【取組の方向性】

流山市の訪問歯科は在宅を対象としていますが、施設入所など対象外となるケースの相談にも迅速に対応できるよう引き続き歯科医師会との連携を図ります。

他課及び歯科医師会等が実施する事業においても、市民及び医療に携わる専門職に協力してもらい、訪問歯科の周知を図ります。

また、かかりつけ歯科医の推進を図るとともに、寝たきりにならないよう、健康づくりに関する健康教育及び講座などを実施していきます。

キ) 人間ドック等利用助成（保険年金課）**【事業概要】**

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック等の利用に助成を行います。

被保険者の健康意識の高まりを受け、平成27年度から脳検査、脳ドック利用助成を開始しました。

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	1,757 件	1,757 件	1,757 件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	1,161 件	1,256 件	1,350 件

ク) はり・きゅう・マッサージ利用助成（保険年金課）**【事業概要】**

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進に役立てるとともに、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すため、市に登録されている施設ではり・きゅう・マッサージが利用できる助成券を交付します。

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	3,278 件	3,278 件	3,278 件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	5,075 件	5,180 件	5,285 件

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業との連携（保健事業と介護予防の一体的な実施）

① 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

ア) 総合事業の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、地域の実情に応じ、地域住民、NPO 法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者や軽度のお世話が必要な方に対する効果的で効率的な支援を可能とすることを旨とするものです

イ) 総合事業の概要

◎ 総合事業の構成

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。《65 頁 図5参照・66 頁 図6参照》

◎ 柔軟で多様なサービスの提供

要支援者をはじめとした軽度の生活機能の低下がある方の多くは、多様なニーズを抱えています。よって、地域の特性に応じ、さまざまな関係者、団体、法人などが参画して、支援が必要な方に働きかけることにより、自立支援を促しつつ、住み慣れた地域で暮らしていけるよう多様なサービスを提供するものです。

◎ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にも効果的であるため、総合事業においてこうした仕組みづくりを推進します。

◎ 要支援者に係るサービスの提供

介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）、介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の他、ニーズに応じた多様な訪問型・通所型サービスを事業者等が提供します。

訪問看護、福祉用具貸与等他の介護予防サービスは保険給付サービスとして提供します。

◎ 柔軟な利用の仕組みと適切なケアマネジメントの実施

訪問型サービス及び通所型サービスを含め、総合事業のみを利用しようとする場合は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストを受けることで利用サービスの適性を評価する仕組みを設け、ニーズを抱えた方（介護予防・日常生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」といいます。））が速やかに利用できるようになります。（第1号被保険者のみ）

サービスの利用に当たっては、これまでどおり、高齢者なんでも相談室（地域の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）が支援を行い、サービス利用者の能力を最大限に活かし、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます。

図5) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

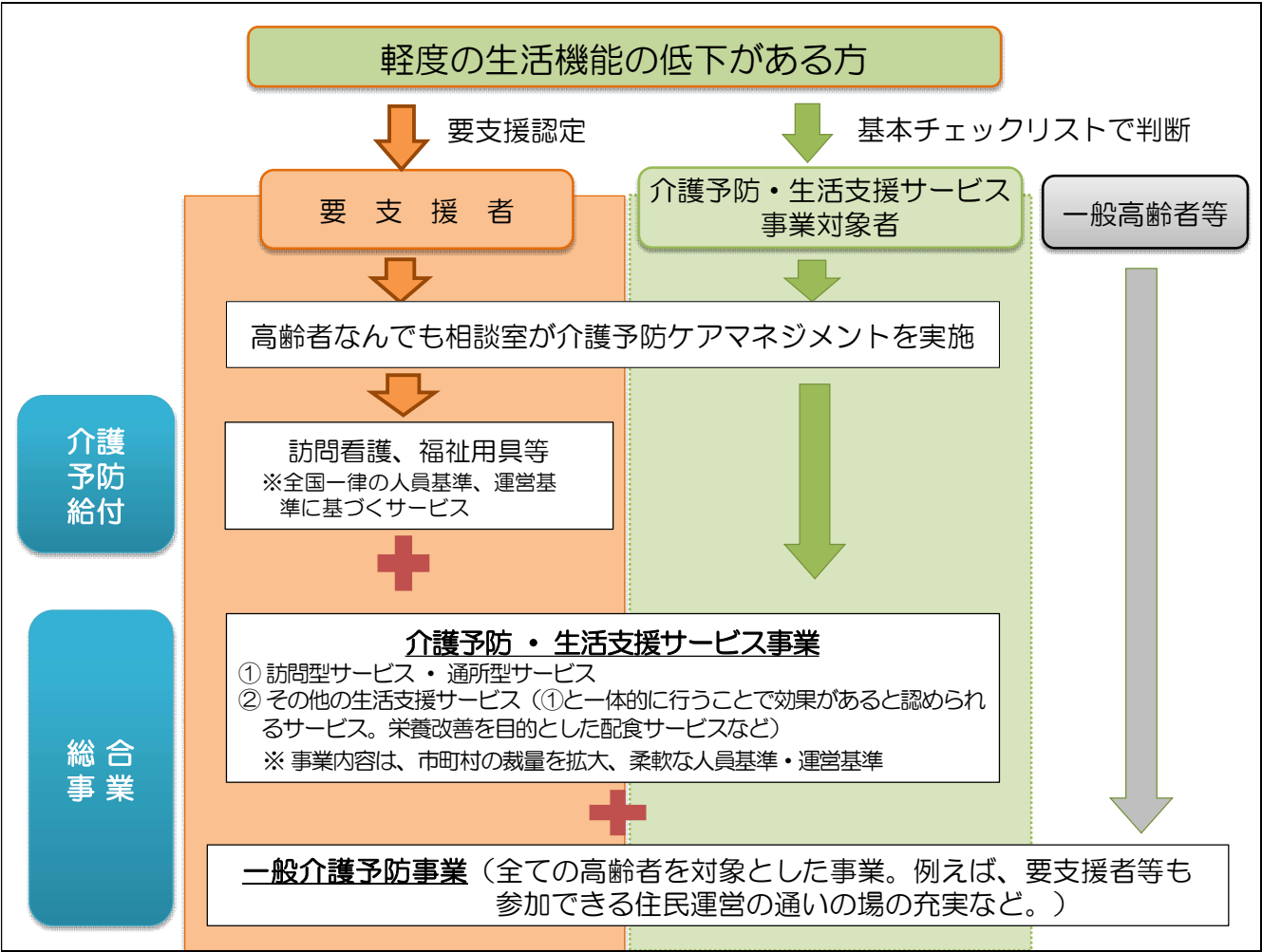
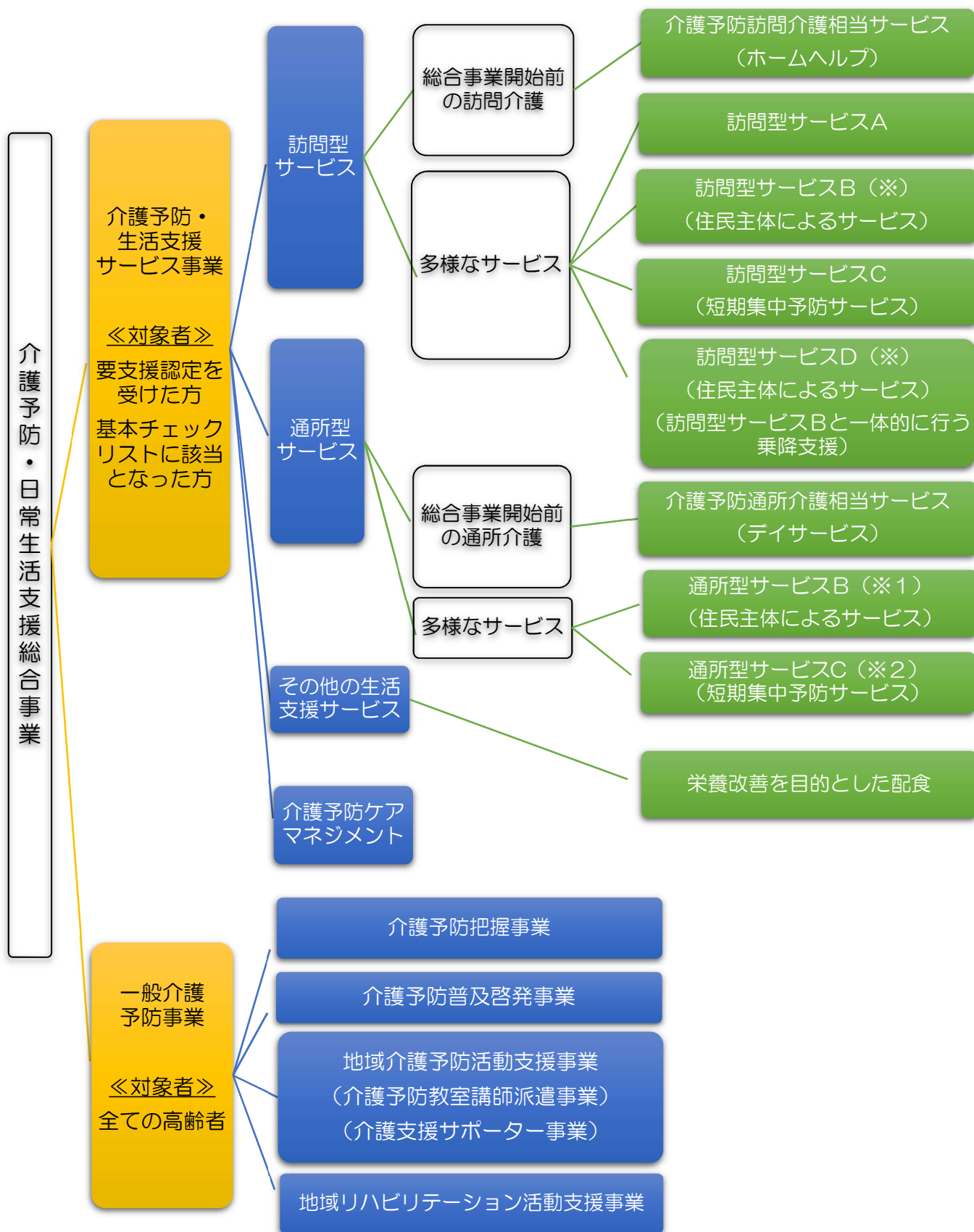


図6) 流山市介護予防・生活支援総合事業の類型



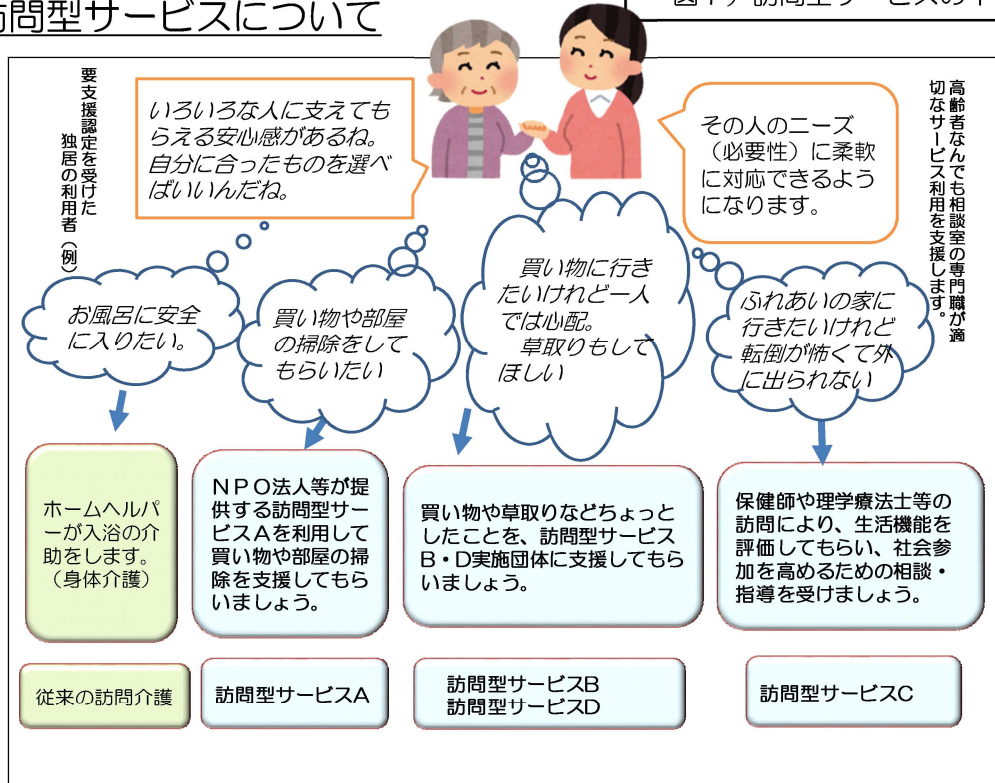
(※1)訪問型サービス B・D、通所型サービスBについては住民が主体となって提供するサービスです。
(※2)通所型サービスCについては生活行為の改善を目的とし、3～6か月の短期間で介護予防プログラムを実施するサービスです。

■流山市における総合事業の取組

② 介護予防・生活支援サービス事業

i) 訪問型サービスについて

図7) 訪問型サービスのイメージ



従来の給付サービスでは、事業者指定を受けた事業者のみが身体介護又は生活援助を提供できました。

第7期では、高齢者なんでも相談室の適切なケアマネジメントを通じ、訪問型サービスとして、必要に応じこれまでの指定事業者によるサービスが受けられる仕組みだけでなく、地域のチカラを活かした多様なサービスを事業者等が提供します。《上記 図7参照》

訪問型サービスの種類	概 要
訪問型サービス A	訪問介護員又は市の研修を受けた方等が指定事業所に所属し、掃除や調理等の家事援助を提供します。従来の介護予防訪問介護より安価に利用することができます。
訪問型サービス B (ちょい ^{こま} 困サービス)	住民主体のボランティア（有償のものを含む）により、生活の中でのちょっとした困り事への支援を行います。
訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職（保健師・理学療法士・作業療法士等）が訪問し、必要な相談・指導等を3～6か月間の短期間で実施します。
訪問型サービス D (ちょい ^{こま} 困サービス ^{プラス})	訪問型サービス B と一体的に行う移送前後の生活支援を行います。

ii) 通所型サービスについて

従来の介護予防通所介護を総合事業で提供するものが通所型サービスです。

通所型サービスについては、高齢者なんでも相談室の適切なケアマネジメントを通じ、必要に応じて、これまでの指定事業者によるサービスが受けられる仕組みとします。

また、要支援者及び事業対象者は、生活機能の一部が低下している場合が多く、残存能力が比較的高い傾向にあります。このことから、住民主体のボランティア（有償のものを含む）が提供する定期的な利用ができる身近な通いの場（通所型サービスB：ちょい通サービス）の推進のほか、新たに3～6か月の短期間に専門職が個別課題に応じて生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する通所型サービスCを創設し、利用者の状況に応じた介護予防の取り組みの推進を図ります。本サービスにおいても、要支援者及び事業対象者が利用する場合には、到達目標を定め、本人の生活機能の維持・改善を図ります。

このほか、通所型サービスを提供する事業者には、介護支援サポーターなど地域のマンパワーを積極的に取り入れた体制により、通所型サービスの利用者に積極的に働きかける手法を取り入れるよう働きかけます。

なお、次の②「一般介護予防事業」として位置付ける高齢者ふれあいの家や自治会館等を中心とした身近な場所で介護予防に取り組める拠点づくりを積極的に進め、通所介護からふれあいの家等での「通い」の機能の充実化に取り組みます。

住民主体型サービス実施団体への補助について

訪問型サービスB（ちょい困サービス）・D（ちょい困サービス^{プラス}）、通所型サービスB（ちょい通サービス）を実施する団体に準備金及び運営費を補助金として交付し、地域での助け合い・支え合い活動を支援します。
（いずれも法人格を持つ団体を除く団体に補助）



iii) その他の生活支援サービスについて

介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者等のうち、栄養改善を図ることが必要な方を対象として、給食サービスを提供します。

iv) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、総合事業によるサービス等を利用し生活機能の維持・向上を図るためには、本人の心身の状態に応じた適切なサービス等を利用することが大切です。総合事業を利用しようとする要支援者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用が適するサービス等の選択と立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントは、これまでどおり、高齢者なんでも相談室が行い、要支援者等を適切な総合事業のサービス等に結びつけます。

また、この介護予防ケアマネジメントは、市の承認に基づき、高齢者なんでも相談室から指定居宅介護支援事業所に委託することを可能とします。

③ 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象として、地域の実情に応じて効果的で効率的な介護予防の取組を推進するものです。

第8期では、次の i) ～ v) に掲げる事業に計画的に取り組んでいきます。

特に、平成 25 年度からスタートした介護支援サポーター事業は、積極的な社会参加を通じて自らの介護予防にも資するという高齢化が進展する現代社会に求められる介護予防の典型モデルとして定着しつつあります。

全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業を積極的に展開することで、将来的な要介護高齢者の伸びを緩やかにするとともに、支え合いの地域づくりに大きくつながります。

図8) 一般介護予防事業の類型

一般介護予防事業

i 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

ii 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

iii 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

iv 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

v 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

i) 介護予防把握事業

生活機能の低下等によって何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、支援につなげる事業です。高齢者なんでも相談室をはじめ、薬業会に加盟している薬局で、生活機能低下が疑われる方がいた場合は、早期に支援につながるような体制を整えています。

ii) 介護予防普及啓発事業

介護保険法第4条第1項において「国民の努力及び義務」として、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、介護予防に関する情報提供の機会を設け、市民総ぐるみで介護予防に関する意識の高揚を図ります。

また、介護予防や健康づくりに関して、一人ひとりの継続的な活動を支援するために、介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」を作成しています。

図9) 介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」



手帳の構成

この手帳は 5 つの項目から構成されています。

していることや興味の確認 2～3ページ

内 容 ▶ あなたがしていること、趣味、興味のあること、得意なことなどを確認しましょう。
書くひと ▶ あなた

私のプラン 4～9ページ

内 容 ▶ あなたの暮らしの支えになるような活動の目標やその達成に向けて必要な取り組みを書いてください。
書くひと ▶ あなた

活動記録 10～13ページ

内 容 ▶ あなたが過ごし参加する場所での活動の様子を書いてください。
書くひと ▶ あなたとあなたの活動に関わる人

介護予防の紹介 14～17ページ

介護予防につながる活動等のご紹介をしています。

介護予防と健康づくりのポイント 18～32ページ

この手帳について

この手帳は、あなたが住み慣れた地域でいきいきと楽しく暮らし続けていくことを願い作成したものです。

いきいきと楽しく暮らし続けていくためには、あなたの毎日の暮らしの支えになるような、気持ちが明るくなるような活動を持つことが大切です。

あなたがしたいことを実現すること、得意なことやできることを家庭や地域の中で発揮することを目標にし、その目標を達成するために自分が何をしたらよいかを考え、積極的に取り組んでいきましょう。

また、あなたの取り組みへの参加度合いは、地域の人たちと一緒に確認しましょう。思うように参加できないときなど、きっと相談に乗ってくれるはずですよ。

あなたが地域に参加することで、他の人の目標達成の力になることもできます。地域のみんなで協力し合い、いきいきと楽しく健康な暮らしを続けましょう。

iii) 地域介護予防活動支援事業

ア) 介護予防教室講師派遣事業

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域ながいきやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防知識の普及啓発および、介護予防地域活動団体の育成及び支援を図ることを目的として、地域において自主的な介護予防活動を行う65歳以上のグループに介護予防に関する講師を派遣します。

流山市では「ながいき100歳体操³」に取り組む介護予防地域活動団体に介護度重度化防止推進員⁴等の運動に関する講師の派遣をするのに加え、栄養や音楽療法のほか、認知機能向上のための「しゃきしゃき100歳体操」、口腔機能向上のための「かみかみ100歳体操」を導入し、取り組みを支援しています。

＜派遣講師＞①介護度重度化防止推進員（ながいき応援団）②栄養士 ③歯科衛生士
④リハビリテーション専門職 ⑤音楽療法に関する指導を行う者

【事業の方向性】

元気な方がより一層元気になるだけでなく、たとえ何らかの支援を必要とする方でも身近な場所に通える場があり、お互いに支え合いが生まれる地域を目指します。そのために、市内全域で、高齢者が容易に通える範囲に、住民主体のグループが活動できるよう支援します。また、「高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施」として、介護予防活動の通いの場としての「ながいき100歳体操」を取り入れていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	グループ数	60	70	80
	参加者数	900	1,000	1,100

図10) ながいき100歳体操の実施のながれ



³ながいき100歳体操…重錘バンド（おもり）をつけて、ゆっくりとした音楽で歌いながら行う、誰でもできる簡単な体操です。

⁴介護度重度化防止推進員（ながいき応援団）…千葉県等が実施する介護度重度化防止推進員養成研修を終了し流山市で介護予防に関する活動をしている方のこと。

イ) 介護支援サポーター事業

【事業概要】

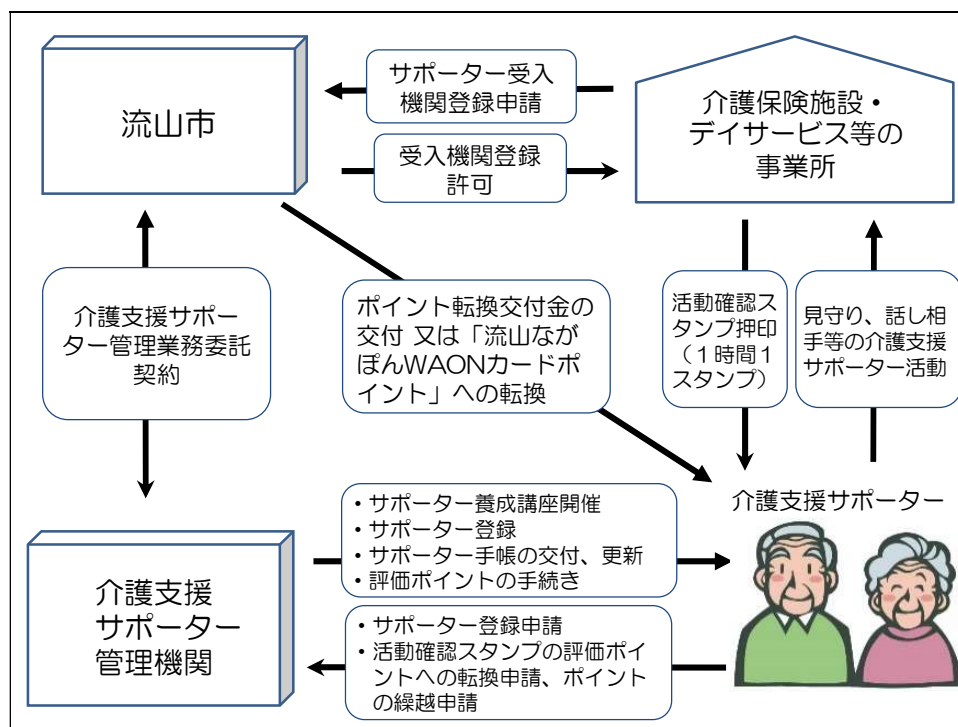
高齢者の積極的な社会参加を促して、介護予防につなげることを目的とした事業です。

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者及び介護予防生活支援サービス事業対象者ではない高齢者を参加対象者として実施します。介護保険施設などの場で、利用者の話し相手、見守りのほか、レクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイント（1時間1ポイント、1日2ポイントまで付与）が得られます。蓄積したポイントは、希望に応じ、年度末に交付金（最大5,000円）又は流山共通ポイント（通称：「流山ながぼん WAON カードポイント」、最大6,000ポイント）に交換できる仕組みとなっています。（交付金額及びポイント数とも令和2年4月時点）

【事業の方向性】

- ★1. 事業を継続するとともに、令和2年3月時点で、724人のサポーター登録者累計数を、第8期中に840人とすることを目標と定め、説明会やサポーター養成講座を積極的に開催します。
- ★2. 登録者が活動に結びつきやすいようコーディネート機能を向上させるほか、定期的にフォローアップの機会を設けることにより、活動率（活動者数／登録者数）を8期中に10%向上させ、50%以上（令和2年3月現在39%）となることを目標とします。

図11) 介護支援サポーター事業の仕組み



【「流山ながぼん WAON カードポイント」について】

流山市内の加盟店で使える市内共通ポイントカードです。市内加盟店で買い物金額に応じたポイントが付与され、加盟店舗（令和2年4月時点44店舗）で1ポイント1円で使える仕組みです。

iv) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがいを持って生活を継続できるようにするためには、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるリハビリテーションが重要であると指摘されています。

流山市地域リハビリ連絡会の協力により、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、介護予防普及啓発事業、介護予防教室講師派遣事業（地域介護予防活動支援事業）、地域ケア会議、認知症初期集中支援、在宅医療介護連携会議など、多岐にわたりにリハビリテーション専門職の協力を得ています。

特に、平成28年度からは、「iii）ア）介護予防教室講師派遣事業」にて、体操に取り組む住民主体のグループへの体力測定、体操指導、講座の他、ながいき応援団の育成を行い、地域に根差した活動につながりました。

第8期では、引き続き、流山市地域リハビリ連絡会と協議を重ね、地域ケア会議、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、認知症初期集中支援においても、より専門性を活かした取組を推進していきます。

v) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、一般介護予防事業の評価を実施し、PDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（＝効果の検証）に基づいた介護予防の実施を図ります。

「ながいき100歳体操」を通した介護予防の普及啓発、地域介護予防活動支援の実施状況の評価においては、体力測定の数値だけでなく社会参加や主観的健康観を含めた評価としてアンケートを実施し、結果を分析・検討しています。

第8期においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施《76頁 図13参照》として、国保データベース（KDB）システム等により医療・介護のレセプトデータを活用・分析し、抽出した地域の健康課題の解決に取り組んでいきます。

④ 第7期における総合事業の評価・検証

第7期介護保険事業計画に定める事業内容の達成状況等の評価・検証を行い、第8期はその結果を踏まえてPDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（効果の検証）に基づいた介護予防及び日常生活の支援の実施を図ります。

評価・検証は、介護に関する提供体制を評価する指標や、実際に行われた活動内容を評価する指標、認定率・認定者数等の結果を評価する指標などを組み合わせて行います。

また、平成30年度から、市町村等の様々な取組状況を評価できるよう、保険者機能強化推進交付金、令和2年度から保険者努力支援交付金の制度ができました。

これは、国の客観的な指標をもとに、市町村等に対する財政的インセンティブが与えられる（国の交付金が交付される）ものです。これらの指標も活用し事業評価をしていきます。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業

ア) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業（保険年金課・高齢者支援課・健康増進課・介護支援課）

【事業の背景】

我が国では、かつてない高齢化が急激に進行しており、特に後期高齢者の増加は顕著です。将来推計によると、段階の世代がすべて後期高齢者に移行する 2025 年には高齢化率は 30% となり、全高齢者数に占める後期高齢者の割合はおよそ 6 割となり、社会保障費の増加が予想されています。そのため、後期高齢者医療をはじめとした社会保障制度が安定的に運営されることにより、高齢者が安心して暮らせる地域社会を支えることが重要です。



平成 26 年度に日本老年医学会から「フレイル」《75 頁 図 12 参照》提唱がされました。平成 28 年度に「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正が行われ、高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされました。その後、高齢者の保健事業の在り方について国での検討が行われ、令和元年度に「医療保険制度の適性かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正」が公布され、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等に取り組むこととされています。



高齢者の心身の多様な問題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するよう「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が策定されました。

「フレイル」とは・・・

フレイルは、「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語で、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

また、「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要です。

フレイルの多面性



図 12) 高齢者の健康状態の特性等について

- 高血圧 ●心疾患 ●脳血管疾患
- 糖尿病 ●慢性腎疾患（CKD）
- 呼吸器疾患 ●悪性腫瘍
- 骨粗しょう症 ●変形性関節症等、生活習慣や加齢に伴う疾患

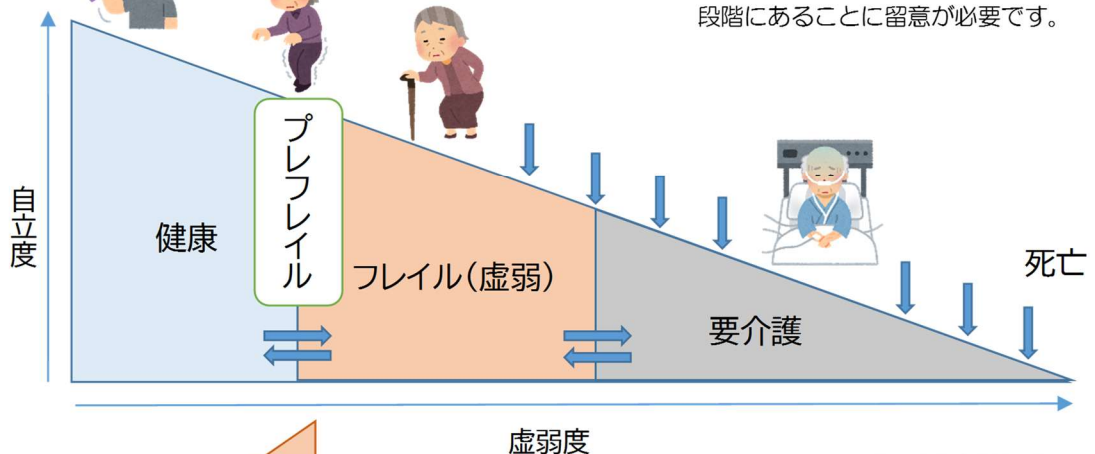
- 認知機能障害 ●めまい ●摂食・嚥下障害
- 視力障害 ●うつ ●貧血
- 難聴 ●せん妄 ●易感染性
- 体重減少 ●サルコペニア（筋力低下）

慢性疾患を併存

老年症候群

相互に影響※

※現時点では、慢性疾患とフレイルの関わりについて継続的に検証されている段階にあることに留意が必要です。



上記の三角形の左側（健康）にある人を増やしていく、または加齢により右側（要介護）に移行する人を留まらせることが必要です！！



【事業概要】

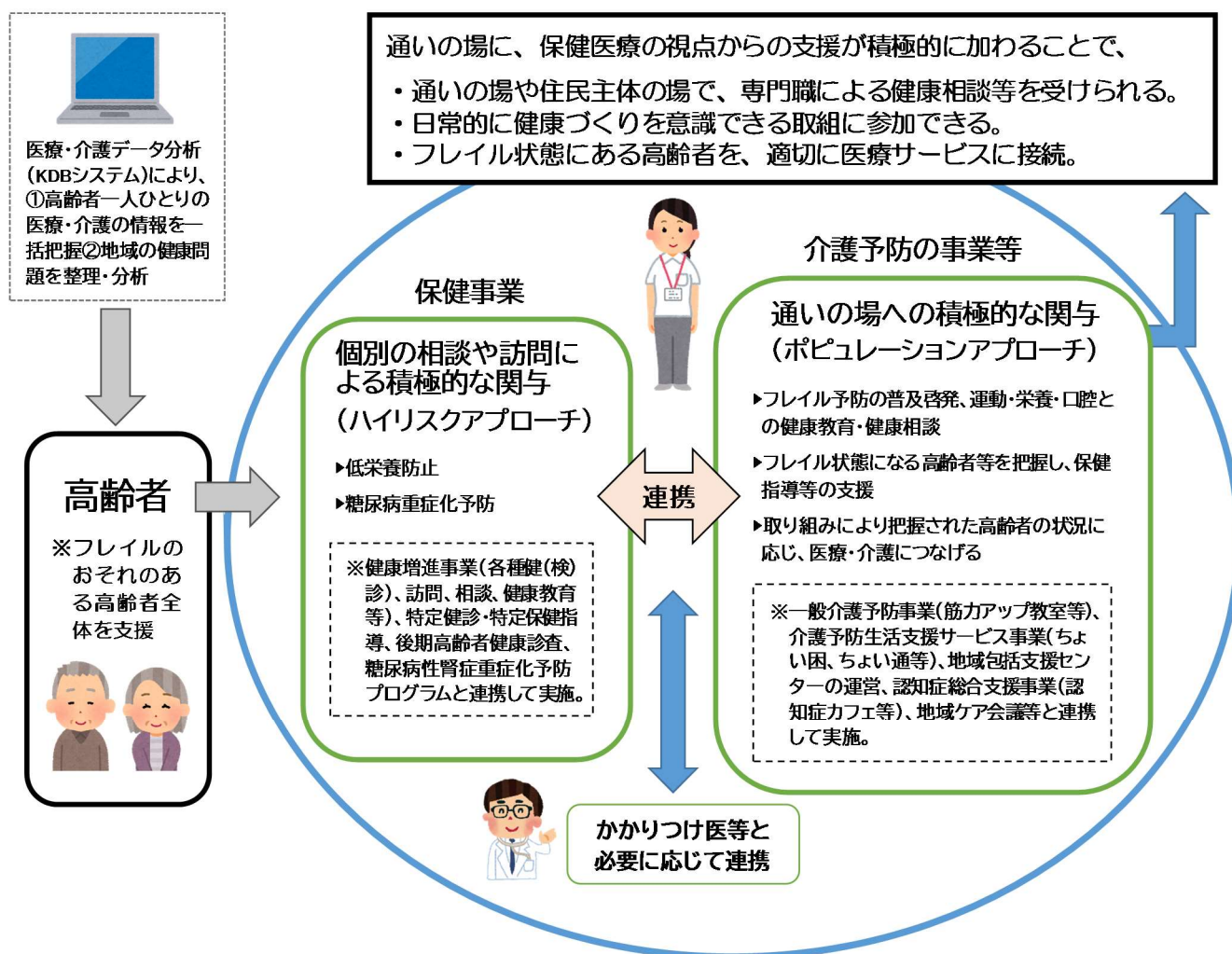
高齢者の保健事業（国民健康保険保健事業及び後期高齢者保健事業）を効果的かつ効率的に活用し、75歳以上の後期高齢者の介護状態への進行を予防することで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で自立した生活の継続を図ります。

【取組の方向性】

千葉県広域連合からの委託事業である、国保データベース（KDB）システムを活用し、フレイル状態（虚弱）、慢性疾患による受診や重症化といった後期高齢者の対象者を把握します。保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による「訪問による個別の相談・指導（ハイリスクアプローチ）」や「通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）」を行い、庁内関係部局との連携により一体的に事業を実施します。

75歳から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険の種類が切り替わっても継続的に事業を実施するとともに介護保険の介護予防事業との連携を強化することで、介護状態への予防及び高齢者の保健事業の充実を図ります。

図 13) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（流山市における実施のイメージ図）



2 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア) 高齢者なんでも相談室の設置

本市では、平成18年4月に、地域包括支援センターを市内4か所に設置し、「高齢者なんでも相談室」という愛称で高齢者の様々な相談に応じてきました。相談室の設置・運営は、医療法人及び社会福祉法人に委託しています。

これまで、高齢者人口の増加に対して、センター職員の増員で対応してきましたが、相談内容が複雑・困難化していること、また、センターに求められる役割が多様化していることから、特に高齢者人口が増加している北部圏域について、センターを増設することとし、平成31年4月1日に、流山市北部西高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を新設しました。

図14) 高齢者なんでも相談室の設置状況

② 北部西高齢者なんでも相談室

場 所：中野久木 421 番地
特別養護老人ホーム花のいろ内
TEL：04-7197-1378
FAX：04-7197-1615

① 北部高齢者なんでも相談室

場 所：江戸川台東2丁目 19 番地
旧江戸川台出張所
TEL：04-7155-5366
FAX：04-7154-3207

③ 中部高齢者なんでも相談室

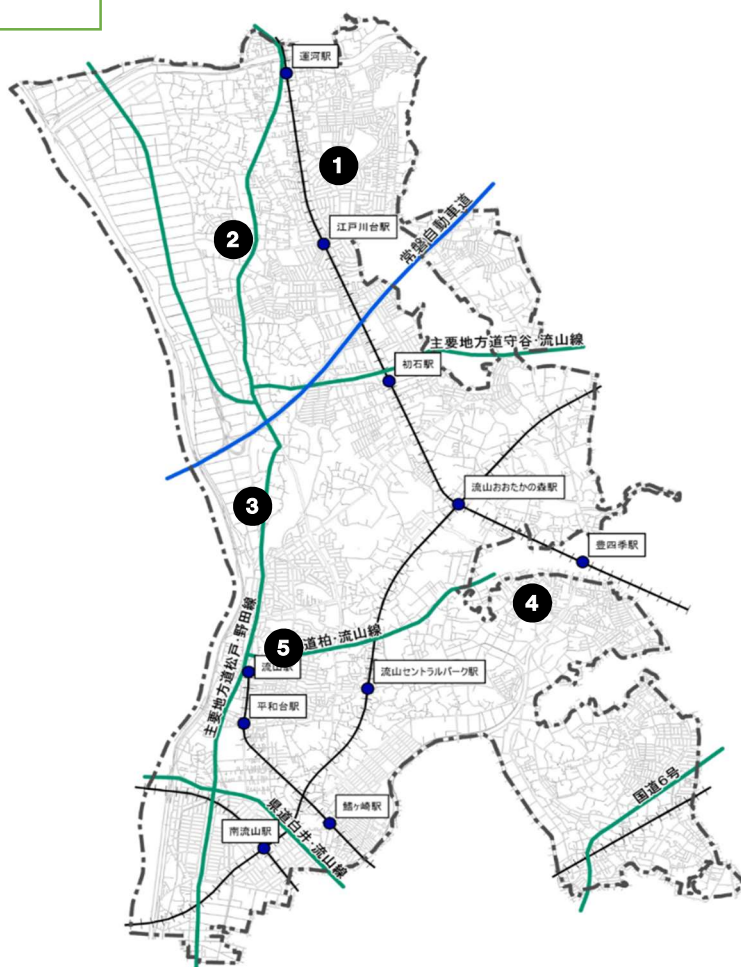
場 所：下花輪 409 番地の6
東葛病院付属診療所内
TEL：04-7150-2953
FAX：04-7158-8419

④ 東部高齢者なんでも相談室

場 所：野々下2丁目 488 番地の5
特別養護老人ホームあざみ苑内
TEL：04-7148-5665
FAX：04-7141-2280

⑤ 南部高齢者なんでも相談室

場 所：平和台2丁目1番地の2
流山市ケアセンター2階
TEL：04-7159-9981
FAX：04-7178-8555



イ) 高齢者なんでも相談室の役割

高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。

「総合相談支援業務」では、「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずは相談いただき、内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。また、関係行政機関はもとより、地域にお住いの方々、民生委員、自治会、地区社会福祉協議会、サービス事業者、医療機関、関係団体等と連携して「地域包括支援ネットワーク」を構築していきます。

「権利擁護業務」では、みなさんの権利を守るため、成年後見制度等の案内や消費者被害、高齢者虐待の防止に取り組みます。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように、相談や助言をします。

「介護予防ケアマネジメント業務」では、対象の方に、介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成します。

高齢者なんでも相談室は、地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担っています。

ウ) 高齢者なんでも相談室に求められる機能強化と取組の方向性

平成 27 年度の介護保険法の改正により、包括的支援事業（社会保障充実分）に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症の総合支援」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられました。高齢者なんでも相談室は、こうした事業にも密接に関係しています。

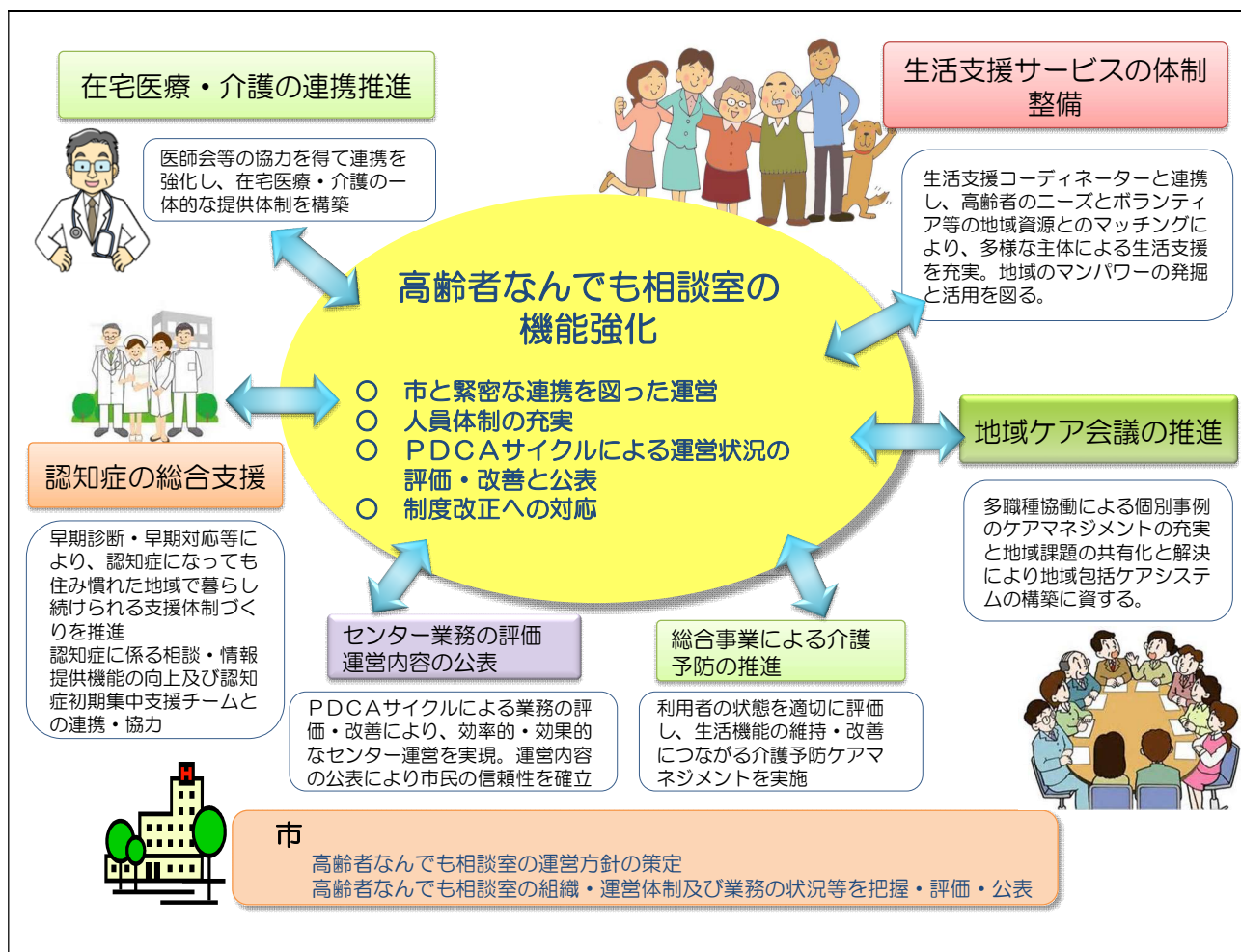
地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを加速させるため、平成 30 年度施行の改正介護保険法により、市町村と高齢者なんでも相談室は、高齢者なんでも相談室の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされ、これまで努力義務とされてきた評価が義務化されました。

市では、既に平成 25 年度（評価期間：平成 24 年度）から、流山市地域包括支援センター運営協議会が評価委員（学識経験者、被保険者の代表等）を選出し、独自の評価指標を策定して、評価を行ってきました。その評価結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図っています。評価結果は、市ホームページや各高齢者なんでも相談室で閲覧できます。《79 頁 図 15 参照》

高齢者なんでも相談室が早期にかつ予防的に支援を開始するためには、高齢者なんでも相談室をより多くの市民の方に知っていただくことが重要です。第 7 期では、北部西高齢者なんでも相談室の設置にあわせて、あらためて全相談室の周知にも努めました。

その結果、高齢者なんでも相談室に係る認知度については、前回調査では「知っている」と答えた人数割合は 23.6%でしたが、今回調査では 64.4%（「利用したことがある」13.5%、「何をしているところか知っていた」15.5%、「名前だけは知っていた」35.4%）に向上しています。《21 頁 参照》 今後も引き続きさらなる周知に努めます。

図 15) 高齢者なんでも相談室に関する取組の状況

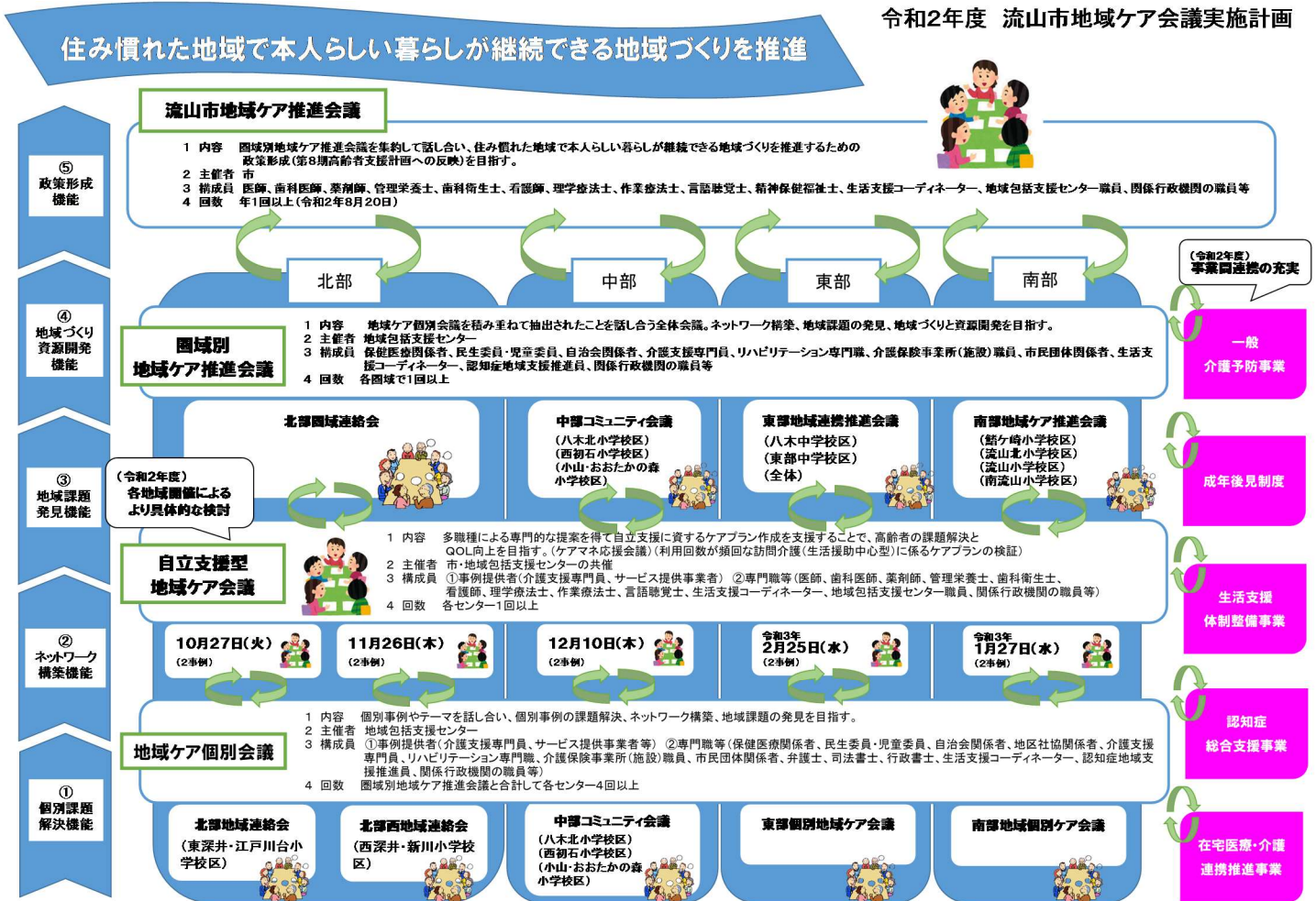


【取組の方向性】

- ★ 1. 市と高齢者なんでも相談室は、一体性や緊密な連携を図りながら、公平・公正、かつ、適切な運営を確保します。
- ★ 2. 高齢者数の増加への対応、事業の充実、体制の強化を引き続き継続していきます。業務量に対する必要な人員の増員や増設等の体制については、状況を見極め対応を図ります。
- ★ 3. 高齢者なんでも相談室の組織・運営体制及び業務の状況等を定期的に把握・評価し、その結果をふまえて、事業の質の向上のために必要な改善を図ります。
- ★ 4. 地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるために、引き続き高齢者なんでも相談室の周知に努め、認知度をさらに高めるとともに、活動内容の理解の浸透を図ります。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	地域ケア会議開催数	合計 26 回	合計 26 回	合計 26 回
	○ 市域地域ケア推進会議	(1 回)	(1 回)	(1 回)
	○ 圏域別地域ケア推進会議・地域ケア個別会議	(20 回)	(20 回)	(20 回)
	○ 自立支援型地域ケア会議	(5 回)	(5 回)	(5 回)

図 16) 流山市地域ケア会議実施計画（参考：令和2年度）



(2) 高齢者福祉サービスの充実

① 布団乾燥消毒サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者、または高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車を派遣し、乾燥消毒を行います。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、布団乾燥消毒サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	登録者数	60人	62人	64人
	利用回数	1,100回	1,150回	1,200回

② 高齢者外出支援サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進行を防止するため、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方で、加齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由で他人の介助によらずタクシーその他の交通機関を利用することが困難な方に対して、市の委託を受けた事業者が移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険施設の入り口までの移動及び乗降時の介助を行います。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、高齢者外出支援サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。高齢者の自立した日常生活の継続及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、世帯の状況を十分調査して柔軟に対応していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	登録者数	260人	280人	300人
	利用回数	4,600回	4,700回	4,800回

③ 高齢者訪問理美容サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、理容所または美容所に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、継続した在宅生活の維持と質の向上を図ります。

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い、訪問理美容サービスの対象者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	登録者数	38人	40人	42人
	利用回数	85回	90回	95回

④ 緊急通報装置の給付（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、緊急通報装置の設置台数も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	緊急通報装置 設置件数	20件	20件	20件

⑤ 高齢者セーフティネット活動支援事業（高齢者支援課）

【事業概要】

市内のひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問またはさりげない見守り等の高齢者セーフティネット活動を支援し、孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取組の方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために見守りをはじめとしたセーフティネット活動を実施する各地区社会福祉協議会への支援を通じて、地域住民が行う福祉活動の推進を図ります。

⑥ 給食サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、昼食又は夕食を週1回から週3回までの範囲内で、対象者の健康状態に合わせたメニュー（普通食・疾病に^{そしやく}応じ、塩分摂取量やたんぱく質摂取量、カロリー摂取量を調整した療養食・咀嚼機能に支障のある方に配慮したやわらか食などの介護食）の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取組の方向性】

利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみの世帯が対象となります。

区分	利用対象者
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者を対象とした給食サービス

* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき高齢者なんでも相談室の専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ 家族介護支援事業（介護支援課）

【事業概要】

家族介護者に対する慰労金や介護用品の支給等を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。「在宅高齢者家族介護慰労事業」、「在宅高齢者家族介護用品支給事業」、「徘徊高齢者家族支援サービス事業」があります。

ア 在宅高齢者家族介護慰労事業

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

イ 在宅高齢者家族介護用品支給事業

介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊高齢者を在宅で介護する家族を対象に、徘徊高齢者位置探索情報提供サービスの登録料の一部を助成します。

⑧ 高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

【取組の方向性】

家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には福祉部門に情報提供を行うなど、安否確認につながる横断的な取組として実施していきます。

(3) 介護人材に関する施策（介護支援課）

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）における介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度末（令和7年度末）には、介護人材の必要人数は約245万人となる、と推計されています。

介護人材の確保対策に関しては、国、県、市がそれぞれの立場に応じた取組みを行っています。国では、リーダー級介護職員の賃金改善を目指した処遇改善を図っており、県では令和2年3月に、新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定し、県、市町村、各関係団体、事業者が連携して介護人材の確保に取り組んでいくことを定めています。

流山市においては、2025年から2040年（令和22年）にかけては、「高齢者の急増」が緩和される一方で、全国的な「現役世代の急減」が懸念されていることから、新規介護人材の確保に加え、今まで以上に介護人材の定着や、職場環境の改善、ICT化等による事業生産性の向上に注力し、離職防止に備えた介護人材の確保を図ります。

① 介護職員研修受講費助成事業

【事業概要】

市内に就業する介護職員の育成と、介護施設等への就労を支援することを目的として、介護職員初任者・実務者研修・生活援助従事者研修・生活喀痰吸引等研修（1、2号）の受講者のうち、研修終了後、3か月以上市内の介護保険施設・事業所に勤務している方を対象に研修受講費用の一部を助成します。生活喀痰吸引等研修については第8期中に新規に取り組めます。

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い介護人材の不足が予想されます。介護人材の育成と就労支援のため引き続き研修受講費の助成をしていきます。

② 介護人材確保・定着支援事業

【事業概要】

介護従事者の担い手の確保施策や介護従事者への知識・技術の習得の講座、個別就職相談、職場体験等を実施し、意識の啓発を図ります。また介護人材の定着施策として、事例発表会や長期勤続職員の表彰式等を開催し、現役介護職員等の就業意欲の高揚を図ります。

【取組の方向性】

高齢者の増加に備えて介護人材の新規確保に努めるとともに、今後懸念される現役世代の減少に備えるため、介護人材の定着を目指した取組みを実施します。

③ 介護ロボット・ICT の活用による業務効率化の支援

【事業概要】

業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護ロボットやICT 導入を進めていくことが重要とされています。国・県では、地域医療介護総合確保基金に基づくこれらの導入支援事業を計画しています。

【取組の方向性】

国・県による地域医療介護総合確保基金に基づく介護保険施設・事業所を対象とした介護ロボット及びICT の導入支援事業を活用し、介護現場における技術革新を推進し、働きやすく、魅力ある職場環境づくりを支援します。

④ 介護分野の文書に係る負担軽減の推進

【事業概要】

人材不足の中で、介護現場の専門職が、利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために介護現場の業務効率化を推進することが求められています。このため国では、介護分野における文書の負担軽減に関する専門委員会を設置し、指定申請や報酬請求、指導監査等に関する文書に関する負担軽減のあり方が検討されており、令和元年12月に中間とりまとめが行われました。

これに基づいて、関係法令・通知等の見直しが行われ、各種様式の統一化や、添付書類の簡素化が進められています。

【取組の方向性】

国の示す方針に基づいて申請様式や添付書類の見直しや手続きの簡素化を図り、介護現場の業務効率化を推進します。

3 在宅での生活の継続を支える地域づくり

(1) 地域で安心して暮らすための支援

① 防火・防災・感染症対策に係る体制整備

【事業概要】

近年の大規模な災害や新型コロナウイルス感染症、火災の発生等を踏まえた取組を行います。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を想定し、指定避難所のうち、要配慮者に配慮がされた避難所として、バリアフリー化され、生活相談職員等の確保が比較的容易である「福祉避難所」を確保します。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防に努めるものです。

【取組の方向性】

災害対策基本法、地域支え合い活動推進条例、地域防災計画及び避難支援要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援に当たる自治会等に、平常時から「避難行動要支援者名簿」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた健康危機管理体制の整備に努めます。

介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発を図ります。また、災害時や感染症が流行した場合に備え、安定した介護サービスが提供できるよう、平常時から災害用備蓄や個人防護具、消毒液などの備えに取り組むよう啓発します。

国や県の補助金を活用し、近年多発している水害等に対応するため防災設備の設置や感染拡大防止に係る設備・備品等の購入を推進します。

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進めます。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより火災予防に努めていきます。

③ 防犯対策（コミュニティ課）

【事業概要】

高齢者が電話 de 詐欺等の被害に遭わないよう、所轄警察署等の関係機関と連携し街頭啓発を行うなどの活動を実施することで防犯意識の向上を図ります。

また、地域の中での防犯活動を推進し、高齢者の防犯意識の向上を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

【取組の方向性】

所轄警察署及び関係機関と連携し、啓発品の配布や街頭啓発を行うなどの活動を実施していきます。高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため、活動支援体制の強化を図ります。

また、市内犯罪情報の周知を図るため、安心メールで市内犯罪発生情報を随時配信し、防犯関係団体からは犯罪情報を文書で配布するなど、引き続き広報活動を継続していきます。

④ 交通安全対策（道路管理課）

【事業概要】

高齢者を対象とした交通安全の啓発を行っています。

【取組の方向性】

高齢者人口が増加傾向にあり、高齢者が関係する交通事故が多発することが予測されることから、交通安全教育の充実及び啓発指導を推進し、交通事故防止に取り組みます。

(2) 地域の支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動の推進（社会福祉課）

【事業概要】

地域支え合い活動は、災害時の支援と孤立死防止に向けた日常からの支え合いを目的とする事業です。世帯全員が75歳以上の高齢者世帯、要介護認定の方、障害をお持ちの方などを、市、自治会、民生委員・児童委員、消防・警察など地域ぐるみで見守る仕組みです。

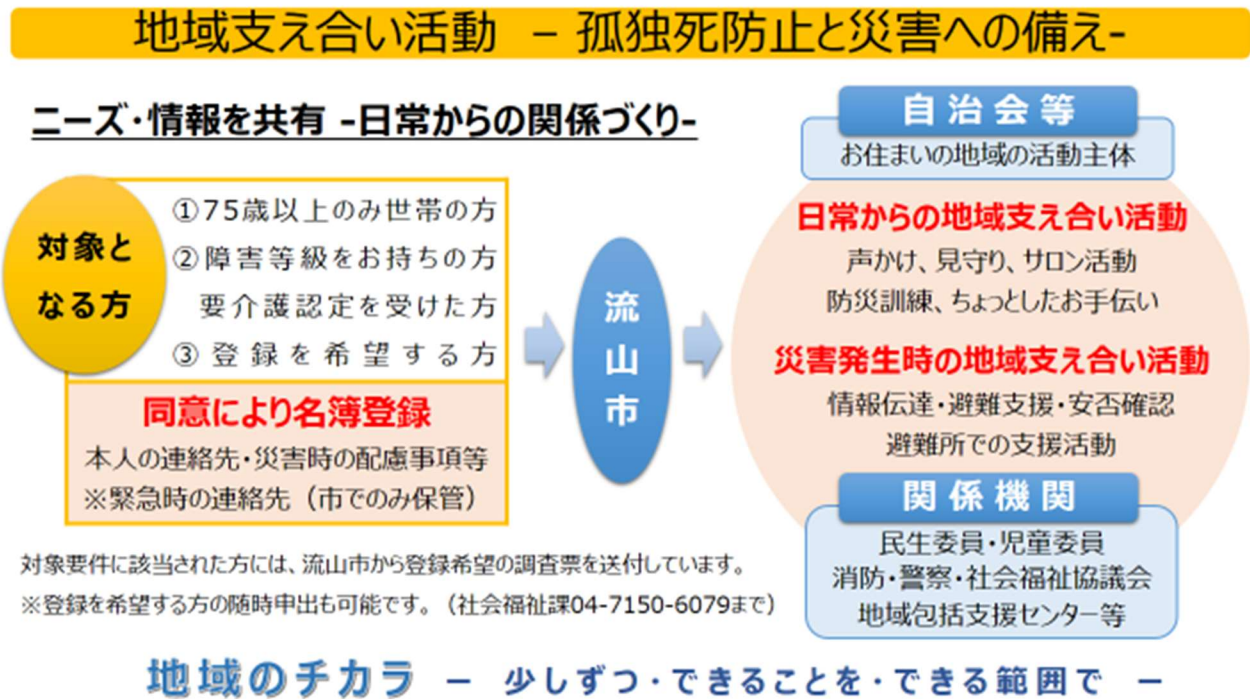
支援を必要とする方のうち同意が得られた方について、「支え合い活動対象者名簿」に情報を登載し、市と協定を結んだ自治会等の活動団体に提供しています。提供された名簿をもとに避難訓練や日常的な声かけ活動を行ってもらい、地域ぐるみの支え合い体制づくりを促進します。

【取組の方向性】

市では、より多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員や自治会と連携して地域支え合い活動の普及啓発に努めています。また、協定締結後も地域支え合い活動の定着が図られるように、活動を開始した自治会との情報交換・活動事例の提供を通して、継続的な活動への取組をサポートします。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	活動自治会数	131 自治会	136 自治会	141 自治会

図 17) 地域支え合い活動推進条例における各主体の役割と連携のイメージ



② 生活支援コーディネーターの配置（高齢者支援課）

「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援のほか、関係者間のネットワークづくりや課題解決に向けた役割を担います。

市内に生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者なんでも相談室等と連携し、社会資源の把握や支援ニーズの収集に努めています。

【取組の方向性】

生活支援コーディネーターが把握した地域課題について、高齢者支援課は必要に応じ、関係機関とともに課題の解決に向けた取組を検討していきます。

国のガイドラインでは、NPO、社会福祉法人などの地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体の設置を図ることが示されていますが、既存のさまざまな会議を活用し、必要に応じて部会を立ち上げる等により、柔軟に対応していきます。

(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク事業（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、高齢者虐待に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化を目指して、平成20年に「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」を組織しました。

ネットワークは、千葉県弁護士会松戸支部、松戸健康福祉センター、流山警察署、流山市医師会、流山市民生委員児童委員協議会、流山市シルバーサービス事業者連絡会、流山市介護支援専門員連絡会、流山市障害者自立支援協議会権利擁護部会、流山市内病院相談員連絡会、流山市介護支援専門員連絡会等で構成し、各団体から推薦された委員により、原則年4回程度、会議を開催しています。

【取組の方向性】

第7期では、高齢者なんでも相談室と市で高齢者虐待対応のモニタリング会議を毎月開催し、高齢者と養護者への支援方法の検討と社会資源等の情報交換を行い、あわせて、職員のスキルアップも図りました。さらに、ネットワーク会議を3か月ごとの定期開催とし、ネットワーク委員の専門的な見地からの助言を得ながら、個別の高齢者虐待に対応しました。

ネットワーク会議では、各事例への個別支援を検討しながら、流山市の高齢者虐待の傾向や特徴、取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた虐待の未然防止策を講じています。

第8期では、第7期でのネットワーク会議の意見と介護保険事業者への調査結果から、高齢者虐待通報より早期の相談、つまり、高齢者虐待のリスクが高いと思われる時点での高齢者なんでも相談室への相談を周知していきます。

② 消費生活対策（コミュニティ課）

【事業概要】

啓発講座等で消費者被害を未然に防ぐための注意喚起を行うほか、高齢者の目に触れる機会が多い施設などに啓発資料の配架を依頼するなどして周知に努めます。

【取組の方向性】

流山市消費生活センターでの過去3年間の相談件数は1,200件台で推移していますが、高齢者が契約当事者である相談は年々増加しており、平成28年度は60歳以上の相談が全体の40%を超えています。

今後も市内の高齢者数は増加を続けることから、老人会・高齢者なんでも相談室等での啓発講座を積極的に行うなど、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	啓発講座開催回数	40回	40回	40回
	パネル展開催回数	2回	2回	2回

(4) 成年後見制度の普及啓発

① 現状と課題（高齢者支援課・障害者支援課）

【流山市高齢者等実態調査からみた現状と課題】

成年後見制度について、「よく知っている」と回答した方は41.1%と前回調査より16.9%上昇し、成年後見制度の活用意向については、「わからない」と回答した方は23.3%と前回調査より11.1%減少しています。認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者が増加する中で、本制度の認知度は高まっていると考えられます。一方で、成年後見制度について「名前は聞いたことがある」、「知らない」と回答した方は55.5%と前回調査より15%減少しているものの認知度にはまだ課題があり、本制度の普及啓発を図り、制度の利用促進を図っていくことが必要であると考えられます。また、日常生活自立支援事業（すまいる）については3.3%の方が「しっていた」と回答したのに対し、92.5%の方が「名前は聞いたことがある」、「知らない」と回答しており、認知度に課題があります。

【成年後見制度の利用促進に向けた取組】

国において、平成29年から平成33年までの5か年を対象とする成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）が策定されました。流山市もこれを勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な方向性を定めます。また、日常生活自立支援事業（すまいる）については、流山市社会福祉協議会と協力し、普及啓発を図っていきます。

②市の取組（高齢者支援課・障害者支援課）

ア）成年後見制度活用促進事業

【事業概要】

成年後見制度の普及・啓発促進のため、市民向け講演会や弁護士・社会福祉士による無料相談会を実施するとともに、専門職に対するスキルアップのための研修会を実施し、制度の活用促進を図っています。

【取組の方向性】

第8期においては、国基本計画を踏まえ、任意後見や保佐・補助類型の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発し、早期の段階から成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、高齢者なんでも相談室や地域における専門職を単位とした相談体制を強化します。併せて、権利擁護支援の重要性や専門職との連携の重要性等に関して正しい認識をもち、気づき・つなぎの能力を高めることにより、権利擁護支援の必要な人を地域で発見し、必要な支援に結びつける、一連の流れを重視した体制整備を行っていきます。

また、一般市民における成年後見制度の認知度は高まりつつあるものの、具体的な効果等についてはよく知られていません。したがって、市民の皆様が成年後見制度の利用をより現実的なものとするため、制度の実用的な活用方法等について、地域で活動する専門職やNPOと連携しながら周知啓発していきます。

イ) 成年後見申立事業

【事業概要】

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対する市長申立て及び低所得者の申立てに要する経費並びに報酬費用の一部または全部を助成することによる経済的な支援を行います。

【取組の方向性】

第8期においては、成年後見制度活用促進事業により相談体制を強化したことによる市長申立て件数の増加が予想されることに伴い、今後も市長申立てに係る申立て費用及び報酬費用の一部又は全部の助成を継続していきます。

ウ) 地域連携ネットワークの推進（高齢者支援課・障害者支援課）

国の成年後見制度利用促進基本計画の策定に基づき、市町村では成年後見等の権利擁護支援に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワークの機能を効果的に発揮するための機能を果たす中核機関の整備に努めることとされています。

流山市では、成年後見制度等の既存の仕組みを活かし、関係各機関等が連携し、それぞれの有する機能を効果的に発揮することにより、成年後見等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながるとともに、必要な制度を利用できるように地域連携ネットワークの推進に取り組みます。

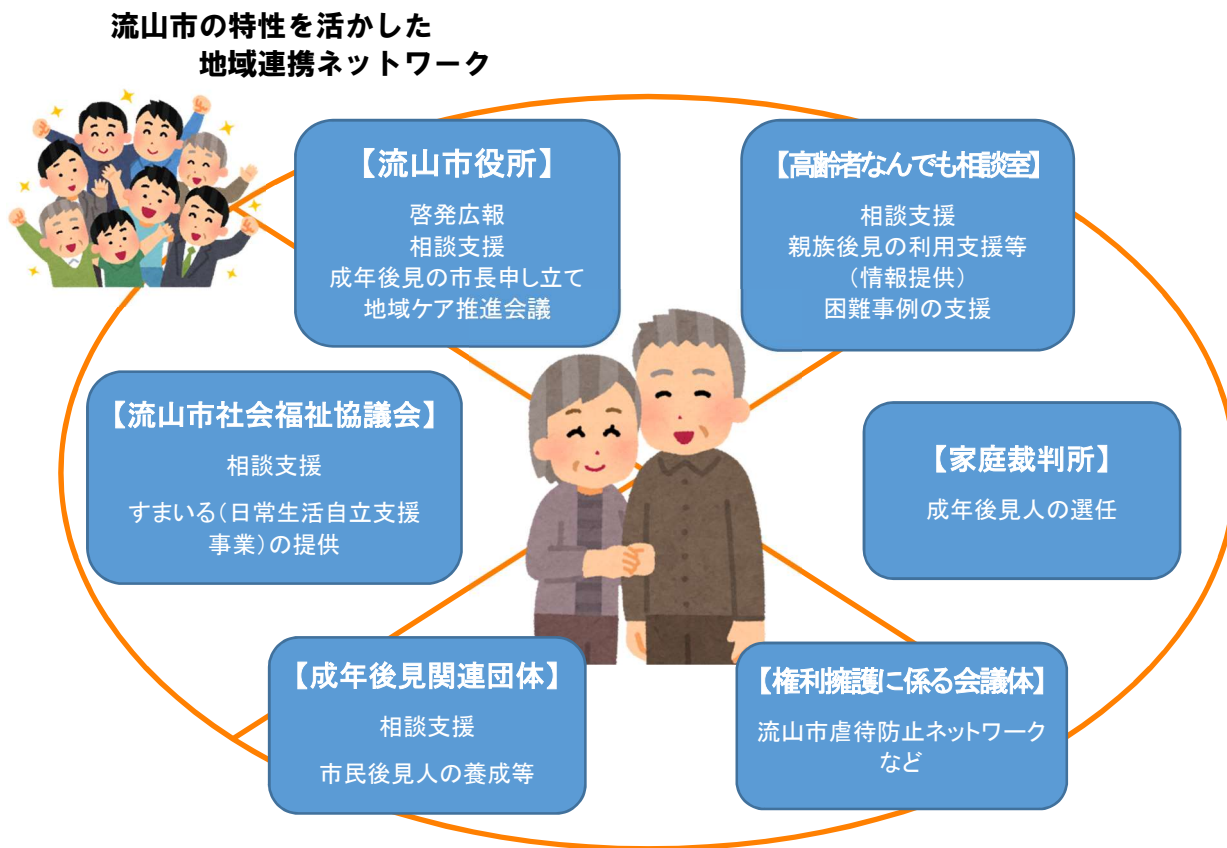


図 18) 地域連携ネットワークの機能と連携支援のイメージ

(5) 介護と医療の連携推進

① 流山市在宅医療介護連携推進事業

地域包括ケアシステムを確立するためには、24 時間 365 日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要であるとされています。

そこで、医療や介護の関係職種が円滑に在宅療養者を支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を図ることを目的としています。

ア) これまでの取組

「医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活ができる。希望すれば最期は自宅で亡くなることができる。」を理念に掲げ、市内の医療、介護の職能団体の代表からなる「流山市在宅医療介護連携会議」で在宅医療介護連携に関する課題を抽出して課題解決に取り組んでいます。

主な取り組みとしては、医療・介護の専門職が連携し、協働できる関係作りや質の向上のため、多職種で研修（介護と医療をつむぐ会）を重ねてきました。また、在宅療養者を支える医療や介護のチームが効率的・効果的に支援できるよう ICT（Information and Comumunicaion Technology）を活用した情報共有システムを運用してきました。

市民啓発として医療介護に関する講演会の開催や「おうち療養情報紙」の全戸配布、出前講座を実施しています。

イ) 取組の方向性

引き続き国の示す8つの事業項目について流山市在宅医療介護連携会議と職能団体、介護と医療をつむぐ会が連動《93 頁 図 19 参照》しながら取り組んでいます。

第8期においては、特に認知症の方への対応力及び看取りを支える体制の強化を図ります。

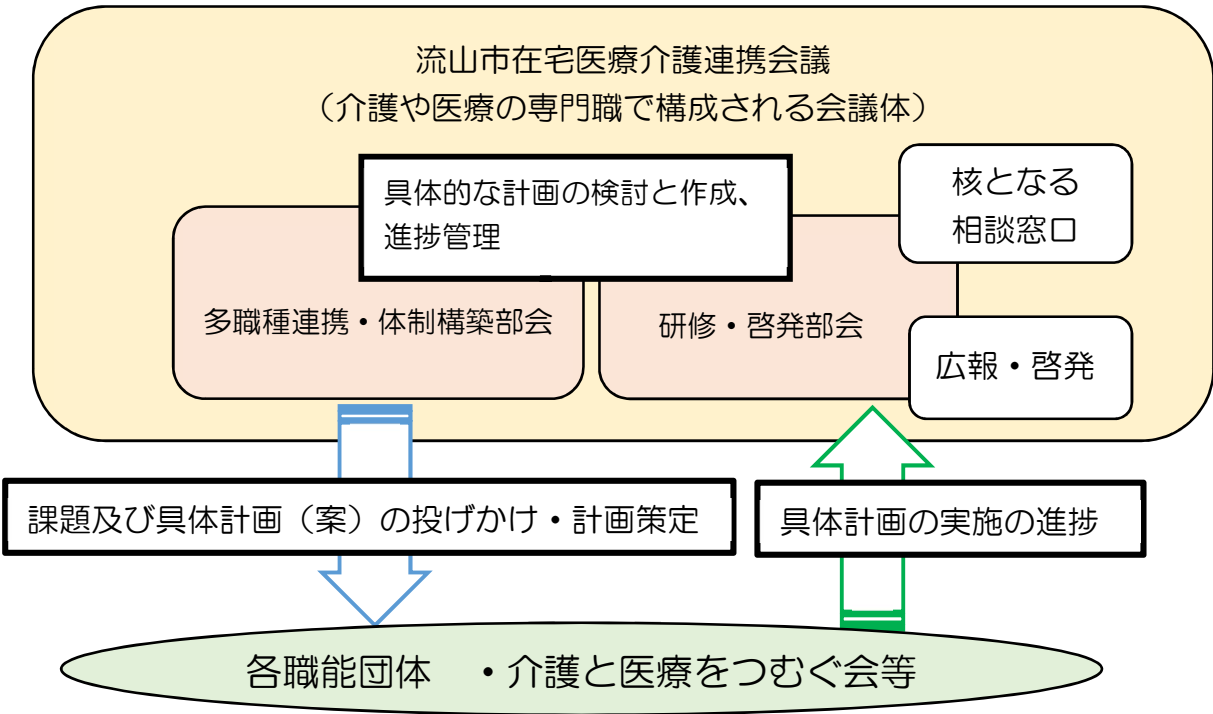
また、医師、訪問看護師を中心として、在宅療養支援の実践に役立つ知識・技能の共有を図る症例検討会を定期的を開催することを通じ、在宅医療を担う医師等の専門職を増やせるよう取り組みます。

このほか、市民の方が最期まで自分らしく過ごせるよう、元気なうちから御自身の生き方、介護や医療に関する思いを考え支援者に伝える取り組みである「ACP（人生会議）」や在宅療養に関する情報提供等市民へ向けた啓発にも取り組みます。

国が示す8つの取り組み（在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver2）より）

- ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- イ) 罪悪医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ) 医療・介護関係者への研修
- キ) 地域住民への普及啓発
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

図 19) 流山市における在宅医療介護連携推進の取組体制



4 認知症に係る総合的な支援

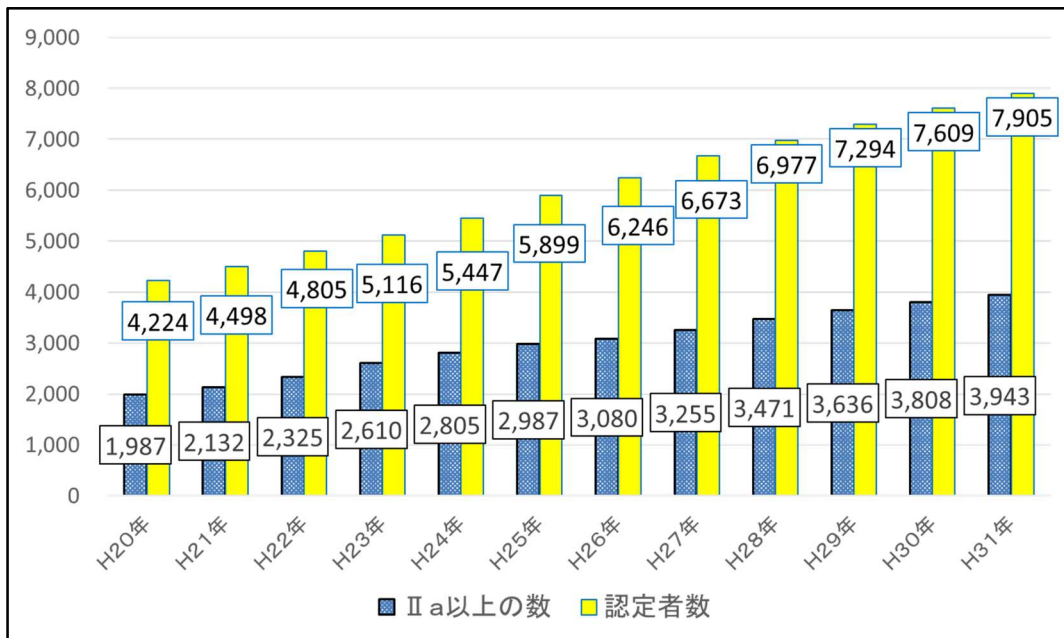
要介護認定者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていることから《下記 図 20 参照》、認知症の方に対する支援については、平成 27 年 1 月に策定した認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）の実現のため、第 7 期においては重点事項に掲げ、取組を進めてきました。

国では、令和元年 6 月にとりまとめられた認知症施策推進大綱において、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する」と掲げています。

認知症施策推進大綱の実現のため、第 8 期でも、引き続き認知症対策に重点的に取り組み、より具体的で効果的な施策の展開を図ります。

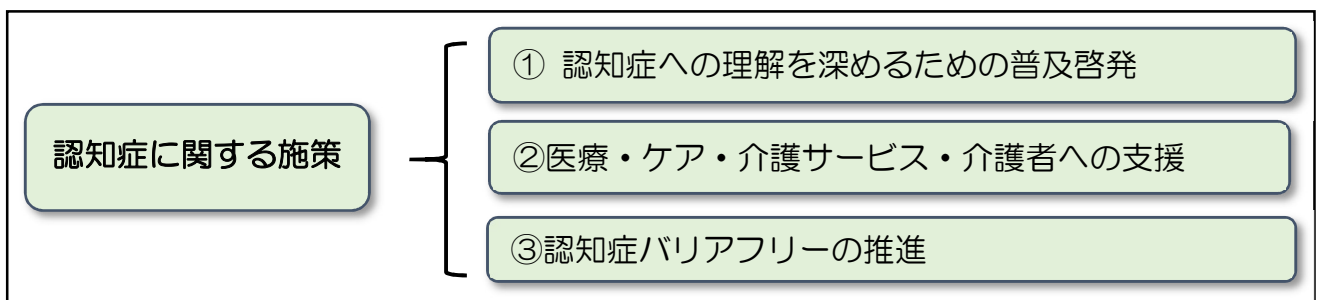
施策の体系として、「①認知症への理解を深めるための普及啓発」、「②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「③認知症バリアフリーの推進」に分類し《下記 図 21 参照》、これらをバランスよく実施していきます。

図 20) 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



*注：図 20 は、要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

図 21) 認知症施策の分類



(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

① 認知症サポーター養成事業（介護支援課）

【事業概要】

主に高齢者なんでも相談室により、地域住民や銀行、スーパーマーケットなどの職場等を対象として、認知症に関する正しい理解の普及を図る、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。

これまで、地域住民のほか、地域の自治会や小中学校、高校、市役所、企業においても実施してきました。

サポーター養成講座修了者は、令和2年3月31日（最終版は令和2年10月1日）時点で、17,198人となっています。

【取組の方向性】

認知症を抱える人は今後も増加していくものと見込まれます。したがって、認知症サポーターの養成は、引き続き取り組むべき施策と捉えています。

より多くの市民に受講していただくため、認知症サポーター養成講座を生活に密着したスーパーマーケットや銀行、交通機関職員、警察の方々に受講してもらえるよう働きかけるよう努めます。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方が一歩前進した学習や実践的な活動ができるような機会を設けていきます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	サポーターの常駐している事業所等	85箇所	90箇所	95箇所

② 認知症に関するイベントの開催

【事業概要】

地域住民の認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して生活を続けられる地域づくりを進めるため、地域住民を対象とした認知症に関するイベント等を開催しています。

また、平成26年度から世界アルツハイマー月間（9月）に合わせ、9月を「認知症を知る月間」として普及・啓発イベントを実施してきましたが、令和3年度からは「認知症月間」とし、普及・啓発に限らず認知症に関する各種イベントを実施し、相乗的な普及効果を図っています。

【取組の方向性】

「認知症月間」を中心に、認知症に関する講演会や体験型のイベント、広報紙など、広く市民を対象に普及啓発をはじめ、認知症に関するイベント等を実施していきます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症地域支援推進員

【事業概要】

認知症地域支援推進員とは、認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ連携支援のほか、認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」の作成・普及や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

【取組の方向性】

引き続き、各高齢者なんでも相談室や市内の高齢者福祉施設へ配置し、認知症の相談窓口とひとつとして取り組みを継続します。

② 認知症初期集中支援チーム

【事業概要】

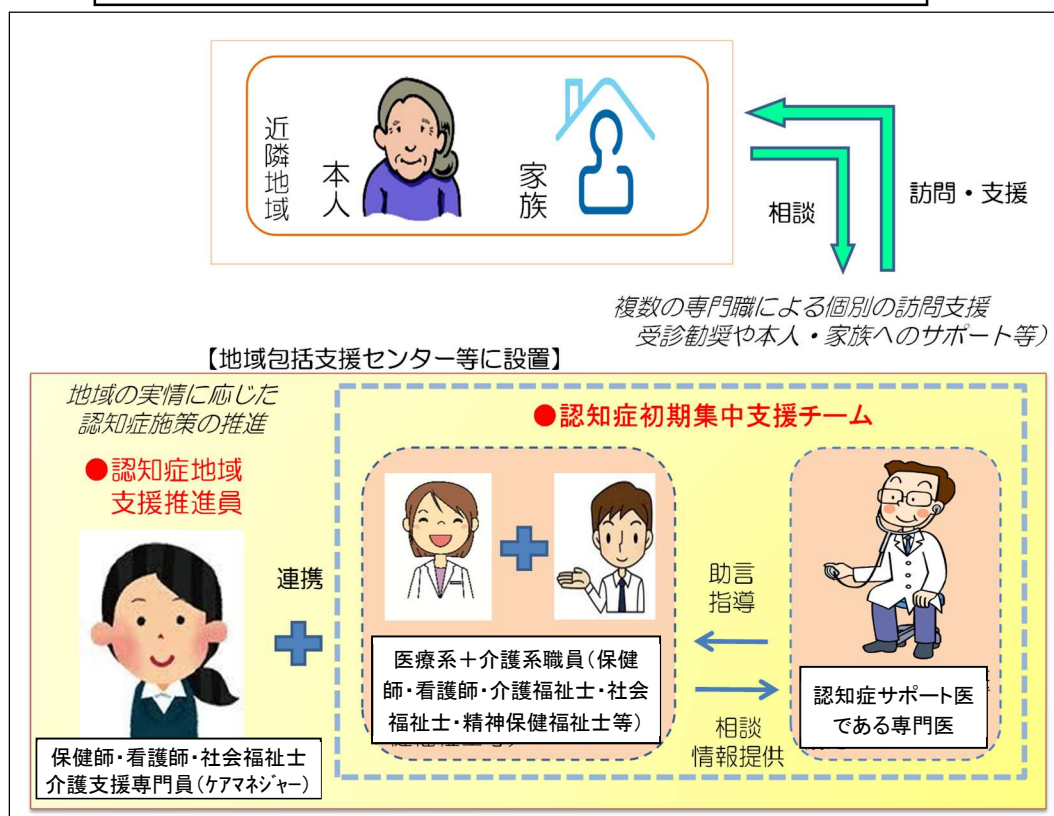
認知症を抱える人への対応は、その発症の早期の時点において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービス等の利用に結びつけることが重要です。

早期の対応を行う仕組みとして、流山市在宅医療介護連携拠点事業で検討・議論し、平成27年度末に介護支援課に「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。その役割は、認知症サポート医や専門医からの助言を受けつつ、本人の居宅を訪問し、その状態を観察・評価して、医療・介護のサービスや制度の利用につながるように包括的・集中的に支援するものです。《下記図22参照》

【取組の方向性】

引き続き早期対応に努め、対応方法のノウハウの構築や関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指していきます。

図22) 認知症初期集中支援チーム等のイメージ



③ 認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の普及

【事業概要】

標準的な認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等を利用すればよいか、大まかな道筋を示したものです。

本市では、標準的な認知症ケアパスの内容に加え、認知症に関する基本的な知識や、相談窓口、介護予防など、認知症に関する情報を整理し、平成29年度に発行した流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」を毎年更新しています。ホームページや介護支援課、高齢者なんでも相談室等で配布しています。

【取組の方向性】

適時情報を更新し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、相談や認知症に関する講座等の機会等を通じて配布していきます。

図 23) 流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」



④ 認知症の方を支える家族の会

【事業概要】

介護者支援のため、家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び高齢者なんでも相談室が隔月で認知症の方を介護する家族のための集いを開催しています。助言者や専門職から認知症に関する情報提供やアドバイスをおこない、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

【取組の方向性】

引き続き認知症の人と家族の会千葉県支部や認知症サポート医などの助言者を招き、介護者の精神的負担の軽減を図られるよう運営していきます。

また、第6期で民間事業者が主催する「認知症カフェ」が立ち上がっており、第8期においても、高齢者なんでも相談室と連携し、広報への協力や助言者の派遣などにより運営の支援を行います。

⑤ 若年性認知症の方と介護者への支援

【事業概要】

若年性認知症は、65歳未満に発症する認知症であり、経済的な問題や配偶者に介護の負担が集中するという特徴があります。

また、医療・介護だけでなく雇用や障害等様々な制度に関する支援が必要となります。

このような特徴があることから、若年性認知症の方と介護者を対象に、心身の健康保持や介護負担の軽減のため、本人や家族（介護者）への情報提供や参加者同士の交流、助言者や専門職からアドバイスを行う若年性認知症の集いを平成29年度から開催しています。

また、若年性認知症に関する個別相談を受けた際には、必要に応じ千葉県若年性認知症コーディネーターと適切に連携し、支援しています。

【取組の方向性】

引き続き若年性認知症の方が適切な支援を受けられるようこれらの取り組みを継続します。

(3) 認知症バリアフリーの推進

① SOS ネットワーク（高齢者支援課）

【事業概要】

警察、市、学校、介護事業所等と連携するとともに、安心メールで市民、自治会、地区社会福祉協議会をはじめとした安心メール登録者にも協力を依頼し、早期に徘徊等の行方不明者を発見・保護し、徘徊する高齢者を介護する家族などの安心の一助を図ります。

【取組の方向性】

徘徊等の行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行う必要があります。夜間や休日の連絡には制約が生じることがあります。

認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図るとともに、広域対応、夜間、休日対応を検討していきます。

また、流山市安心メールの登録を推進し、より多くの市民及び事業者等に情報提供を呼びかけられるよう努めます。

② チームオレンジの整備

【事業概要】

認知症サポーター養成講座を受講して「認知症についての正しい知識」を身に着けた認知症サポーターが誕生しています。

今後、地域において認知症の人や家族の困りごとと認知症サポーターをつなげる具体的な取り組みを進め、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指していきます。チームオレンジは、認知症サポーターの認知症の人や家族を「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動で、認知症の人にもメンバーの一員として役割を持ち、地域住民等のサポーターと一緒に、地域の認知症の人の話し相手や見守りなどを行います。

【取組の方向性】

今後、認知症サポーターを対象にした、チームのメンバーとなるためのステップアップ研修の開催及び既存のオレンジカフェに併設し、カフェのスタッフとして役割を担ったり、認知症の人の話し相手になる等の活動を検討し、チームオレンジの立ち上げを目指します。

また、認知症地域支援推進員にチームオレンジへの協力を働きかけていきます。

5 高齢者の住まいに係る施策の推進

(1) 高齢者が安心して居住する場の確保

① 高齢者の住み替え支援（建築住宅課・高齢者支援課）

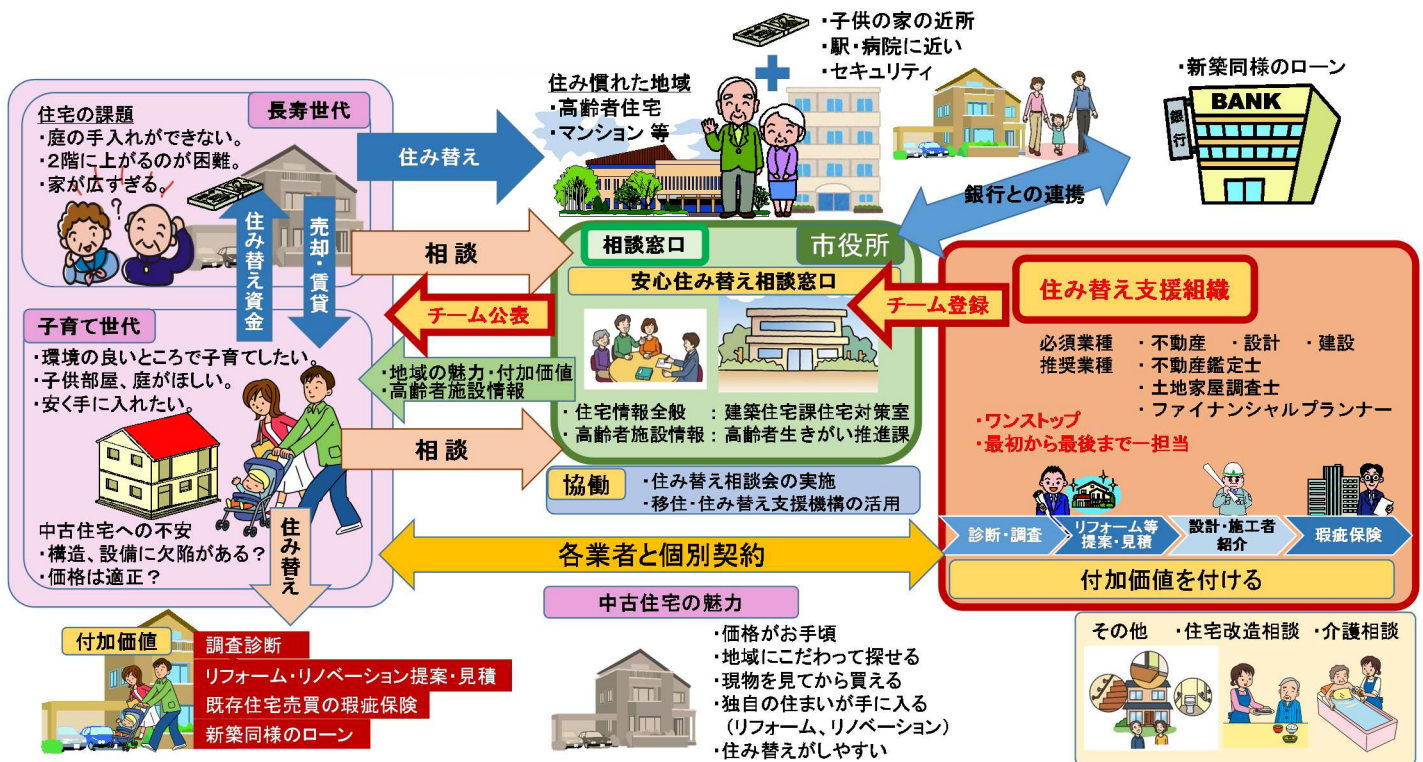
【事業概要】

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理が困難になり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。住宅の賃貸や売却、リフォームや二世帯住宅への建て替え、マンションへの住み替えや高齢者向け住宅等への入居など、高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援していきます。

図 24) 高齢者住み替え支援制度



② ケアハウス（高齢者支援課）

【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に不安のある高齢者の居住場所として、ケアハウスの情報を提供します。

【取組の方向性】

ケアハウスへの入居を必要とする方に対して、既存施設の情報を丁寧に説明していきます。

③ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、自立生活に不安のある高齢者の居住場所が求められています。バリアフリー化され暮らしやすい環境を考慮した住まいとして、民間活力によって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めるとともに市民への施設情報の提供に努めます。

【取組の方向性】

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用により介護がより必要な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。また、質の確保を図るため介護相談員の活用や未届けの有料老人ホームが確認された場合は千葉県に情報提供を行います。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものの設置状況（令和2年8月1日現在）

項目	箇所数	総定員数
住宅型有料老人ホーム	10 か所	424 人
サービス付き高齢者住宅	14 か所	497 人

（2）在宅の居住環境の整備

① 住宅改修支援事業（介護支援課）

【事業概要】

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、適正な住宅改修を支援していきます。

【取組の方向性】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

② 住宅改造費の助成（高齢者支援課）

【事業概要】

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、住宅の改造費の一部を助成します。

【取組の方向性】

手すり等のバリアフリー設備の設置費用の一部を助成することで、引き続き自宅での生活を安心して継続できるよう支援するとともに、自宅での転倒を始めとした重傷事故の抑制を図っていきます。

第2章 高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

(1) 予防給付サービスの推進（介護支援課）

要支援 1～2 の方を対象に、要介護状態にならないよう身体機能の維持・向上を図るサービスです。

【予防給付サービスにおける取組の方向について】

介護予防サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護予防サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成 30 年度から令和 2 年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は 1 か月あたりの利用者数の推計です。

① 介護予防訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取組の方向性】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延回数			
	実人数			

② 介護予防訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

【取組の方向性】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延回数			
	実人数			

③ 介護予防居宅療養管理指導

【事業概要】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導をします。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

④ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑤ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延日数			
	実人数			

⑥ 介護予防福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑧ 特定介護予防福祉用具販売

【事業概要】

要支援者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑨ 介護予防住宅改修

【事業概要】

要支援者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑩ 介護予防支援（介護予防ケアプランの作成）

【事業概要】

要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用するためには、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）または自己（本人または家族）で作成するケアプランが必要となります。

要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

(2) 介護給付サービスの推進（介護支援課）

要介護 1～5 の方を対象に、自立した生活を継続するためのサービスです。

【介護給付サービスにおける取組の方向性について】

介護サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成 30 年度から令和 2 年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は 1 か月あたりの利用者数の推計です。

■在宅サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

居宅において介護を受ける要介護者（居宅要介護者）に対し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【取組の方向性】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延回数			
	実人数			

② 訪問入浴介護

【事業概要】

居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

【取組の方向性】

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延回数			
	実人数			

③ 訪問看護**【事業概要】**

訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延回数			
	実人数			

④ 訪問リハビリテーション**【事業概要】**

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延回数			
	実人数			

⑤ 居宅療養管理指導**【事業概要】**

居宅要介護者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑥ 通所介護（デイサービス）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延回数			
	実人数			

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

主治医により通所リハビリテーションが必要と認められた居宅要介護者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延回数			
	実人数			

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延日数			
	実人数			

⑨ 短期入所療養介護（ショートケア）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延日数			
	実人数			

⑩ 福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅要介護者の方に、日常生活上の便宜を図るため、また、要介護者等の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑪ 特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取組の方向性】

第8期介護保険事業計画中に〇〇床の整備を進めます。介護付有料老人ホームは住所地特例の対象施設のため、流山市外に居住していた方が入居しても本市の被保険者とはなりません。そのため〇〇床のうち、約7割である〇〇床に、本市の被保険者が入居するものとして計画値を作成しました。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑫ 特定福祉用具販売

【事業概要】

居宅要介護者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑬ 住宅改修

【事業概要】

居宅要介護者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑭ 居宅介護支援（ケアプランの作成）

【事業概要】

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）または自己（本人または家族）が作成するケアプランが必要となります。適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

■施設サービス

⑮ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業概要】

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護高齢者（原則として要介護3以上）を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

第7期計画終了時点での市内の整備数は、10施設818床です。入所希望は、令和2年7月1日現在で292名となっています。この入所希望者の解消のため、第8期介護保険事業計画に、合計190床の整備を進めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑯ 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業概要】

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養が困難な要介護高齢者に対して、看護や機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目指します。

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑰ 介護療養型医療施設（療養型病床群）

【事業概要】

長期にわたり療養を必要とする要介護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

【取組の方向性】

本市の介護療養型医療施設は平成23年度に廃止となりました。表中の人数については他市町村の介護療養型医療施設の利用者見込数です。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

(3) 地域密着型サービスの推進（介護支援課）

住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とし、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。原則として流山市民のみ利用することが出来ます。

【給付サービスにおける取組の方向性について】

介護（予防）サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護（予防）サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成 30 年度から令和 2 年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は 1 か月あたりの利用者数の推計です。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業概要】

中重度の要介護者を主な対象として、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、必要な時間に必要なケアを提供するほか、24 時間いつでも事業所のオペレーターと会話ができ、必要なときには随時の訪問対応を提供するサービスです。

【取組の方向性】

令和 2 年 8 月現在において、3 事業所がサービスを提供しています。第 8 期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、原則新たな整備を行いません。

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延人数			
	実人数			

② 地域密着型通所介護

【事業概要】

平成 28 年度から、介護給付サービスの通所介護のうち定員 18 名以下の事業所は、地域密着型サービスに移行しました。居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

令和 2 年 8 月現在において、14 事業所がサービスを提供しています。第 8 期介護保険事業計画中は、現在の稼働率や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及の観点から、原則新たな整備を行いません。

項目		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	年延回数			
	実人数			

③ 認知症対応型通所介護

【事業概要】

通所してきた認知症の居宅要介護者（居宅要支援者を含む。）に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練を行います。

【取組の方向性】

令和2年8月現在において、2事業所がサービスを提供しています。第8期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、新たな整備は行いません。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延回数			
	実人数			

④ 小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

居宅要介護者（居宅要支援者を含む。）を対象に、「通い」を中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することにより、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

令和2年8月現在において、4事業所が各日常生活圏域に拠点をもち、サービスを提供しています。第8期介護保険事業計画中は、現在の稼働率等を鑑み、原則新たな整備は行いません。

予防給付サービス分

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

介護給付サービス分

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【事業概要】

認知症要介護者（認知症要支援者であって要支援2に該当する者を含む。）を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

令和2年8月現在において、11事業所（14ユニット）がサービスを提供しています。第8期介護保険事業計画は、現在の稼働率等を鑑み、原則新たな整備は行ないません。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

入居定員が29人以下である施設に入居している要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

【取組の方向性】

令和2年8月現在において、2施設がサービスを提供しています。第8期介護保険事業計画は、現在の稼働率等を鑑み、新たな整備は行ないません。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

【事業概要】

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者を対象に、小規模多機能型居宅介護のサービスに、必要に応じた訪問看護を組み合わせたサービスです。

【取組の方向性】

令和2年8月現在において、1事業所がサービスを提供しています。第8期介護保険事業計画中は、サービスの安定化を図るため、新たな整備は行ないません。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）

① 訪問型サービス（第一号訪問事業）

【事業概要】

要支援認定者又は事業対象者（以下「要支援認定者等」といいます。）に対し、居宅において、身体介護及び生活援助を行います。《67 頁 参照》

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

② 通所型サービス（第一号通所事業）

【事業概要】

要支援認定者等に対して、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持・向上を図るものです。《68 頁 参照》

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			
	実人数			

③ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

【事業概要】

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室が要支援認定者等に対してアセスメントを行い、その状態、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。《68 頁 参照》

【取組の方向性】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延人数			

(5) 介護保険サービスの質の充実・適正化の推進（介護支援課）

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援

【事業概要】

市内の事業所に勤務する介護支援専門員に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

【取組の方向性】

第7期と同様に、流山市介護支援専門員連絡会が主体となり、業務の中で課題や社会情勢に応じた研修を積極的に行っていくことで、今後も支援を継続していきます。

② シルバーサービス事業者連絡会

【事業概要】

誰もが安心して利用できる社会サービス体制を実現するために、市内で介護サービスを提供する事業者に対し、事業者間の情報共有・サービスの維持向上を目的とした連絡会や研修会開催の支援を行います。

【取組の方向性】

第7期と同様に、流山市シルバーサービス事業者連絡会が主体となり、市内で介護サービスを提供する事業者間の連携や相互補完を進め、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上を図ります。

③ 介護相談員派遣

【事業概要】

介護相談員が、介護サービス提供する事業所を訪ね、サービスを利用する方等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

【取組の方向性】

介護相談員派遣事業の推進のため、活動状況の公表、介護相談員だよりの発行、事業者説明会等により、サービス利用者及び事業者に事業の趣旨の理解を目指していきます。

④ 介護保険制度モニター

【事業概要】

介護保険サービス利用者に限らず、市内の要介護者等へ介護保険制度に対する意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、それをもとに市内で提供される介護サービスの質の向上と、介護保険制度の充実を図っていきます。

【取組の方向性】

介護保険制度モニター連絡会議を通じて、介護保険制度に対する意見、要望、情報を提供していただき介護保険サービスの質の向上を図ります。また、3年毎の介護保険事業計画の改正に向け、市民の声を反映させます。

⑤ 自立支援型リハビリテーションの推進

【事業概要】

要支援・要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で生活を継続するためには、本人の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援することが重要です。

そのためには、リハビリテーションによって、心身機能の向上のための機能回復訓練に加え、本人の潜在する能力を最大限に発揮させて日常生活の活動意欲を高め、家庭での役割や社会参加を促進し、その人らしい生活の質の向上を目指す自立支援型のリハビリテーションを提供する体制を構築することが求められています。

令和元年度から、市内の通所リハビリ及び通所介護の5事業所において、利用者本人の潜在的な能力に関する情報、自分らしい生活の再獲得に関する意欲などを把握・分析することができる社会的自立支援アウトカムスケールを用いた自立支援型のリハビリテーションの提供に取り組んでいます。家庭や地域での役割を取り戻すことで生きがいの再獲得に結び付いた事例も生まれています。

【取組の方向性】

現在取り組んでいる自立支援型のリハビリテーションについて、市内の通所リハビリ、通所介護、訪問リハビリ等において幅広く取り組めるよう取り組みます。

具体的には、社会的自立支援アウトカムスケールを用いた自立支援型のリハビリテーションに関する研修の受講を支援するとともに、定期的に事例検討を中心としたフォローアップの機会を設けます。

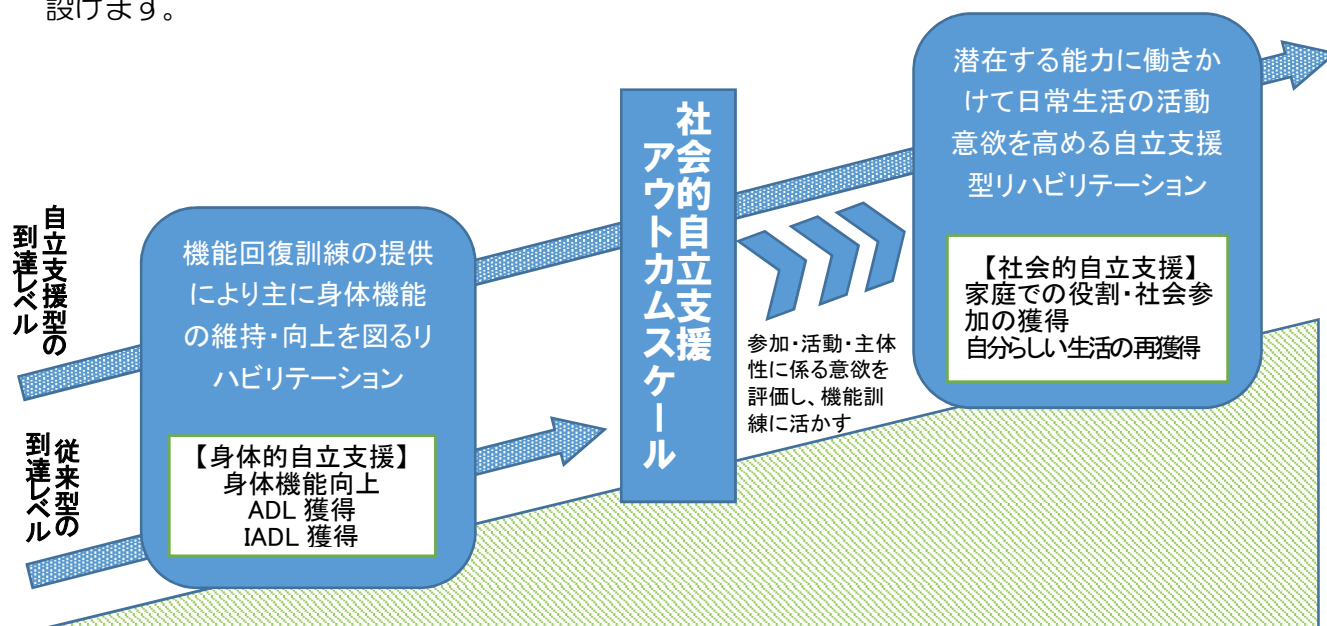


図 25) 自立支援型リハビリテーションのイメージ

⑥ 給付適正化

【事業概要】

介護サービス利用者に対して利用状況及び介護給付費を通知し、介護保険への理解と事業所の不正請求防止を図ります。また、市職員が居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの点検及び指導を行います。

【取組の方向性】

介護保険事業の適正かつ効率的な運営のために、不適切な給付の削減及び自立支援に資するケアプラン指導を通じて、介護給付の適正化を図ります。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	介護給付費通知回数			
	ケアプラン点検実施事業所数			

(6) 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

- ① 要介護・要支援認定者数の見込み
- ② 介護サービスの利用量の見込み
- ③ 介護保険事業にかかる総費用の見込み
- ④ 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定
- ⑤ 第7期と第8期の介護保険料所得段階設定の比較

資料編

■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿

■ 計画の策定過程

■ 諮問書

■ 答申書

■ 第7期（平成30年度～令和2年度）介護保険事業の実績

■ 用語集

流山市高齢者支援計画（素案）

（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

— 令和3年度～令和5年度 —

令和2年8月

企画・編集：流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
高齢者支援課・介護支援課

住所：〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111（代表）

